# 生活衛生•食品安全企画課 国際食品室

#### 〈生活衛生・食品安全企画課〉

·令和3年度 生活衛生·食品安全関係予算(案)の概要······2
・カネミ油症に関する行政協力について・・・・・・・9
・カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律(概要)H24.8.29 成立・・・・・・・11
・カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針(概要)・・・・・・・・・・12
・カネミ油症患者に対する支援施策について・・・・・・13
・カネミ油症累計認定患者数・・・・・・14
・カネミ油症患者に対する健康調査支援金等の生活保護制度上の取扱いについて・・・・・・・15
・油症患者健康実態調査対象者等の情報連携について・・・・・・・・・・・・・・・17
・カネミ油症患者の同居家族の認定申請のご案内・・・・・・・20
·令和4年度 受療券利用可能医療機関追加要請対象一覧······24
·令和4年度油症検診実施状況調査······26
・森永ヒ素ミルク中毒事件に関する行政協力について・・・・・・・・・・27
・(公財)ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)・・・・・・・・29
・(公財)ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について(依頼)・・・・・・・36
・(公財)ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に
関する相談への協力について(依頼)・・・・・・・・・・37
・(公財)ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の施設入所等の取組に
対する協力について(依頼)・・・・・・・38
・ひかり協会が「自立奨励金」の見直しにより創設した「健康管理手当」の周知と同
手当の生活保護制度における取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
・森永ひ素ミルク中毒被害者の住所不明者の情報提供について(依頼)・・・・・・・・・・・49
・(公財)ひかり協会による障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者への適切な
サービス提供に向けた取組に対する協力について(依頼)・・・・・・・・・・・・・・・・・51
・令和4年度リスクコミュニケーション開催実績一覧・・・・・・・・・・77
・生活衛生等関係行政の権能強化のための関係法律の整備に関する法律案の概要・・・・・・78
〈国際食品室〉
・コーデックス委員会・・・・・・・・84
- コーデックス委員会組織図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・84

## 令和5年度 生活衛生・食品安全関係予算案の概要

## 1. 食の安全・安心の確保など

283億円(253億円)

- ※ 他 局 計 上 分 を 含 む
- ※デジタル庁計上分を含む
- (1)残留農薬・食品用容器包装等の規格基準策定等の推進【一部新規】16億円(16億円)

残留農薬・食品用器具・容器包装等の規格基準の策定等を計画的に進める。特に、 残留農薬の基準設定に係る分析法の開発の推進や一日摂取量調査等を行う。また、従 来にはない新開発食品(細胞培養食品等)等について、最新の科学的知見や海外の取 組状況等の収集及び安全性確保に係る検証を実施する。

(2) HACCP の制度化などによる的確な監視・指導対策の推進等4.3億円(5.1億円)

食品衛生法の改正により令和3年6月に完全施行された HACCP(※)に沿った衛生管理が食品等事業者において円滑に実施されているか等、対応状況の実態把握、導入効果の検証を行い、HACCP 実施のための手引書の見直しや、自治体による指導方法の改善等につなげる。

- ※ HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point): 食品の製造・加工工程で発生 するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析し、特に重要な対策のポイントを重要 管理点として定めた上で、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理 の手法
- (3)検疫所における輸入食品の監視体制の確保等【一部新規】 249億円(217億円)
- ① 輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化

249億円の内数(217億円の内数)

経済連携協定の進展等に伴い、今後も海外からの輸入食品の増加が見込まれること を踏まえ、食の安全・安心を守るため、輸入食品監視指導計画に基づき、輸入食品の 適切な監視指導を徹底するための体制強化を図る。

#### ② 検疫所における検査体制等の機能強化等

249億円の内数(217億円の内数)

国際的に脅威となる感染症の水際対策に必要な検疫機能の強化を図るため、人的・物的体制を整備する。また、令和5年度に横浜検疫所を新合同庁舎に移転するなど、 検査体制の整備等を進める。

#### (参考)【令和4年度第二次補正予算】

• 水際対策を着実に実施するための検疫体制の確保

592億円

新型コロナウイルス感染症の国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止する とともに、国際交流による経済回復の両立を図る観点から、国際的な人の往来の活発化に 向け、待機施設の確保等、引き続き、水際対策の着実な実施を進める。

#### (4) 食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等

14億円(14億円)

① 食品に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進 9百万円(9百万円)

食品安全に対する消費者の意識の高まりなどに対応するため、食品安全基本法や食品衛生法に基づき、消費者等への積極的な情報提供や双方向の意見交換を行う。

② 食品の安全の確保に資する研究の推進

9 4億円(9 4億円)

国民の健康へ直接的に影響を及ぼす食品の安全に関して、改正食品衛生法の円滑な施行、食品の輸出入の拡大、新たな食品生産・加工技術の進展等を背景として、科学的根拠に基づいて適切に施策を推進するために必要な研究を行う。

③ カネミ油症患者に対する健康実態調査等の実施

4.2億円(4.2億円)

カネミ油症患者に対する総合的な支援施策の一環として、ダイオキシン類を直接経 口摂取したことによる健康被害という特殊性を踏まえ、患者の健康実態調査を実施し、 健康調査支援金の支給等を行う。

(5) 農林水産物・食品の輸出拡大に向けた対応の強化((1)(2)(4)の一部再掲) 1.7億円(1.8億円)

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づき、輸出施設の認定加速化、 証明書発行の迅速化等の取組を行う。

## 2. 強靱・安全・持続可能な水道の構築

### 372億円(387億円)

※他府省計上分を含む ※災害復旧費を除く

国民生活を支えるライフラインである水道について、水道施設の耐震化及び水道事業の広域化を図るとともに、安全で良質な給水を確保するための施設整備や、水道事業の IoT 活用等を進める。

#### (参考)【令和4年度第二次補正予算】

• 水道施設の耐災害性強化等

371億円 ※他省計上分を含む ※災害復旧費を除く

緊急時用連絡管等の整備や水道事業の広域化に伴う施設整備、IoT・新技術を活用した業務の効率化や付加価値の高い水道サービスの実現に加え、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、地方公共団体が実施する浄水場等の停電対策・土砂対策・浸水対策等の耐災害性強化対策及び上水道管路(基幹管路)の耐震化対策を図るための施設整備等に必要な経費について、財政支援を行う。

## 3. 生活衛生関係営業の活性化や振興など【一部新規】 42億円(46億円)

生活衛生関係営業の振興・発展を図るための組織基盤や相談支援体制の確保を行うとともに、生活衛生関係営業について収益力の向上等を図り、新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰等の影響により悪化した業績を回復するための支援等を行う。

#### (参考)【令和4年度第二次補正予算】

・生活衛生関係営業者の経営改善に向けた支援等 12億円 生活衛生関係営業者の経営改善に向けた支援、専門家による相談支援、デジタ ル化推進のサポート、及び日本政策金融公庫による資金繰り支援を実施する。

## 4. 復興関連施策(復興庁計上)

食品中の放射性物質対策の推進

97百万円(97百万円)

食品中の放射性物質の安全対策を推進するため、食品中の放射性物質の摂取量等の 調査や流通段階での買上調査を実施するなどの取組を行う。

・水道施設の災害復旧に対する支援

2.5億円(2.8億円)

東日本大震災で被災した水道施設のうち、各自治体の復興計画に基づき、令和5年 度に実施する施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

・被災した生活衛生関係営業者への支援 22百万円(7百万円)

株式会社日本政策金融公庫が東日本大震災復興特別貸付等の融資を行うために必要 な財政支援を行う。

## 令和5年度 生活衛生・食品安全関係予算案 総括表 1. 食の安全・安心の確保など

(単位:百万円)

	_				_		位:日カロ)
_		令和4年度		令和5年度		対前年度	対前年度
事    項		当初予算額 (A)		予 算(案) (B)		増 Δ 減 額 (B)-(A)	比 率 (B)/(A)
		(A)		(D)		(B) — (A)	(B)/(A)
	/	1,645 >	/	1,574 >	/	Δ 71 >	95.7%
(1) 残留農薬・食品用容器包装等の規格基準策定等の推進		1,645		1,574		Δ 71 ×	95.7% 95.7%
	/	939 >	/	885 >	/	Δ 54 >	94.2%
・残留農薬・食品添加物等の規格基準策定の推進		939		885		△ 54	94.2%
		595 >		579 >		Δ 16 >	97.3%
・食品用器具・容器包装などの安全確保対策の推進		595		579	\	Δ 16 ×	97.3%
		36 >		36 >		0 >	100.0%
・食品汚染物質に係る安全確保対策の推進		36		36			
						0	100.0%
・健康食品の安全確保対策の推進		75 >	<	75 >		0 >	100.0%
		75		75		0	100.0%
(2) HACCPの制度化などによる的確な監視・指導対策の推進等	<	507 >	<	434 >	<	Δ 73 >	85.6%
		299		287		Δ 12	96.0%
・食中毒その他国内の監視指導対策の徹底	<	115 >	<	114 >	<	Δ1>	99.1%
	<u> </u>	91		91	<u> </u>	0	100.0%
┃ ・輸出促進も視野に入れた事業者の衛生管理対策の推進	<	392 >	<	320 >	<	△ 72 >	81.6%
和田及との元却で入れのこ子不日の用工日空が不めにと		208		195		Δ 13	93.8%
(3) 検疫所における輸入食品の監視体制の確保等	<	21,749 >	<	24,916 >	<	3,167 >	114.6%
(3) 快後がに3317る制入及品の血沈体制の確保寺		21,012		24,238		3,226	115.4%
① 輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化	<	21,749 >	<	24,916 >	<	3,167 >	114.6%
① 輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化		21,012		24,238		3,226	115.4%
	<	21,749 >	<	24,916 >	<	3,167 >	114.6%
② 検疫所における検査体制等の強化等		21,012		24,238		3,226	115.4%
	<	1,368 >	<	1,363 >	<	Δ5>	99.6%
(4) 食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等		406		402		△ 4	99.0%
① 食品に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の	<	9 >	<	9 >	<	0 >	100.0%
推進		9		9		0	100.0%
	<	937 >	<	937 >	<	0 >	100.0%
② 食品の安全の確保に資する研究の推進		5		5		0	_
	<	422 >	<	417 >	<	Δ5>	98.8%
③ カネミ油症患者に対する健康実態調査等の実施		393		388		<u> 5</u> δ	98.7%
	<	177 >	<	174 >	<	Δ 3 >	98.3%
(5) 農林水産物・食品の輸出拡大に向けた対応の強化(再掲)	`	121	`	121		0	100.0%
	/	25,268 >	/	28,287 >	/	3,018 >	111.9%
合計(一般会計)	`		l_	,			100.1%
口引(一放女引)	L	9,301 ]	L	9,311 ]	L	10]	
		23,362		26,501		3,138	113.4%

## <東日本大震災復興特別会計>

(単位:百万円) 食品中の放射性物質対策の推進 97 97 0 100.0%

- 注 ・計数は、それぞれ四捨五入しているので、端数において合計と一致しない場合がある。
  - ・上段く >は他局計上分及びデジタル庁計上分を含む。
  - ・(3)には検疫所の人件費を含んでおり、合計欄の[ 」は検疫所の人件費分。

## 2. 強靱・安全・持続可能な水道の構築

(単位:百万円)

事項	令和4年度 予算額	令和5年度 予算(案)	対前年度 増△減額	対前年度 比 率	備   考	
強靱・安全・持続可能な水道の構築	< 39,192> 27,169	< 37,640> 24,991	△ 2,178	92.0%		
1. 施設整備費等	< 39,096> 27,085	< 37,546> 24,908	△ 2,177	92.0%		
(1)水道施設整備費補助	< 16,848> 4,841	< 16,949> 4,314	△ 527	89.1%		
(2)指導監督事務費	< 54> 50	< 53> 50	0	100.0%		
(3)北方領土隣接地域振興等事業補助率差額	1	1	0	100.0%		
(4)水道施設災害復旧事業(東日本大震災を除く)	356	356	0	100.0%		
(5)水道施設整備事業調査費等	33	33	0	100.0%		
(6)生活基盤施設耐震化等交付金	21,804	20,154	△ 1,650	92.4%		
2. 水道安全対策等	< 96> 84	< 94>	Δ1	98.8%	1. 水道水源水質対策等の推進	26
					2. 新水道ビジョンの推進 水道インフラシステム輸出拡大推進事業 官民連携等基盤強化支援事業費 水道の基盤強化方策推進費 水道施設強靱化推進事業 3. 給水装置対策の推進 4. その他(国際分担金など)	37 16 11 5 4 12

注:上段〈 〉は他府省計上分を含む。

## 東日本大震災に係る水道施設の災害復旧に対する支援

(単位:百万円)

事項	令和4年度 予算額	令和5年度 予算(案)	対前年度 増ム減額	対前年度 比 率	備	考
東日本大震災に係る水道施設の災害復旧に対す る支援(東日本大震災復興特別会計)	277	254	△ 23	91.7%	復興庁一括計上 ·水道施設災害復旧事業	254

## 3. 生活衛生関係営業の活性化や振興など

(単位:百万円)

				1	(年位:ログ) ]/
	令和4年度	令和5年度	対 前 年 度	対 前 年 度	
事項	当初予算額	予算(案)	増 △ 減 額	比 率	備考
	(A)	(B)	(B)-(A)	(B)/(A)	
生活衛生関係営業の活性化や振興など	4,586	4,246	△ 341	92.6%	
工石用工民派占未の石圧にで派突なと	4,300	4,240	<u> </u>	32.070	
1 生活衛生金融対策費	3,369	3,023	△ 346	89.7%	株式会社日本政策金融公庫補給金
2 生活衛生関係営業行政経費	1,217	1,222	5	100.4%	
(1) 生活衛生等関係費	41	47	6	113.4%	
、	ייד			110.7/0	
ア 生活衛生関係営業振興等対策費	9	19	10		(新規)生活衛生関係推進事業委託費
					10百万円
イ 建築物環境衛生管理対策費	32	28	△ 4	86.2%	
(a) (1 ) - r (h- 11 324 344 1 1 hrfr + + + + + + + + + + + + + + + + + +					
(2) 生活衛生営業対策費	1,176	1,176	Δ 0	100.0%	
ア 生活衛生関係営業対策事業費 補助金	1,158	1,159	1	100.1%	生活衛生関係営業収益力向上事業
					104百万円
(全国指導センター、都道府県、 連合会・組合)					
イ ビルクリーニング業における外国 人材確保事業費	12	12	0	100.0%	
ウ ビルクリーニング分野技能習得支援					
事業費	6	5	Δ1	87.4%	
3 医師等国家試験費	1	1	0	100.0%	
(1) 建築物環境衛生管理技術者 国家試験費	1	1	0	100.0%	
□ / ハロベッツ/ シベ					

## <東日本大震災復興特別会計>

(単位:百万円)

被災した生活衛生関係営業者への支援	7	22	15	303.3%	
(復興庁計上)					
株式会社日本政策金融公庫出資金	7	22	15	303.3%	

## カネミ油症に関する行政協力について

## 1. 概 要

昭和43年10月、西日本を中心に広域にわたって、ライスオイル(米ぬか油)による食中毒が発生。

<令和4年12月末現在までの累計認定患者数>

- 2,367人(うち同居家族認定343人、うち生存患者数約1,400人)
- ※ 事件発生直後、厚生省は九州大学を中心とした油症研究班に診断基準の策定を依頼(これを参考に各自治 体が患者を認定)。

事件の原因

・カネミ倉庫社製ライスオイル(米ぬか油)中に、脱臭工程の熱媒体として用いられた <u>鐘淵化学工業(現カネカ)社製カネクロール(PCB、PCDF等)が混入したこと</u>。

患者の症状

- ・ 吹出物、色素沈着、目やになどの皮膚症状
- ・ 全身倦怠感、しびれ感、食欲不振等の症状等

## 2. 三者協議

平成24年8月に成立した「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づく基本指針(告示)に基づき、国(厚生労働省、農林水産省)、カネミ倉庫株式会社、カネミ油症患者による三者協議を定期的に開催し、カネミ油症患者に関する施策の推進のために必要な事項について協議を実施。

これまで三者協議を計20回開催してきたところ。

## 3. 行政協力

国及び関係地方公共団体は「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づき、カネミ油症患者に関する施策を策定し、実施している。

## カネミ油症に関する行政協力 (お願い)

## ○健康実態調査の実施

- ・認定患者に対する調査票の送付や要介護者等への記入の介助
- ・健康調査支援金の迅速な支払い(遅くとも9月末まで)
- ・油症相談支援員の設置の積極的な活用

## ○受療券利用可能医療機関の拡大

・患者からの要望がある医療機関に対して、市町村、地域の関係団体(県医師会等) と連携の上、**協力要請** 

## ○カネミ油症検診の実施

・油症治療研究班と連携して、必要な検診体制の整備、検診日や場所など、**日程面、交 通面等の利便性を高める**ように工夫

### ○認定について

- ・広報誌やホームページを活用した周知
- ・油症治療研究班による油症患者診定委員会との連携を図り、計画的な認定の実施

## ○カネミ油症に関する情報提供及び相談支援の推進

- ・患者からの医療費の支払や健康、生活面に関する相談対応
- ・広報誌やホームページ等を通じたカネミ油症に関する正しい知識の普及

## カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律(概要) H24.8.29成立

カネミ油症患者が置かれている事情に鑑み、カネミ油症患者に関する施策に関し、①**基本理念**を定め、②**国等の責務**を明らかにし、③**基本指針**の策定について定めるとともに、④**施策の基本となる事項**を定めることにより、カネミ油症患者に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

\*カネミ油症患者の適切な医療の確保。生活の質の維持向上。

\*カネミ油症に関する 専門的・学際的・総合 的な研究の推進による 診断、治療等の技術の 向上。その成果の普 及・活用・発展。

- \*カネミ油症患者等の人権が尊重され、差別されないように配慮。
- \*原因事業者に対する 国の支援は、カネミ油 症患者の生活の質の維 持向上に資することを 旨として行われるもの とする。

#### 玉

基本理念にのっとり、 施策を総合的に策定・実施

#### 関係地方公共団体

基本理念にのっとり、 国との連携を図りつつ、地域の特性に応じた施策を策定・実施

## 原因事業者

医療費の支払その他被害の 回復の誠実な実施等

#### 国民

正しい知識を持ち、カネミ 油症患者等が差別されない ように配慮

## 基本指針

厚生労働大臣及び農林水産大臣は、カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進を図るため、基本的な指針を策定

## 基本的施策

原因事業者による医療 費の支払その他被害の 回復の支援

カネミ油症患者の健康 状態の把握

診断基準の見直し及び 調査・研究の促進等

カネミ油症患者に対する医療提供体制の確保

症状・治療等に関する 情報の収集・提供、相 談支援の推進

#### <附則>

- ・政府は、法律の施行後三年を目途として、施行状況を勘案し、施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- ・経済的社会的環境の変化等により原因事業者の事業の継続が困難となることが明らかとなった場合には、この法律の規定について速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。 11

基本理念



玉

等

責

務

## カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針(概要)

H24.11.30施行 H28.4.1一部改正

#### ○原因事業者による医療費の支払等の被害の回復の支援

#### <医療費の支払の支援>

今後とも、最大限、カネミ倉庫株式会社が保有する倉庫の有効かつ安定的な活用を図り、将来にわたって医療費がカネミ倉庫株式会社から確実に支払われるようにする。

#### <一時金の残余等の支払の支援>

カネミ倉庫株式会社による新たな倉庫の活用のための取組を 支援するとともに、政府所有米穀の保管の委託数量の拡大等に よる収入の増加を図り、その利益について一時金の残余等の支 払に適切に充てられるようにする。

#### < 上記施策の実施の確保>

カネミ油症患者に対し医療費や一時金の残余等が確実に支払 われるよう、その状況について把握するとともに、必要に応じ てカネミ倉庫株式会社に対する指導を行う。

#### ○カネミ油症患者の健康状態の把握

油症の特殊性を踏まえ、油症の調査・研究を更に推進するため、油症患者の健康実態調査を実施し、対象者に「健康調査支援金」を支給する。当面、毎年度実施する。

#### ○カネミ油症の診断基準の見直し、調査、研究

事件当時の同居家族で健康被害を受けた者が、家族内で認定 結果が分かれることのないよう、油症治療研究班に対して、診 断基準を拡大する方向で速やかに結論をとりまとめるよう要請 する。

また、今後とも油症治療研究班への助成を行い、カネミ油症に関する調査及び研究の効果的な推進を図る。

#### ○カネミ油症に係る医療提供体制の確保

厚生労働省や関係都府県等が医療機関等と調整し、油症患者 受療券が利用可能な医療機関の拡大を図るとともに、受療券が 利用可能な医療機関の一覧を作成し、周知を図る。

#### ○カネミ油症の症状、治療等の情報の収集・提供及び相 <u>談支援</u>

油症治療研究班に蓄積される最新の研究成果や医学的知見及び医師の治療の参考となる症例集を、全国の医療機関に対して、インターネット等により速やかに情報提供する等の取組を図る。また、厚生労働省や関係都道府県は、カネミ倉庫株式会社による医療費の支払等に関するカネミ油症患者からの相談に対応する。

#### ○カネミ油症患者に関する施策に関するその他の重要事項

<カネミ油症に関する正しい知識の普及啓発>

カネミ油症患者等が不当に差別されることのないよう、国及 び関係地方公共団体は、カネミ油症に関する正しい知識の普及 啓発に努める。

<関係団体等による定期的な協議等>

国、カネミ倉庫株式会社、カネミ油症患者の三者から構成される定期的な協議の場を設けるとともに、関係省庁から構成される連絡会議の開催を通じ、情報の共有及び施策の連携を図る。 〈新たな支援措置の実施〉

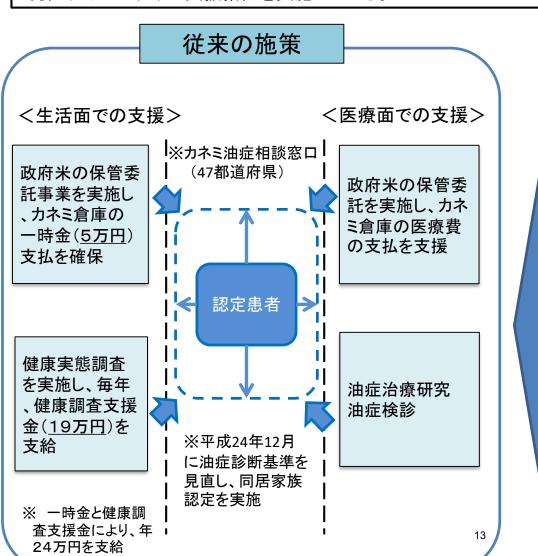
国は、カネミ油症患者が自らの検診の結果を継続的に把握すること及び健康実態調査や検診の後に、希望するカネミ油症患者が健康相談をすることができる体制の充実を図る。

また、漢方薬を用いた臨床研究を含めた更なる調査及び研究 の推進や、油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の更 なる拡大を図る。

さらに、現在油症治療研究班が設けている相談員制度に加え、 新たに相談支援員の設置を進めるとともに、相談員制度における相談員と相談支援員との相互の連携及び相談支援員に対する 研修等の実施を通じて、相談に関するネットワークを構築し、 カネミ油症患者等に対する相談体制の充実を図る。

## カネミ油症患者に対する支援施策について

カネミ油症患者に対する施策については、「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づき、 総合的な支援措置を実施している。同法附則の検討規定を踏まえ、平成28年4月に実施した基本指針の改正により、 現在以下のとおりの支援措置を実施している。



## 平成28年度指針改正による 新たな支援措置

## 〇検診の充実

患者が、油症検診の結果を継続的に把握し、健康 相談を実施できる体制を充実

## 〇治療研究の推進

効果的な治療プログラムの開発に向けて、漢方薬 を用いた臨床研究を推進

## 〇医療提供体制の確保

油症患者受療券の制度の対象となる医療機関の 更なる拡大

## 〇相談体制の充実

都道府県に油症相談支援員の設置を進め、相談に 関するネットワークを構築

#### ■ カネミ油症 累計認定患者数

※累計認定患者数には、死亡者数も含む。 R4.12.31 現在 平成25年度 平成26年度 平成24年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 累計認定患者数 検診 同居認定 受診者総数 (未認定、認定済みの方の合わせ た数) 平成23年度 末以前 同居 認定 検診 同居 認定 認定 
 検診
 同居
 計
 検診
 同居
 計

 認定
 認定
 計
 検診 同居 認定 認定 検診 同居 認定 認定 
 検診
 同居
 計
 検診
 同居

 認定
 認定
 認定
 認定
 検診 認定 検診 同居 認定 認定 計 検診 同居 認定 うち 平成23年度 末以前 うち 平成24年度 以降の検診 認定 うち 同居認定 うち未認定の方で検診 を受けた者数 申請者数 うち認定さ れた者数 うち認定さ れた方の数 北 海 道 青 森 県 岩 手 県 宮城県 秋田県 山 形 県 福島県 茨 城 県 栃 木 県 群馬県 埼 玉 県 千 葉 県 東京都 神奈川県 新 潟 県 富山県 石 川 県 福井県 山 梨 県 長 野 県 岐 阜 県 静 岡 県 愛 知 県 三 重 県 2,367 滋賀県 京 都 府 大 阪 府 兵 庫 県 奈 良 県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広 島 県 山口県 徳 島 県 香 川 県 愛 媛 県 高 知 県 福岡県 佐 賀 県 長 崎 県 熊本県 大 分 県 宮崎県 鹿児島県 

16 196 合計 (注)上記の数字は都道府県からの申告によるものである。

沖 縄 県

   1,966

2,367

食安企発 0628 第 1 号 社援保発 0628 第 1 号 平成 25 年 6 月 28 日

各 都道府県 指定都市 中 核 市 民生主管部(局)長 殿

> 厚生労働省医薬食品局 食品安全部企画情報課長 (公 印 省 略) 厚生労働省社会・援護局 保 護 課 長 (公 印 省 略)

カネミ油症患者に対する健康調査支援金等の生活保護制度上の取扱いについて

平成24年9月に施行された「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」及び同法に基づき平成24年11月に告示された「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」に基づき、本年度より、カネミ油症患者(カネミ油症事件において健康被害を受けた者として、同法第2条第3項に規定するものをいう。)に対して、健康調査支援金(年額19万円)が支給されることとなりました。これは、患者に対する健康実態調査を円滑に実施し、カネミ油症患者の生活の質の維持向上を図ること、ひいてはカネミ油症患者の健康被害の回復に資することを目的としており、カネミ油症健康実態調査に協力した場合に支給されるものです。

また、同法及び同指針を踏まえ、国による支援の下で、過去の訴訟上の和解等に基づく一時金の残余等(年額 5 万円程度)が原因事業者であるカネミ倉庫株式会社よりカネミ油症患者に支払われることとなりました。

健康調査支援金及び一時金の残余等(以下「健康調査支援金等」という。)については、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生事務次官通知)第8の3の(3)のオ「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金」に該当するものです。

このため、保護の実施機関の事前承認があるものであって「当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」は、生活保護法による収入認定から除外さ

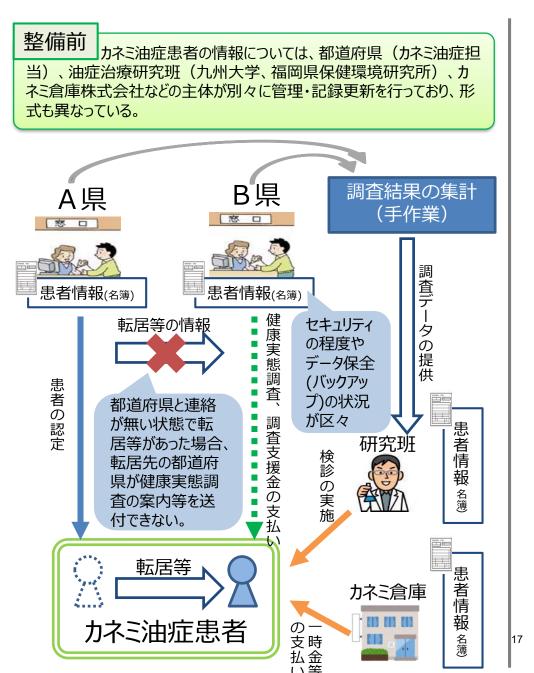
れることとなります。「自立更生のためにあてられる額」としては、カネミ油症 患者は、日々の生活において一般的な程度以上に健康状態の維持管理に配慮を 要していることから、例えば、

- ① 鍼灸やマッサージの通院など保健医療関連の支出(医療扶助で支給する 必要があるものを除く)
- ② 健康上の理由から身体的な負担を極力軽減するための家庭用耐久消費財、 寝具類、家事雑貨の支出
- ③ 健康上の理由から身体的な負担を極力軽減するために、通常よりも支出を要すると考えられる交通費、通信費、家事サービスの支出などが該当するものと考えられますが、個別の認定に当たっては、厚生労働省社会・援護局保護課に情報提供をお願いします。

生活保護における収入認定にあたっては、健康調査支援金等について上記を 踏まえた取扱いとなるよう、貴管内市区町村及び関係機関あて周知をお願いし ます。

## 油症患者健康実態調査対象者等の情報連携について

整備後

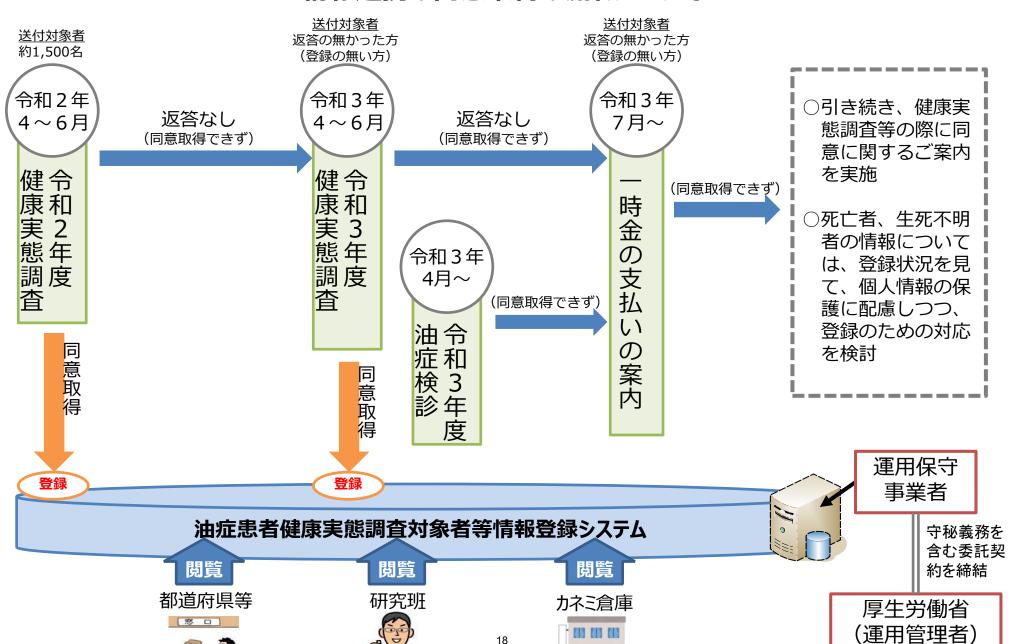


・情報セキュリ 者の情報の管理及び記録を標準化する。また個 ティの確保 別に同意を得て、その範囲に限り他からの閲覧、 ・データ保全 更新を可能とする。(同意がない患者の情報の取 (バックアップ) り扱いは従来どおり) 管理システム B県 A県 患者情報(名簿) を一元化 調査結果 の研究へ 修能を実追の 健康実態調査、 の利活用 を迅速か つ効率的 などの集 患者の認定 転居等があった場 に実施可 合も、患者情報 能にする。 調査支援金の支払 は、システム経由 研究班 で共有されるので、 検診の実施 即座に健康実態 調査の案内等に 反映できる。 転居等 カネミ倉庫 カネミ油症患者 Ø: 支 払 払金

い等

国がシステムを整備し、カネミ油症患

## 情報連携の同意取得の流れについて



## 情報連携に当たって実施するセキュリティ対策について

## 1 安全な通信環境の確保

- ・都道府県との間は原則として、通常のインターネットとは切り離された国及び自治体間を結ぶ専用のネットワークを通じて通信を行います。
- ・全国油症治療研究班等、上記のネットワークが使用できない利用主体についても、国のセキュリティ要件に適合した、暗号化された通信回線を通じて通信を行います。

## 2 不適切な操作の排除

- 情報の流出が生じないよう、本システムから利用者が情報を直接持ち出すことはできません。また、不必要な外部機器の接続も禁止します。
- ・誤った操作による情報の削除が行われないよう、重要な操作については、システムが事前に注意表示を行い利用者に確認を促すこととします。

## 3 バックアップの徹底

- ・登録された情報はすべて、システム上で毎日バックアップを実施します。
- ・万一、システムに障害が発生した場合も、バックアップデータを使用し、速やかに情報を復元します。

## 9

## カネミ油症患者の 同居家族の 認定申請のご案内

平成24年12月から、油症診断基準が改定され、 カネミ油症認定患者の油症発生当時の同居家族の 方が、新たに認定の対象となりました。

## 新たに認定の対象となる方

- 1)から3)をすべて満たす方が対象となります
- 1)油症発生当時、油症患者(認定患者※)と同居していた ※同居家族認定患者は除く。
- 2)油症発生当時、カネミ倉庫社製の米ぬか油を摂取した
- 3)現在、心身の症状があり、治療その他の健康管理が継続的に必要

※申請の受付はお住まいの都道府県等で行います。

先ずは、最終ページにあります相談窓口一覧からお住まいの都道府 県にご相談ください。

## 厚生岃働省

## ٠,

## 申請手続きの流れ



## 1 申請書類の準備

- (1) お住まいの都道府県等のホームページからダウンロードも しくは窓口で直接又は郵送で書類を入手いただけます。
  - ①認定申請書
  - →今回、認定申請される方ご自身で記入して下さい。
  - ②医師の意見書
  - →現在の心身の症状について、申請される方ご自身で記入するとともに、 かかりつけのお医者さんに記入してもらって下さい。
- (2) お住まいの市区町村等で、同居を確認する書類を入手いた だけます。
  - ③ 昭和43年の事件当時、認定患者と同居していたことが確認できる書類

詳細

## 2 申請書類の提出

申請書類を都道府県等に提出して下さい。

- ① 認定申請書 ②医師の意見書
- ③ 昭和43年の事件当時、認定患者と同居していたことが確認できる書類
- ※郵送でも受け付けます。 (FAXでは受理できません)



申請された都道府県等が結果を通知します。

- ★ 油症患者として認定されると、次のような支援が受けられます。
- 国の健康実態調査に協力した場合に、 年19万円の「健康調査支援金」
- カネミ倉庫株式会社から、
  - ・油症と関連する医療費の自己負担分
  - ・ 年5万円程度の給付金



## 昭和43年の事件当時、認定患者と同居していたことが確認できる書類

以下の書類で同居を確認します。詳しくは、お住まいの都道府県にお問い合わせ下さい。

昭和43年の事件当時、申請者と認定患者が以下のいずれかに該当する場合は、 家族関係を確認する書類

- ①夫婦関係
- ②親子関係で、子は高校3年相当以下の未婚
- ③兄弟姉妹で、皆高校3年相当以下の未婚
- <家族関係を示す書類>

## 戸籍謄本、除籍謄本又は、改製原戸籍謄本 【市区町村で入手して下さい】

※兄弟姉妹が現在結婚している場合は、結婚前のもの(親の戸籍謄本など)が 必要です。また認定患者が既に死亡されている場合は、死亡時の住所地の市 区町村に申請が必要です。

### 上記以外の場合は、家族関係と同居を確認する書類

次の1,2の両方が必要です。

<1. 家族関係を示す書類>

## 戸籍謄本、除籍謄本又は、改製原戸籍謄本 「市区町村で入手して下さい」

- ※申請者と認定患者が同一の戸籍にない場合は、親族関係を確認するため、複数のものが必要な場合があります。
- <2. 同居していたことを示す書類(①か②のいずれか)>
  - ① 事件当時の住所がわかる書類。

※事件当時の住所が記載された「戸籍の附票の写し」、事件以前から現在まで現住所に住んでいる場合「住民票の写し」など

- ② ①がない場合、A~Cの全て
  - A 申請者と認定患者の戸籍の附票の廃棄済証明書 【市区町村で入手して下さい】
  - B 当時の生活地域がわかる資料等(卒業証書、在職証明書等)
    - $\times$  Bがない場合は、Cを「三親等以内の親族以外の第三者 2名による陳述書」とすることも可能。
  - C 当時同居していた状況がわかる申請者ご本人以外の2名による陳述書

```
北海道
      011-204-5261
                保健福祉部健康安全局食品衛生課
青森県
      017-734-9214
                健康福祉部保健衛生課食品衛生グループ
岩 手 県
      019-629-5323
                環境生活部県民くらしの安全課
宮城県
      022-211-2644
                環境生活部食と暮らしの安全推進課
秋田県
      018-860-1593
                生活環境部生活衛生課
山形県
      023-630-2677
                防災くらし安心部食品安全衛生課
福島県
      024-521-7245
                保健福祉部食品生活衛生課
茨 城 県
      029-301-3424
                保健福祉部生活衛生課食の安全対策室
栃木県
      028-623-3109
                保健福祉部生活衛生課食品安全推進班食品衛生チーム
群馬県
      027-226-2443
                健康福祉部食品 • 生活衛生課
埼玉県
      048-830-3608
                保健医療部食品安全課
千葉県
      043-223-2638
                健康福祉部衛生指導課
東京都
      03-5320-4405
                福祉保健局健康安全部食品監視課
神奈川県
      045-210-4940
                健康医療局生活衛生部生活衛生課
新潟県
      025-280-5205
                福祉保健部生活衛生課
富山県
      076-444-3230
                厚生部生活衛生課
石川県
      076-225-1443
                健康福祉部薬事衛生課
福井県
      0776-20-0354
                健康福祉部医薬食品・衛生課
山梨県
      055-223-1489
                福祉保健部衛生薬務課
長野県
      026-235-7155
                健康福祉部食品・生活衛生課食品衛生係
岐阜県
      058-272-8280
                健康福祉部生活衛生課
静岡県
      054-221-2538
                健康福祉部衛生課
愛知県
      052-954-6297
                保健医療局生活衛生部生活衛生課
三重県
      059-224-2343
                医療保健部食品安全課
滋賀県
      077-528-3643
                健康医療福祉部生活衛生課食の安全推進室
京都府
      075-414-4773
                健康福祉部生活衛生課
大阪府
      06-6944-6705
                健康医療部生活衛生室食の安全推進課
兵 庫 県
      078-341-7711
                健康福祉部健康局生活衛生課
奈 良 県
      0742-27-8681
                文化・教育・くらし創造部消費・生活安全課
和歌山県
      073-441-2624
                環境生活部県民局食品·生活衛生課
鳥取県
      0857-26-7284
                生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課
島根県
      0852-22-5264
                健康福祉部薬事衛生課食品衛生グループ
岡山県
      086-226-7338
                保健福祉部生活衛生課食の安全推進班
広島県
      082-513-3106
                健康福祉局食品生活衛生課【相談支援員設置】
山口県
      083-933-2974
                環境生活部生活衛生課食の安心・安全推進班
徳島県
      088-621-2229
                危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課
香川県
      087-832-3180
                健康福祉部生活衛生課
愛媛県
      089-912-2395
                保健福祉部健康衛生局薬務衛生課
高知県
      088-823-9678
                健康政策部健康対策課【相談支援員設置】
福岡県
      092-643-3280
                保健医療介護部生活衛生課【相談支援員設置】
佐賀県
      0952-25-7077
                健康福祉部生活衛生課
長崎県
      095-895-2362
                県民生活環境部生活衛生課食品乳肉衛生班【相談支援員設置】
熊本県
      096-333-2247
                健康福祉部健康危機管理課衛生環境室
大 分 県
      097-506-3056
               生活環境部食品・生活衛生課
宮崎県
      0985-26-7076
               福祉保健部衛生管理課
鹿児島県
      099-286-2786
                くらし保健福祉部生活衛生課
沖縄県
      098-866-2055
                保健医療部衛生薬務課
```

- ※【相談支援員設置】と記載のある都道府県については23地域にお住まいの方向けに相談支援員を設置しています。
  ご相談を希望される方は、上記の相談窓口にお問い合わせ下さい。
- ※一部都道府県では、市で認定等を行っているところもありますが、まずは上記都道府県までお問い合わせください。

令和4年度 受療券利用可能医療機関追加要請対象一覧

	No.	都道府県	市区町村名	医療機関名
株皮原     株の東川県   川崎市高可区の芸術255   株型川県   川崎市高可区の芸術256   株型川県   川崎市高可区の芸術257   株型川県   川崎市高可区の芸術257   株型川県   川崎市高可区の芸術257   日本   株型川県   川崎市高可区の芸術257   日本   株型川県   川崎市高年区の芸術17 日9 - 1			那須塩原市大黒町2−5	菅間記念病院
株皮原     株の東川県   川崎市高可区の芸術255   株型川県   川崎市高可区の芸術256   株型川県   川崎市高可区の芸術257   株型川県   川崎市高可区の芸術257   株型川県   川崎市高可区の芸術257   日本   株型川県   川崎市高可区の芸術257   日本   株型川県   川崎市高年区の芸術17 日9 - 1	2		千葉市美浜区磯辺6丁目8-1	
特別	3			
特決川県   川崎市南原区管空2・16-1   整プリアンケ医科大学病院   特決川県   指示市教具区市株大和町・28   国底法人を川内科   横井市県民市株大和町・28   国底法人を川内科   横井市県区市株大和町・28   国底法人を川内科   横井市県区市株大和町・28   国底法人を川内科   横井市県区   横井市県   横井市県区   横井市県   横井市県				
特別				
神典川県   川崎市高津区域市 1				
特妻川県   横浜市線見区中泉3丁目19-30 LIONPAIRD2F				
神典				
特別市報別区野川2丁目8-6   学上資料線  現れ市治島は熱報3   心友会 吉田内県福建器判   空知県   空田市政部町町球ケ銀川 静地  図を注入をから 家田南院   学月市区野市町の4-1   内立りらかた病院   大阪府   大阪市 東文川区登里4-5-21   大戊市   土 大阪府   東大阪市商田切町1-11-18   金澤ツ/1-2-9   大阪府   東大阪市西田切町1-11-18   金澤ツ/1-2-9   大阪府   東大阪市西田切町1-11-18   金澤ツ/1-2-9   大阪府   阪市南尾地町19-2-1   大阪府   阪市南田の5-1   MKCLV2   あまの及る科   阪市国地内の5-1   大阪府   阪市西区九条前1-12-21   全球の日本財   大阪府   東大阪市南田の5-1   MKCLV2   大阪府   東大阪市南田の5-1   MKCLV2   大阪府   東大阪市南田の5-1   MKCLV2   大阪府   東大阪市南田の5-1   MKCLV2   大阪府   東大阪市時日の5-1   MKCLV2   大阪府   東大阪市市日町1-1-18新石切りディブルバフラザジ   学女平規料   大阪市   東大阪市海は19-2-2   大阪府   東大阪市海は19-2-2   全板路   大阪市   東大阪市海は19-2-2   大阪府   東大阪市井町市田19-2-2   医療法人第弁会 日切生高院   日本日町市日				
超出版   日本日本				
登型県   登田市畝部町町成ケ畑11番地1   医療法人型知会 家田病院   伊賀市佐那県町の4-1   医療法人型公会 会別路積料料クリニック   投資市佐那県町の4-1   接換大・放入会 会別路積料料クリニック   大阪市   大阪市   大阪市   東大阪市西市切町で1-18   市立いちかた病院   東大阪市西石切町1-11-18   南立いちかた病院   東大阪市西石切町1-11-18   南京の長み町   東大阪市西石切町1-11-18   南京の長み町   東大阪市西石切町1-11-18   南京の長み科   東大阪市西石切町1-11-18   南京の長み科   東大阪市西石切町1-11-18   南京の長み科   東大阪市西石切町1-11-18   南京の長み科   東大阪市西石切町1-11-18   南京の長み科   東大阪市   東大阪市西区八条町   東市田田田田95-1   東大阪市西区八条町   東大阪市西区八条町   東市田田295-1   東大阪市西区八条町   東大阪市西区八条町   12-21   大阪市   東大阪市西区八条町   12-21   東大阪市西の田大条町   12-21   東大阪市西の田八条町   12-22   大阪市   東大阪市西の田八条町   12-23   東大阪市西の田八条町   12-24   東大阪市西の田八条町   12-24   東大阪市西の田八条町   12-24   東大阪市西の田八条町   12-24   東京町   東大阪市西の田川市が全町   12-25   東澤県   南市田市町日   12-25   東澤県   南市田市町日   12-25   東澤県   南市田市町日   12-25   東澤県   南市田市町日   12-25   東澤県   東京町   東京				
日本				
技術   技術   技術   技術   技術   技術   技術   技術				
大阪府   大阪府 東大阪市東淀川区参里4-6-21 大光ビルド   羽須南料型景勢所   大阪府 東大阪市南田東2-5-18   5L(ビ南料   17 大阪府 東大阪市南田東3-5-18   5L(ビ南料   18 大阪府 東大阪市西石切町1-11-18   金澤クリニック   市立池田病院   18 大阪府   阪南市東岡町3-11   18 16号   市立池田病院   18 大阪府   阪南市東岡町3-11   18 16号   市立池田病院   18 大阪府   阪南市東岡田295-1   財商科医院   大阪府 大阪市西区共和1-12-2   9 機数合病院   大阪府 大阪市西区大森門-12-21   9 機数合病院   大阪府 大阪市西区大森門-12-21   9 機数合病院   東大阪市西石町1-11-18   18 17-17   18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18				
東大阪府   東大阪市側東東2-6-18   会産のリニック   大阪府   東大阪市田城南37目1番189   合産のリニック   大阪府   池田市城南37目1番189   市立池田病院   市立池田病院   下水阪府   阪南市原地町35-1 MKC1ル2F   おまの支み料   阪南市原地町35-1 MKC1ル2F   おまの支み料   阪南市原地町35-1 MKC1ル2F   おまの支み料   大阪府   阪南市原地町35-1 MKC1ル2F   おまの支み料   大阪府   東大阪市西区分底南1-2-21   大阪府   東大阪市西区分底南1-1-18新石切水イカルプラザ37   美作総合病院   大阪府   東大阪市西石切町1-1-18新石切水イカルプラザ37   美年平曜料   東大阪市西石切町1-1-18新石切水イカルプラザ37   美年年曜料   東大阪市赤田前13-3-1   高砂市及原院   東大阪市大田前18-28   高砂市米田前18-29   藤原青科医院   東大阪市 自身に   東京阪市 自				
************************************				
18 大阪府   田田・城南の丁目 計 10号   市立田田   京阪府   阪南市   坂南の下日   大阪府   阪南市   坂南の下日   大阪府   阪南市   坂南の下日   大阪府   阪南市   坂南の下日   大阪府   大阪府   大阪府   大阪府   大阪府   大阪府   大阪府   大阪市西区   大阪府   大阪市西区   大阪府   大阪府   大阪市西区   大阪府   大坂市西区   大阪府   大坂市西区   大阪府   大大阪市西区   大阪府   大大阪市を申11 - 28   大阪府   東大阪市西の町   11 - 1 と称で申11 - 28   大阪市   東大阪市田市の田   11 - 29   東原   東京   東京   東京   東京   東京   東京   東京				
19   大阪府   阪南市属崎町53-1 MKビ/LVE   あまの反ふ科				
英原	18			
21 大阪府         大阪府         大阪府         後方市屋丘4-8-1         星ヶ丘医療センター           22 大阪府         東大阪市南を町11-1-16動石切メディカルブラザ3F         美女子眼科           24 大阪府         東大阪市南を町18-28         医療法人陽井会石切主喜病院           25 兵庫県         高砂市売井町紙町33-1         高砂市長病院           26 兵庫県         加古川市加古川町本町1808地         加古川中央市民病院           27 兵庫県         高砂市大田町島18-29         藤原山長院院           28 奈良県         イ福原内型条町827         平成記念病院           29 泉根県         南市街台自野台1312         清水医院           29 泉根県         宮南市大東町飯田96-1         富市市立病院           31 島根県         宮南市大東町飯田96-1         富市市立病院           32 点根県         富南市三刀屋町三刀屋口6-1         上代億利           33 広島県         山県都北広島町壬刀屋町三刀屋10-6         二木整砂料料ペンクリニック           34 広島県         広島市モフ屋町三刀屋10-6         土上規利医院           35 広島県         広島市西区地1-19-25         大下医院           36 広島県         広島市西区地1-19-25         大下医院           37 広島県         広島市区地1-19-25         大下医院           38 広島県         広島市区地1-19-25         大下医院           39 広島県         広島市区地1-19-25         大下医院           40 広島県         女島市区陸地1-19-25         大下医院           41 広島県         立島市区陸企工を         本市が科区内・19-25         大下医院 <tr< td=""><td>19</td><td></td><td></td><td></td></tr<>	19			
22         大阪府         牧力市量丘4-8-1         星ヶ丘医療セシター           23         大阪府         東大阪市西石切町1-11-10新石切メディカルブラづ5F         美女平眼科           24         天阪府         東大阪市西石切町1-11-10新石切メディカルブラヴ3F         美女平眼科           25         兵庫県         高砂市売井町紙町33-1         高砂市民病院           26         兵庫県         加古川中ル東138-8世紀         加古川中央市民病院           27         兵庫県         高砂市米田町島18-29         藤原衛科医院           28         養食展         種原市型条町827         平成記念病院           39         島根県         南市日の車の財金1312         清水医院           30         島根県         世帯市上即断印地立766         霊南市立病院           31         島根県         世帯市上刀屋町三刀屋1061         上代歯科           32         島根県         電市市工屋町三刀屋1061         上代歯科           33         広島県         広島市正屋間21-19-25         大下医院           34         広島県         広島県 広島市区屋11-19-25         大下医院           35         広島県         広島市区内市大町市大町市工町市212-12         レだはら島科医院           36         広島県         安芸郡仲市本町下15-19-12         レだはら島経院           37         広島県         安芸郡仲市本町下12-20         レだしら島経院           38         広島県         広島市区を住区を出るしているいのののののののののののののののののののののののののののののののののの	20			関歯科医院
23 大阪府         東大阪市西石切町1-1-1の新石切りメディカルプラザ3F         英文平眼科           24 大阪府         東大阪市が生町18-28         医療法人藤井会 石切生薬病院           25 兵庫県         高砂市売井町紙町33-1         高砂市房倉房院           26 兵庫県         加古川市加丘川町本町439番地         加古川中央市長病院           27 兵庫県         高砂市大田町618-29         藤原康州医院           28 奈良県         福原市四条町827         平成記念病院           30 島根県         雲南市大東町飯田96-1         富木医院           31 鳥根県         出室市大東町飯田96-1         富南市立病院           32 島根県         霊南市三刀屋町2061         上代临科           33 広島県         出県都北丘島町壬月206         土木整形外科ベインウリニック           34 広島県         広島市第日219-25         大下医院           35 広島県         山県都北丘島町壬19-25         大下医院           36 広島県         広島市原区日中市町市19-25         大下医院           37 広島県         山上県都北丘島町19-25         大下医院           36 広島県         広島県 広島市東区日日本1923-1         上北足科医院           37 広島県         山上県都北丘島町20-1         上だはら歯科医院           38 広島県         山上県市東区市町11-1-12         上だはら歯科医院           39 広島県         広島市東区市日日27-2         ケ野内科医院           40 広島県         広島市東区市日日22-3         木ームケアクリニウルフルールール・カール・カール・カール・カール・カール・カール・カール・カール・カー	21	大阪府	大阪市西区九条南1-12-21	多根総合病院
24         大阪府         東大阪市等上町18-28         医療法人馬井会 石切生 喜劇院           25         兵庫県         高砂市飛井町縣町33-1         高砂市民病院           26         兵庫県         加古川中央市民病院           27         兵庫県         高砂市水井町島田29         藤原歯科医院           28         奈良県         福原市政会町827         平成記念病院           29         島根県         南市掛合町掛合1312         清水医院           30         島根県         出会市産川町併川神立706         三木を彫が料ペイングリニック           31         島根県         出会市産川町併川神立706         三木を彫が料ペイングリニック           32         島根県         留南市三刀屋町三刀屋1061         上代歯科           33         広島県         山県郡北広島町壬生144-1         医療法人種の書いのうえ内科           44         広島県         広島市産区田本町2丁目55         大下医院           5         広島県         広島県市産町本町7丁目5-1         井上眼科医院           6         広島県         広島市産日本市本町7丁目7-25         大下医院           5         広島県         山川市市日市27目-26         かぎもと内科を療験           6         広島県         山川市市日日市27目-26         かぎも内科医院           7         広島県         広島市東区北田市1日2023-8         ホームケアリニックもり           40         広島県         広島市東区市政府・市営の22         白根海の科科           41         広島県         安芸部府中町館区日22-2	22		枚方市星丘4-8-1	星ヶ丘医療センター
25 兵庫県         高砂市荒井町城町303-1         高砂市民病院           26 兵庫県         加古川市加古川町本町439番地         加古川中央市民病院           27 兵庫県         高砂市米田町島18-29         藤原爾科医院           28 奈良県         福原市四条町827         平成配念病院           30 島根県         雲南市大東町版田96-1         雲南市立病院           31 島根県         出富市支川町併川神立706         三木整形外科ペインクリニック           32 島根県         雲南市二房町三刀屋町三刀屋町三刀屋町三刀屋町三刀屋町三刀屋町三刀屋町三刀屋町三刀屋町三刀屋	23		東大阪市西石切町1-11-18新石切メディカルプラザ3F	美女平眼科
26         兵庫県         加古川市加古川町本町183番地         加古川中央市民病院           27         東庫県         高砂市米田町818-29         勘原商料医院           28         寮良県         橿原市四条町827         平成記念病院           29         島根県         雪南市大東町飯田96-1         清水医院           30         島根県         雪南市大東町飯田96-1         雲南市立病院           31         島根県         雪南市三刀屋町三刀屋1061         上代歯科           32         島根県         雪南市三刀屋町三刀屋1061         上代歯科           33         広島県         山県郡北広島町壬生144-1         医療法人種の香いのうえ内科           34         広島県         広島市東区旭1-19-25         大下医院           35         広島県         広島市東区旭1-19-25         大下医院           36         広島県         広島市東区旭1-19-25         大下医院           37         広島県         広島市東区地田本町2丁目2-12         しだはら歯科医院           38         広島県         女芸郡市市日市12-12         したがりを放けり           39         広島県         広島市東区福田を町2丁目2-12         したばり株民財           40         広島県         広島市東区福田を町2丁目2-12         したばり株民財           41         広島県         広島市東区福田を町2丁目2-12         ナーンケアノリニック           42         広島県         広島市東区福田を開生         ナーンケアノリニック           43         広島県         女芸郡市中町町	24	大阪府	東大阪市弥生町18-28	医療法人藤井会 石切生喜病院
27         兵庫県         高砂市米田町島18-29         藤原衛和医院           28         寮良県         種原市四条町827         平成記念病院           30         島根県         雲南市大東町飯田96-1         雲南市立病院           31         島根県         出雲市斐川町伴川神立706         三木整形外科ペインクリニック           32         島根県         雪南市三万屋町三万屋1061         上代歯科           33         広島県         山県郡北広島町王生144-1         医療法人穂の香いのうえ内科           34         広島県         広島市東区中田本町2丁目3-1         ナト医院           35         広島県         広島市東区中田本町2丁目3-1         井上眼科医院           36         広島県         広島市東区中田本町2丁目3-1         井上眼科医院           37         広島県         丁日市市1日市2丁目7-26         レブト医院           38         広島県         山県郡北広島町蔵迫665-1         医療法人至減会 市頭収料医院           39         広島県         広島市東区北区金山アー-6         中野内科医院           40         広島県         広島市政区福田6丁目2023-8         ホームケアクリニックものし           41         広島県         広島市南田 2023-8         ホームケアクリニック           42         広島県         安芸都中中本町5-1-6         サリス・クリニック           43         広島県         安芸都中中本町5-1-6         ちくいえリニック           44         広島県         安芸都中中市第町5-1-6         ちくいえリニック           50         山口県 <td>25</td> <td>兵庫県</td> <td>高砂市荒井町紙町33-1</td> <td>高砂市民病院</td>	25	兵庫県	高砂市荒井町紙町33-1	高砂市民病院
28         奈良県         橿原市四条町827         平成記念病院           29         鳥根県         南市計合町計合1312         清水医院           30         鳥根県         雲南市立夫車前匝円の         雲南市立病院           31         島根県         出雲市東川町竹川神立706         三木整形外科ペインクリニック           32         島根県         第南市三刀屋町601         上代衛利           33         広島県         山県郡北広島町主日444-1         医療法人種の香いのうえ内科           34         広島県         山県郡北広島町主444-1         医療法人種の香いのうえ内科           35         広島県         広島市南区60月19-19-25         大下医院           36         広島県         広島市東区中田本町2丁目3-1         井上眼科医院           37         広島県         女芸部府中町本町5丁目2-12         したはら前科医院           38         広島県         廿日市市廿日市2丁目7-26         かぎもと内科皮ブ科財政外科           40         広島県         山県郡北広島町蔵皇665-1         医療法人 至誠会 市頭眼科医院           41         広島県         広島市東区福田07-1-6         中野科区院           42         広島県         広島市東区福田07-1-6         中野科区院           43         広島県         安芸部府中町本町1-4-12         消化部内科ベンギンクリニックもみとしたいえがノックリニック           44         広島県         安芸部府中町南町・1-6-1         ちいえがノップリニック           45         山口県         下間市済・中町・1-6・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・	26	兵庫県	加古川市加古川町本町439番地	加古川中央市民病院
29         島根県         南市掛合町掛合1312         清水医院           30         島根県         雲南市大東町飯田96-1         雲南市立病院           31         島根県         出雲市東川町伊川神位706         三木整形外科ペインクリニック           32         島根県         雲南市三刀屋町三刀屋1061         上代歯科           33         広島県         山県郡北広島町壬144-1         医療法人格の香いのうえ内科           34         広島県         広島市東区牛田本町2丁目3-1         井上眼科医院           35         広島県         広島市東区牛田本町2丁目3-1         井上眼科医院           36         広島県         女芸郡府中町本町5丁目2-12         しだはら歯科医院           37         広島県         女芸郡府中町本町5丁目2-12         しだはら歯科医院           40         広島県         山県郡北広島町蔵は665-1         佐療法人至誠会 市頭眼科医院           38         広島県         山県郡北広島町蔵は665-1         佐療法人至誠会 市頭眼科医院           40         広島県         広島市安佐北区亀山7-1-6         中野内科医院           41         広島県         広島市西区発店2023-8         木ームケアリニック           42         広島県         安芸郡府中町本町1-4-12         消化器内砂・ギンワリニック           43         広島県         安芸郡府中町本町1-4-12         消化器内側へジャンクリニック           44         広島県         安芸郡府中町本町5-1-6         ちくいえクリニック           45         山口県         下関市大宇西町6大宇西町5計12         は皮泉大田全地の大町6	27	兵庫県	高砂市米田町島18-29	藤原歯科医院
29         島根県         南市掛合町掛合1312         清水医院           30         島根県         雲南市大東町飯田96-1         雲南市立病院           31         島根県         出雲市東川町伊川神位706         三木整形外科ペインクリニック           32         島根県         雲南市三刀屋町三刀屋1061         上代歯科           33         広島県         山県郡北広島町壬144-1         医療法人格の香いのうえ内科           34         広島県         広島市東区牛田本町2丁目3-1         井上眼科医院           35         広島県         広島市東区牛田本町2丁目3-1         井上眼科医院           36         広島県         女芸郡府中町本町5丁目2-12         しだはら歯科医院           37         広島県         女芸郡府中町本町5丁目2-12         しだはら歯科医院           40         広島県         山県郡北広島町蔵は665-1         佐療法人至誠会 市頭眼科医院           38         広島県         山県郡北広島町蔵は665-1         佐療法人至誠会 市頭眼科医院           40         広島県         広島市安佐北区亀山7-1-6         中野内科医院           41         広島県         広島市西区発店2023-8         木ームケアリニック           42         広島県         安芸郡府中町本町1-4-12         消化器内砂・ギンワリニック           43         広島県         安芸郡府中町本町1-4-12         消化器内側へジャンクリニック           44         広島県         安芸郡府中町本町5-1-6         ちくいえクリニック           45         山口県         下関市大宇西町6大宇西町5計12         は皮泉大田全地の大町6	28	奈良県	橿原市四条町827	平成記念病院
30         島根県         雲南市大東町飯田96-1         雲南市之病院           31         島根県         出雲市東川町併川神立706         三木整形外科ペインクリニック           32         島根県         雲南市三刀屋町三刀屋1061         上代歯科           33         広島県         山県郡北広島町子生144-1         医療法人穂の香いのうえ内科           34         広島県         広島市南区旭-19-25         大下医院           35         広島県         広島県本田本町27目3-1         井上眼科医院           36         広島県         安芸郡府中町本町57目2-12         しだはら歯科医院           37         広島県         世日市市廿日市27目7-26         かぎもと内科及フ科形成外科           38         広島県         山県郡北広島町蔵道665-1         医療法人 登録会 市頭眼科医院           40         広島県         広島市東区福田67日2023-8         ホームケアクリニックもみじ           41         広島県         広島市東区福田67日2023-8         ホームケアクリニックもみじ           42         広島県         安芸郡府中町本町1-4-12         消化器内科(シデンクリニック           43         広島県         安芸郡府中町本町5-1-6         ちいえクリニック           44         広島県         安芸郡府中町本町5-1-6         ちいえクリフリニック           45         山口県         下関市清東幹郎三7目5番12         はずの実験の           46         山口県         下関市清東を開までしまる。         医療法人社団 ニシムラ内科           47         山口県         下関市方東屋1-8-22         医療法人社団 ニシムラ内科      <	29		南市掛合町掛合1312	清水医院
31         島根県         出雲南市三刀屋町三刀屋1061         上代歯科           32         島根県         雲南市三刀屋町三刀屋1061         上代歯科           32         魚根県         雲南市三刀屋町三刀屋1061         上代歯科           34         広島県         広島市南区旭1-19-25         大下医院           35         広島県         広島市東区午田本町2丁目3-1         井上眼科医院           36         広島県         安芸郡府中町本町5丁目2-12         したはら歯科医院           37         広島県         廿日市市廿日市2丁目7-26         かぎもと内科皮フ料形成外科           38         広島県         山県郡北広島町蔵追665-1         医療法人 至誠会 市頭眼科医院           40         広島県         広島市東区福田67丁目2023-8         ホームケアクリニックもみじ           41         広島県         広島市東区福田67丁目2023-8         ホームケアクリニックもみじ           42         広島県         広島市南区保防・1-7         竹口歯科           43         広島県         安芸郡府中町本町1-4-12         消化器内科ペンギンクリニック           43         広島県         安芸郡府中町本町1-4-12         消化器内科ペンギンクリニック           44         広島県         安芸郡府中町本町1-5-1-6         ちくいノリニック           45         山口県         下関市清末鞍馬三丁目5-14         医療法人社団美樹会長井整形外科           47         山口県         下関市清末鞍馬三丁目15番12         はずの実業局           48         山口県         下関市清末較底18-2         医療法人社団美術会長井整が外科	30		雲南市大東町飯田96-1	雲南市立病院
32         島根県         雲南市三刀屋町三刀屋1061         上代慮科           33         広島県         山県郡北広島町王生144-1         医療法人穂の香いのうえ内科           34         広島県         広島市南区和1-19-25         大下医院           35         広島県         広島市東区中田本町2丁目3-1         井上眼科医院           36         広島県         女芸郡府中町本町5丁目2-12         しだはら曽格医院           37         広島県         廿日市市廿日市2丁目7-26         かぎもと内科皮フ科形成外科           38         広島県         山東郡北広島町施設665-1         医療法人 至誠会 市頭眼科医院           40         広島県         広島市東区福田61号023-8         ホームケアクリニックもみじ           41         広島県         広島市東区福田61号023-8         ホームケアクリニックもみじ           42         広島県         安芸郡府中町本町1-4-12         消化器内科ペンギンクリニック           43         広島県         安芸郡府中町本町1-4-12         消化器内科ペンギンクリニック           44         広島県         安芸郡府中町本町1-4-12         消化器内科ペンギンクリニック           45         山口県         下関市清末鞍馬三丁目5-14         医療法人社団美御会長井整形外科           46         山口県         下関市清末鞍馬三丁目5番12         はずの実薬局           47         山口県         下関市市井鞍面と2         医療法人社団美協会院           50         愛媛県         松山市主新日63-1         医療法人 河崎医院           51         愛媛県         松山市日610         大の井田350-2         医療法	31		出雲市斐川町併川神立706	三木整形外科ペインクリニック
33 広島県         山県郡北広島町王生144-1         医療法人穂の香いのうえ内科           34 広島県         広島市南区旭1-19-25         大下医院           35 広島県         安芸郡府中町本町5 T目2-12         上だはら歯科医院           36 広島県         安芸郡府中町本町5 T目2-12         したはら歯科医院           37 広島県         廿日市市廿日市2 T目7-26         かざもと内科皮フ科形成外科           38 広島県         山県郡北広島町蔵追665-1         医療法人 至誠会 市頭眼科医院           40 広島県         広島市東区福田6 T目2023-8         ホームケアクリニックもみじ           41 広島県         広島市東区福田6 T目2023-8         ホームケアクリニックもみじ           42 広島県         安芸郡府中町本町1-4-12         消化器内科ペンギンクリニック           43 広島県         安芸郡府中町・町1-12-12         消化器内科ペンギンクリニック           44 広島県         安芸郡府中町・町1-12-1-6         ち(いえクリニック           45 山口県         安芸郡府中町・町1-12-1-6         ち(いえクリニック           46 山口県         安芸郡府中町・町1-12-1-6         ち(いえクリニック           47 山口県         下関市清末較馬三丁目5-14         医療法人団美婦会具井整形外科           46 山口県         宇部市東破長三16-2         医療法人団美婦会具井整形外科           47 山口県         下関市清末較馬三丁目5-14         医療法人 河崎医院           48 山口県         宇部市東破長三151-2         医療法人 河崎医院           50 愛媛県         松山市本市東破2151-2         医療法人 河崎医療           51 愛媛県         松山市本京町1         松山市・宇宙・東京・東京・ 田市・ 田市・ 田市・ 田市・ 田市・ 田市・ 田市・ 田市・ 田市・ 田市				
34 広島県         広島市南区旭1-19-25         大下医院           35 広島県         広島市東区牛田本町2丁目3-1         井上眼科医院           36 広島県         安芸都府中町本町5丁目2-12         しだはら歯科医院           37 広島県         廿日市市廿日市2丁目7-26         かぎもと内科皮フ科形成外科           38 広島県         山県郡北広島町蔵追665-1         医療法人 至誠会 市頭収科医院           40 広島県         広島市東区福田0丁目2023-8         ホームケアクリニックもみじ           41 広島県         広島市南区段原2-1-7         竹口歯科           42 広島県         安芸都府中町本町1-4-12         消化器内科ペンギンクリニック           43 広島県         安芸都府中町本町1-4-12         消化器内科ペンギンクリニック           44 広島県         安芸都府中町本町1-5-1-6         ちくいえクリニック           45 山口県         下関市清末教馬三丁目5-14         医療法人社団美婦会具手整形外科           46 山口県         下関市清末教馬三丁目5-14         医療法人社団美術会長井整形外科           47 山口県         下関市清末教馬三丁目6番12         はすの実産局           48 山口県         宇部市東岐波花園2151-2         医療法人社団 ニシムラ内科           50 愛媛県         松山市東田8183         愛媛県           48 山口県         宇部市東岐波花園2151-2         医療法人村団 ニシムラ内科           51 愛媛県         松山市東市日83         愛媛県市・田名村田4-5         医療法人 阿崎医院           52 愛媛県         松山市本第町1-4-13         高知県           53 高知県         高知市近日4-13         高知見会院           54 高知県         高知市上町5丁目6-21         フカミ歯	33			
35 広島県         広島県 安芸郡府中町本町5丁目2-12         力にはら歯科医院           36 広島県         安芸郡府中町本町5丁目2-12         しだはら歯科医院           37 広島県         廿日市市廿日市2丁目7-26         かぎもと内科皮フ科形成外科           38 広島県         山県郡北広島町蔵迫665-1         医療法人 至誠会 市頭眼科医院           40 広島県         広島市東区福田6丁目2023-8         ホームケアクリニックもみじ           41 広島県         広島市東区福田6丁目2023-8         ホームケアクリニック           42 広島県         安芸郡府中町本町1-4-12         消化器内科ペンギンクリニック           43 広島県         安芸郡府中町本町1-4-12         消化器内科ペンギンクリニック           44 広島県         安芸郡府中町本町1-4-12         消化器内科ペンギンクリニック           45 山口県         安芸郡府中町本町1-6         ちくいスクリニック           46 山口県         宇部市法末数馬三丁目5-14         医療法人世美術会長井整形外科           47 山口県         宇閣市市東岐波花園2151-2         医療法人社団 ニシムラ内科           48 山口県         宇部市東岐波花園2151-2         医療法人社団 ニシムラ内科           49 山口県         宇郎市東岐波花園2151-2         医療法人社団 ニシムラ内科           50 愛媛県         松山市春日町33         愛媛県立中央病院           51 愛媛県         松山市全局183         愛媛県 小山市会院院           52 愛媛県         松山市全日13         高知記念病院           53 高知県         高知市は東日4-15         医療法人・該受会法人・認会長期           54 高知県         高知市は東日1-3         高知記念病院           55 高知県         高知市は東日1-6-1         フカミ樹・				
36 広島県         安芸郡府中町本町5丁目2-12         しだはら歯科医院           37 広島県         廿日市市廿日市2丁目7-26         かぎもと内科皮7科形成外科           38 広島県         山県郡北広島町蔵迫665-1         医療法人 至誠会 市頭眼科医院           39 広島県         広島市東区福田6丁目2023-8         ホームケアクリニックもみじ           40 広島県         広島市東区福田6丁目2023-8         ホームケアクリニック・シープ・クリニック           41 広島県         広島県 西南西区段原2-1-7         竹口歯科           42 広島県         安芸郡府中町衛江1丁目25-20         白根耳鼻咽喉科           43 広島県         安芸郡府中町鶴江1丁目25-20         白根耳鼻咽喉科           44 広島県         安芸郡府中町鶴江1丁目25-20         白根耳鼻咽喉科           45 山口県         下関市清末鞍馬三丁目5-14         医療法人社団 学校房院           46 山口県         宇部市東市東京田 1-6-1-6         ちくいスクリニック           47 山口県         下関市清末鞍馬三丁目5番12         はずの実薬局           48 山口県         宇部市東破波で間2/151-2         医療法人社団 デンムラ内科           49 山口県         下関市小月茶屋1-8-22         医療法人社団 ニシムラ内科           40 山県         下関市小月茶屋1-8-22         医療法人社団 デンムラ内科           50 愛媛県         松山市本日町33         愛媛県立中央病院           51 愛媛県         松山市本日町33         愛媛夫立中央病院           52 愛媛県         松山市本日町4-4-5         医療法人懸愛会規浦病院           53 高知県         高知市(井田50-2)         誠内科           54 高知県         高知市は井町5丁目6-21         フカミ菌科				
37 広島県         廿日市市廿日市2丁目7-26         かぎもと内科皮フ科形成外科           38 広島県         山県郡北広島町蔵泊665-1         医療法人 至誠会 市頭眼科医院           39 広島県         広島市安佐北区亀山7-1-6         中野内林医院           40 広島県         広島市東区福田6丁目2023-8         ホームケアクリニックもみじ           41 広島県         広島市南区段原2-1-7         竹口歯科           42 広島県         安芸郡府中町本町1-4-12         消化器内科ペンギンクリニック           43 広島県         安芸郡府中町本町1-1-6         ちくいえクリニック           44 広島県         安芸郡府中町本町5-1-6         ちくいえクリニック           45 山口県         下関市清末鞍馬三丁目5-14         医療法人社団美樹会長井整形外科           46 山口県         宇部再本大字西岐枝750         宇部興産中央病院           47 山口県         下関市清末鞍馬三丁目5番12         はすの実第局           48 山口県         宇部市東岐波花園2151-2         医療法人社団 ニシムラ内科           49 山口県         下関市小月茶屋1-8-22         医療法人社団 ニシムラ内科           49 山口県         下関市小月茶屋1-8-22         医療法人社団 ニシムラ内科           50 愛媛県         松山市支京町1         松山市大海院院           51 愛媛県         松山市文町1         松山市大海院院           52 愛媛県         松山市大野1-3         高知記念病院           53 高知県         高知市は東町1-3         高知記念病院           54 高知県         高知市は東町1-3         高知記念病院           55 高知県         高知市は井田4-5         協康政長所           56 高知県				
38 広島県         山県郡北広島町蔵迫665-1         医療法人 至誠会 市頭眼科医院           39 広島県         広島市支佐北区亀山7-1-6         中野内科医院           40 広島県         広島市東区福田6丁目2023-8         ホームケアウリニックもみじ           41 広島県         広島市南区段原2-1-7         竹口歯科           42 広島県         安芸郡府中町本町1-4-12         消化器内科ペンギンクリニック           43 広島県         安芸郡府中町本町1-4-12         消化器内科ペンギンクリニック           44 広島県         安芸郡府中町本町1-1-6         ちくいえクリニック           44 広島県         安芸郡府中町本町1-4-12         海化器内科ペンギンクリニック           44 広島県         安芸郡府中町本町1-4-12         海根耳鼻咽喉科           45 山口県         安芸郡府中町本町1-5-14         医療法人社団美協会長井整形外科           46 山口県         宇部市大学西岐枝750         宇部興産中央病院           47 山口県         下関市清末鞍馬三丁目5番12         はすの実薬局           48 山口県         宇部市水内素屋三丁目5番12         はすの実薬局           50 愛媛県         松山市内月茶屋1-8-22         医療法人社団 美婦会院           51 愛媛県         松山市大京町1         松山赤十字病院           52 愛媛県         松山市大京町1         松山赤十字病院           52 愛媛県         松山市工第町4-4-5         医療法人都会会院院           53 高知県         高知市十2井田4350-2         誠内科           54 高知県         高知市十2第1185-1         高知た今時時時時時時時時時時時時時時時時時時時時時時時時時時時時時時時時時時時時				
39 広島県         広島市安佐北区亀山7-1-6         中野内科医院           40 広島県         広島市東区福田6丁目2023-8         ホームケアクリニックもみじ           41 広島県         広島市南区段原2-1-7         竹口歯科           42 広島県         安芸郡府中町本町1-4-12         消化器内科ペンギンクリニック           43 広島県         安芸郡府中町鶴江1丁目25-20         白根耳鼻咽喉科           44 広島県         安芸郡府中町本町5-1-6         ちくいえクリニック           45 山口県         下関市清末鞍馬三丁目5-14         医療法人社団美樹会長井整形外科           46 山口県         宇部市大字西峡枝750         宇部康皇中央病院           47 山口県         下関市清末鞍馬三丁目5番12         はすの実薬局           48 山口県         宇部市東峡波花園2151-2         医療法人社団 ニシムラ内科           49 山口県         下関市清木鞍馬三丁目5番12         はすの実薬局           49 山口県         下関市清水野ニン2         医療法人社団 ニシムラ内科           49 山口県         下関市清水野ニン2         医療法人 河崎医院           20 愛媛県         松山市を日町83         愛媛県ユー中央病院           51 愛媛県         松山市を日町83         愛媛県ユー中央病院           52 愛媛県         松山市を日町83         愛媛県           53 高知県         高知市人田4350-2         誠内科           54 高知県         高知市437目6-26-1         フカェ歯科           55 高知県         高知市桜井町2-5-13         嶋本歯科医院           56 高知県         南知市送野市22         島中クリニック           57 高知県         南国市岡豊町小連20 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>				
40 広島県         広島市東区福田6丁目2023-8         ホームケアクリニックもみじ           41 広島県         広島市南区段原2-1-7         竹口歯科           42 広島県         安芸郡府中町本町1-4-12         消化器内科ペンギンクリニック           43 広島県         安芸郡府中町本町5-1-6         ちくいえクリニック           44 広島県         安芸郡府中町本町5-1-6         ちくいえクリニック           45 山口県         下関市清末鞍馬三丁目5-14         医療法人社団美樹会長井整形外科           46 山口県         宇部市大字西岐枝750         宇部興産中央病院           47 山口県         宇朗市清末鞍馬三丁目5番12         はすの実業局           48 山口県         宇部市東岐波花園2151-2         医療法人 河崎医院           50 愛媛県         松山市月茶屋1-8-22         医療法人 河崎医院           50 愛媛県         松山市各日町83         愛媛県立中央病院           51 愛媛県         松山市本春町4-4-5         医療法人 蒸受金梶浦病院           52 愛媛県         松山市三番町4-4-5         医療法人 蒸受金梶浦病院           52 愛媛県         松山市三番町4-4-5         医療法人 蒸受金梶浦病院           53 高知県         高知市に非田4350-2         該内科           54 高知県         高知市接野1-13         高知記念病院           55 高知県         高知市接野1-25-13         嶋本南科医院           56 高知県         高知市経野1-9-22         島中クリニック           59 高知県         高知市に井田63-2         ひなた薬局           60 高知県         高知市上町5丁目6-21         アルファー 薬局上町店           61 福岡県 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>				
広島県   広島市南区段原2-1-7   竹口歯科				
42 広島県         安芸郡府中町本町1-4-12         消化器内科ペンギンクリニック           43 広島県         安芸郡府中町本町5-1-6         ちくいえクリニック           44 広島県         安芸郡府中町本町5-1-6         ちくいえクリニック           45 山口県         下関市清末鞍馬三丁目5-14         医療法人社団美樹会長井整形外科学市の大字西岐枝750         宇部興産中央病院           47 山口県         下関市清末鞍馬三丁目5番12         はすの実業局           48 山口県         宇部市東岐波花園2151-2         医療法人社団 ニシムラ内科学・フラ内科学・フラウス・フラウス・フラウス・フラウス・フラウス・フラウス・フラウス・フラウス				
43 広島県         安芸郡府中町鶴江1丁目25-20         白根耳鼻咽喉科           44 広島県         安芸郡府中町本町5-1-6         ちくいえクリニック           45 山口県         下関市清末鞍馬三丁目5-14         医療法人社団美樹会長井整形外科           46 山口県         宇部市大字西岐枝750         宇部興産中央病院           47 山口県         下関市清末鞍馬三丁目5番12         はすの実薬局           48 山口県         宇部市東岐波花園2151-2         医療法人社団 ニシムラ内科           49 山口県         下関市小月茶屋1-8-22         医療法人社団 ニシムラ内科           49 山口県         下関市小月茶屋1-8-22         医療法人社団 ニシムラ内科           50 愛媛県         松山市全日町83         愛媛県立中央病院           51 愛媛県         松山市文京町1         松山赤十字病院           52 愛媛県         松山市三番町4-4-5         医療法人慈愛会梶浦病院           53 高知県         高知市仁井田4350-2         誠内科           54 高知県         高知市村田50-2-1         フカミ歯科           55 高知県         高知市投井町2-5-13         嶋本歯科医院           56 高知県         高知市2月田6-26-1         フカミ歯科           57 高知県         南国市岡豊町小蓮185-1         高知大学医学部附属病院眼科           58 高知県         高知市上町5丁目6-21         アルファー薬局上町店           59 高知県         高知市上町5丁目6-21         アルファー薬局上町店           60 高知県         高知市上町5丁目6-21         アルファー薬局上町店           61 福岡県         北九州市の倉北区高功・20         福岡町立方城診療所           62 福岡県				
44 広島県         安芸郡府中町本町5-1-6         ちくいえクリニック           45 山口県         下関市清末鞍馬三丁目5-14         医療法人社団美樹会長井整形外科           46 山口県         宇部市大字西岐枝750         宇部興産中央病院           47 山口県         下関市清末鞍馬三丁目5番12         はすの実薬局           48 山口県         宇部市東岐波花園2151-2         医療法人社団 ニシムラ内科           49 山口県         下関市小月茶屋1-8-22         医療法人 河崎医院           50 愛媛県         松山市各日町83         愛媛県立中央病院           51 愛媛県         松山市文京町1         松山赤十字病院           52 愛媛県         松山市三番町4-4-5         医療法人 蒸受会梶浦病院           53 高知県         高知市仁井田4350-2         誠内科           54 高知県         高知市井3丁目6-26-1         フカミ歯科           55 高知県         高知市井3丁目6-26-1         フカミ歯科           56 高知県         高知市投野19-5-13         嶋本蘭科医院           57 高知県         南国市岡豊町小蓮185-1         高知大学医学部附属病院眼科           58 高知県         高知市は手筋1-9-22         畠中クリニック           59 高知県         高知市上町5丁目6-21         アルファー薬局上町店           60 高知県         高知市上町5丁目6-21         アルファー薬局上町店           61 福岡県         北九州市小倉北区高坊1-9-33         すみれ調剤薬局           62 福岡県         毎日川郡福智町弁城2239-10         福智町立方城診療所           63 福岡県         久留本市下四井1082-115         大塚内科クリニック           65 福岡県				
45         山口県         下関市清末鞍馬三丁目5-14         医療法人社団美樹会長井整形外科           46         山口県         宇部市大字西岐枝750         宇部興産中央病院           47         山口県         下関市清末鞍馬三丁目5番12         はすの実薬局           48         山口県         宇部市東岐波花園2151-2         医療法人社団 ニシムラ内科           49         山口県         下関市小月茶屋1-8-22         医療法人 河崎医院           50         愛媛県         松山市各日町83         愛媛県立中央病院           51         愛媛県         松山市三番町4-4-5         医療法人熱愛会梶浦病院           52         愛媛県         松山市三番町4-4-5         医療法人養愛会梶浦病院           53         高知県         高知市仁井田4350-2         誠内科           54         高知県         高知市城見町4-13         高知記念病院           55         高知県         高知市桜井町2-5-13         嶋本歯科医院           56         高知県         高知市桜井町2-5-13         嶋本歯科医院           57         高知県         南国市岡豊町小蓮185-1         高知大学医学部附属病院眼科           58         高知県         高知市近手185-1         高知大学医学部附属病院眼科           58         高知県         高知市近野町63-2         ひなた薬局           59         高知県         高知市上町5丁目6-21         アルファー薬局上町店           50         高知県         第五十世子1851-9-23         アルファー薬局上町店           50         高知県				- 121 - 221 -
46山口県宇部市大字西岐枝750宇部興産中央病院47山口県下関市清末鞍馬三丁目5番12はすの実薬局48山口県宇部市東岐波花園2151-2医療法人社団 ニシムラ内科49山口県下関市小月茶屋1-8-22医療法人 河崎医院50愛媛県松山市春日町83愛媛県立中央病院51愛媛県松山市文京町1松山赤十字病院52愛媛県松山市三番町4-4-5医療法人慈愛会梶浦病院53高知県高知市仁井田4350-2誠内科54高知県高知市城見町4-13高知記念病院55高知県高知市十津3丁目6-26-1フカミ歯科56高知県高知市桜井町2-5-13嶋本歯科医院57高知県南国市岡豊町小蓮185-1高知大学医学部附属病院眼科58高知県高知市は手筋1-9-22畠中クリニック59高知県高知市仁井田653-2ひなた薬局60高知県高知市上町5丁目6-21アルファー薬局上町店61福岡県北九州市小倉北区高坊1-9-33すみれ調剤薬局62福岡県田川郡福智町弁城2239-10福智町立方城診療所63福岡県久留米市天神町4-1 実吉センタービル4F天神田中内科医院64福岡県嘉麻市下臼井1082-115大塚内科クリニック65福岡県福澤市花見が浜1-4-3たなか泌尿器科皮ふ科				
47山口県下関市清末鞍馬三丁目5番12はすの実薬局48山口県宇部市東岐波花園2151-2医療法人社団 ニシムラ内科49山口県下関市小月茶屋1-8-22医療法人 河崎医院50愛媛県松山市春日町83愛媛県立中央病院51愛媛県松山市文京町1松山赤十字病院52愛媛県松山市三番町4-4-5医療法人慈愛会梶浦病院53高知県高知市七井田4350-2誠内科54高知県高知市城見町4-13高知記念病院55高知県高知市村第3丁目6-26-1フカミ歯科56高知県高知市村野12-5-13嶋本歯科医院57高知県南国市岡豊町小蓮185-1高知大学医学部附属病院眼科58高知県高知市二野1-9-22畠中クリニック59高知県高知市上町653-2ひなた薬局60高知県高知市上町5丁目6-21アルファー薬局上町店61福岡県北九州市小倉北区高坊1-9-33すみれ調剤薬局62福岡県田川郡福智町弁城2239-10福智町立方城診療所63福岡県久留米市天神町4-1 実吉センタービル4F天神田中内科医院64福岡県嘉麻市下臼井1082-115大塚内科クリニック65福岡県福津市花見が浜1-4-3たなか泌尿器科皮ふ科				
48       山口県       宇部市東岐波花園2151-2       医療法人社団 ニシムラ内科         49       山口県       下関市小月茶屋1-8-22       医療法人 河崎医院         50       愛媛県       松山市李日町83       愛媛県立中央病院         51       愛媛県       松山市文京町1       松山赤十字病院         52       愛媛県       松山市三番町4-4-5       医療法人慈愛会梶浦病院         53       高知県       高知市仁井田4350-2       誠内科         54       高知県       高知市城見町4-13       高知記念病院         55       高知県       高知市十津3丁目6-26-1       フカミ歯科         56       高知県       高知市村野12-5-13       嶋本歯科医院         57       高知県       南国市岡豊町小蓮185-1       高知大学医学部附属病院眼科         58       高知県       高知市近野第1-9-22       畠中クリニック         59       高知県       高知市上町5丁目6-21       アルファー薬局上町店         60       高知県       高知市上町5丁目6-21       アルファー薬局上町店         61       福岡県       北九州市小倉北区高坊1-9-33       すみれ調剤薬局         62       福岡県       田川郡福智町弁城2239-10       福智町立方城診療所         63       福岡県       久留米市天神町4-1 実吉センタービル4F       天神田中内科医院         64       福岡県       嘉麻市下臼井1082-115       大塚内科クリニック         65       福岡県       福津市花見が浜1-4-3       たなか泌尿器科皮み科				
49山口県下関市小月茶屋1-8-22医療法人 河崎医院50愛媛県松山市春日町83愛媛県立中央病院51愛媛県松山市文京町1松山赤十字病院52愛媛県松山市三番町4-4-5医療法人慈愛会梶浦病院53高知県高知市仁井田4350-2誠内科54高知県高知市城見町4-13高知記念病院55高知県高知市十津3丁目6-26-1フカミ歯科56高知県高知市桜井町2-5-13嶋本歯科医院57高知県南国市岡豊町小蓮185-1高知大学医学部附属病院眼科58高知県高知市追手筋1-9-22畠中クリニック59高知県高知市上町5丁目6-21アルファー薬局上町店60高知県高知市上町5丁目6-21アルファー薬局上町店61福岡県北九州市小倉北区高坊1-9-33すみれ調剤薬局62福岡県田川郡福智町弁城2239-10福智町立方城診療所63福岡県久留米市天神町4-1 実吉センタービル4F天神田中内科医院64福岡県嘉麻市下臼井1082-115大塚内科クリニック65福岡県福津市花見が浜1-4-3たなか泌尿器科皮ふ科				
50愛媛県松山市春日町83愛媛県立中央病院51愛媛県松山市三番町4-4-5医療法人慈愛会梶浦病院52愛媛県松山市三番町4-4-5医療法人慈愛会梶浦病院53高知県高知市は見町4-13高知記念病院54高知県高知市・津3丁目6-26-1フカミ歯科55高知県高知市桜井町2-5-13嶋本歯科医院56高知県南国市岡豊町小蓮185-1高知大学医学部附属病院眼科58高知県高知市は手筋1-9-22畠中クリニック59高知県高知市に井田653-2ひなた薬局60高知県高知市上町5丁目6-21アルファー薬局上町店61福岡県北九州市小倉北区高坊1-9-33すみれ調剤薬局62福岡県田川郡福智町弁城2239-10福智町立方城診療所63福岡県久留米市天神町4-1 実吉センタービル4F天神田中内科医院64福岡県嘉麻市下臼井1082-115大塚内科クリニック65福岡県福津市花見が浜1-4-3たなか泌尿器科皮ふ科				
51愛媛県松山市文京町1松山赤十字病院52愛媛県松山市三番町4-4-5医療法人慈愛会梶浦病院53高知県高知市仕井田4350-2誠内科54高知県高知市城見町4-13高知記念病院55高知県高知市十津3丁目6-26-1フカミ歯科56高知県高知市桜井町2-5-13嶋本歯科医院57高知県南国市岡豊町小蓮185-1高知大学医学部附属病院眼科58高知県高知市追手筋1-9-22畠中クリニック59高知県高知市仁井田653-2ひなた薬局60高知県高知市上町5丁目6-21アルファー薬局上町店61福岡県北九州市小倉北区高坊1-9-33すみれ調剤薬局62福岡県田川郡福智町弁城2239-10福智町立方城診療所63福岡県久留米市天神町4-1 実吉センタービル4F天神田中内科医院64福岡県嘉麻市下臼井1082-115大塚内科クリニック65福岡県福津市花見が浜1-4-3たなか泌尿器科皮ふ科				
52愛媛県松山市三番町4-4-5医療法人慈愛会梶浦病院53高知県高知市仕井田4350-2誠内科54高知県高知市城見町4-13高知記念病院55高知県高知市十津3丁目6-26-1フカミ歯科56高知県高知市桜井町2-5-13嶋本歯科医院57高知県南国市岡豊町小蓮185-1高知大学医学部附属病院眼科58高知県高知市追手筋1-9-22畠中クリニック59高知県高知市仁井田653-2ひなた薬局60高知県高知市上町5丁目6-21アルファー薬局上町店61福岡県北九州市小倉北区高坊1-9-33すみれ調剤薬局62福岡県田川郡福智町弁城2239-10福智町立方城診療所63福岡県久留米市天神町4-1 実吉センタービル4F天神田中内科医院64福岡県嘉麻市下臼井1082-115大塚内科クリニック65福岡県福津市花見が浜1-4-3たなか泌尿器科皮ふ科				
53高知県高知市仁井田4350-2誠内科54高知県高知市城見町4-13高知記念病院55高知県高知市村津3丁目6-26-1フカミ歯科56高知県高知市桜井町2-5-13嶋本歯科医院57高知県南国市岡豊町小蓮185-1高知大学医学部附属病院眼科58高知県高知市追手筋1-9-22畠中クリニック59高知県高知市仁井田653-2ひなた薬局60高知県高知市上町5丁目6-21アルファー薬局上町店61福岡県北九州市小倉北区高坊1-9-33すみれ調剤薬局62福岡県田川郡福智町弁城2239-10福智町立方城診療所63福岡県久留米市天神町4-1 実吉センタービル4F天神田中内科医院64福岡県嘉麻市下臼井1082-115大塚内科クリニック65福岡県福津市花見が浜1-4-3たなか泌尿器科皮ふ科				
54高知県高知市城見町4-13高知記念病院55高知県高知市村津3丁目6-26-1フカミ歯科56高知県高知市桜井町2-5-13嶋本歯科医院57高知県南国市岡豊町小蓮185-1高知大学医学部附属病院眼科58高知県高知市追手筋1-9-22畠中クリニック59高知県高知市仁井田653-2ひなた薬局60高知県高知市上町5丁目6-21アルファー薬局上町店61福岡県北九州市小倉北区高坊1-9-33すみれ調剤薬局62福岡県田川郡福智町弁城2239-10福智町立方城診療所63福岡県久留米市天神町4-1 実吉センタービル4F天神田中内科医院64福岡県嘉麻市下臼井1082-115大塚内科クリニック65福岡県福津市花見が浜1-4-3たなか泌尿器科皮ふ科				
55高知県高知市十津3丁目6-26-1フカミ歯科56高知県高知市桜井町2-5-13嶋本歯科医院57高知県南国市岡豊町小蓮185-1高知大学医学部附属病院眼科58高知県高知市追手筋1-9-22畠中クリニック59高知県高知市仁井田653-2ひなた薬局60高知県高知市上町5丁目6-21アルファー薬局上町店61福岡県北九州市小倉北区高坊1-9-33すみれ調剤薬局62福岡県田川郡福智町弁城2239-10福智町立方城診療所63福岡県久留米市天神町4-1 実吉センタービル4F天神田中内科医院64福岡県嘉麻市下臼井1082-115大塚内科クリニック65福岡県福津市花見が浜1-4-3たなか泌尿器科皮ふ科				
56高知県高知市桜井町2-5-13嶋本歯科医院57高知県南国市岡豊町小蓮185-1高知大学医学部附属病院眼科58高知県高知市追手筋1-9-22畠中クリニック59高知県高知市仁井田653-2ひなた薬局60高知県高知市上町5丁目6-21アルファー薬局上町店61福岡県北九州市小倉北区高坊1-9-33すみれ調剤薬局62福岡県田川郡福智町弁城2239-10福智町立方城診療所63福岡県久留米市天神町4-1 実吉センタービル4F天神田中内科医院64福岡県嘉麻市下臼井1082-115大塚内科クリニック65福岡県福津市花見が浜1-4-3たなか泌尿器科皮ふ科				
57高知県南国市岡豊町小蓮185-1高知大学医学部附属病院眼科58高知県高知市追手筋1-9-22畠中クリニック59高知県高知市仁井田653-2ひなた薬局60高知県高知市上町5丁目6-21アルファー薬局上町店61福岡県北九州市小倉北区高坊1-9-33すみれ調剤薬局62福岡県田川郡福智町弁城2239-10福智町立方城診療所63福岡県久留米市天神町4-1 実吉センタービル4F天神田中内科医院64福岡県嘉麻市下臼井1082-115大塚内科クリニック65福岡県福津市花見が浜1-4-3たなか泌尿器科皮ふ科				
58       高知県       高知市追手筋1-9-22       畠中クリニック         59       高知県       高知市仁井田653-2       ひなた薬局         60       高知県       高知市上町5丁目6-21       アルファー薬局上町店         61       福岡県       北九州市小倉北区高坊1-9-33       すみれ調剤薬局         62       福岡県       田川郡福智町弁城2239-10       福智町立方城診療所         63       福岡県       久留米市天神町4-1 実吉センタービル4F       天神田中内科医院         64       福岡県       嘉麻市下臼井1082-115       大塚内科クリニック         65       福岡県       福津市花見が浜1-4-3       たなか泌尿器科皮ふ科				
59高知県高知市仁井田653-2ひなた薬局60高知県高知市上町5丁目6-21アルファー薬局上町店61福岡県北九州市小倉北区高坊1-9-33すみれ調剤薬局62福岡県田川郡福智町弁城2239-10福智町立方城診療所63福岡県久留米市天神町4-1 実吉センタービル4F天神田中内科医院64福岡県嘉麻市下臼井1082-115大塚内科クリニック65福岡県福津市花見が浜1-4-3たなか泌尿器科皮ふ科				
60高知県高知市上町5丁目6-21アルファー薬局上町店61福岡県北九州市小倉北区高坊1-9-33すみれ調剤薬局62福岡県田川郡福智町弁城2239-10福智町立方城診療所63福岡県久留米市天神町4-1 実吉センタービル4F天神田中内科医院64福岡県嘉麻市下臼井1082-115大塚内科クリニック65福岡県福津市花見が浜1-4-3たなか泌尿器科皮ふ科				
61福岡県北九州市小倉北区高坊1-9-33すみれ調剤薬局62福岡県田川郡福智町弁城2239-10福智町立方城診療所63福岡県久留米市天神町4-1 実吉センタービル4F天神田中内科医院64福岡県嘉麻市下臼井1082-115大塚内科クリニック65福岡県福津市花見が浜1-4-3たなか泌尿器科皮ふ科				
62福岡県田川郡福智町弁城2239-10福智町立方城診療所63福岡県久留米市天神町4-1 実吉センタービル4F天神田中内科医院64福岡県嘉麻市下臼井1082-115大塚内科クリニック65福岡県福津市花見が浜1-4-3たなか泌尿器科皮ふ科				
63福岡県久留米市天神町4-1 実吉センタービル4F天神田中内科医院64福岡県嘉麻市下臼井1082-115大塚内科クリニック65福岡県福津市花見が浜1-4-3たなか泌尿器科皮ふ科				
64福岡県嘉麻市下臼井1082-115大塚内科クリニック65福岡県福津市花見が浜1-4-3たなか泌尿器科皮ふ科				
65 福岡県 福津市花見が浜1-4-3 たなか泌尿器科皮ふ科	63			
	64			
66 福岡県 春日市須玖北4丁目5番地 医療法人 徳洲会 福岡徳洲会	65		福津市花見が浜1-4-3	
	66	福岡県	春日市須玖北4丁目5番地	医療法人 徳洲会 福岡徳洲会

No.	都道府県	市区町村名	医療機関名
67	福岡県	直方市大字頓野3826-1	阿座上内科循環器科クリニック
68	福岡県	久留米市御井町2176-3	みい内科クリニック
69	福岡県	筑後市前津60-1	鶴丸眼科
70	福岡県	福津市日蒔野1-5-1	かわもと整形外科
71	福岡県	北九州市小倉北区上富野三丁目19番1号	北九州小倉病院
72	福岡県	北九州市小倉南区上葛原2-17-16	さかもとひでひさ眼科
73	福岡県	北九州市小倉北区高坊1-10-16	大久保内科胃腸科
74	福岡県	福岡市中央区西中洲6-20	占部医院
75	福岡県	北九州市小倉南区下貫3丁目3-17	わたなべ歯科医院
76	福岡県	福岡市早良区百道浜4-1-4	KMペインクリニック
77	福岡県	福岡市早良区荒江2-15-10	神代医院
78	福岡県	久留米市西町1173-9	医療法人和寿会城ひふ科形成外科
79	福岡県	嘉穂郡桂川町大字土居877	桂川歯科医院
80	福岡県		まつばら整形外科
81	福岡県	無屋郡篠栗町尾仲101-2	後栗たかさき脳神経外科クリニック
82	福岡県	直方市大字頓野3897-8	やまと調剤薬局
	1-1 1111		
83	福岡県福岡県	福岡市早良区飯倉7-1-7 福津市光陽台1-1-5	高橋脳神経外科 松野脳神経外科
84 85	福岡県		福岡整形外科
86	福岡県	宗像市くりえいと1-2-1	早田循環器内科
87	佐賀県	鳥栖市田代大官町798−3	やない眼科
88	長崎県	長崎市上戸町3-4-21	中村内科医院
89	長崎県	五島市富江町富江160-3	近藤歯科医院
90	長崎県	大村市池田2丁目304-1	高島脳神経内科
91	長崎県	長崎市元船町14-6	澤本歯科医院
92	長崎県 長崎県		おがわ歯科医院 愛真歯科
94	長崎県	<u>森午川宋田町32~37</u> 佐世保市平瀬町9−3	支具圏付   佐世保市総合医療センター
95	長崎県	西彼杵郡長与町嬉里郷660-1	藤本整骨院 長与町本院
96	長崎県	諫早市貝津町3015	医療法人 祥仁会 西諫早病院
97	長崎県	長崎市三芳町2-20	諸岡整形外科医院
98	長崎県	長崎市中里町96	和仁会病院
99	長崎県	長崎市矢上町48-1	すやま眼科クリニック
100	長崎県	長崎市新地町8-16	藤本整骨院新地町本院
101	長崎県 長崎県	五島市上大津町336-6 佐世保市浜田町1-6	新井整骨院 佐世保国際通り病院
102	長崎県	西彼杵郡長与町岡郷37-11	川崎医院
104	長崎県	佐世保市江迎町赤坂299	北松中央病院
105	熊本県	熊本市西区上代7丁目29-20	西部脳神経外科内科
106	大分県	佐伯市鶴岡町1丁目11番地59号	長門記念病院
107	大分県	佐伯市船頭町2-40	やつか眼科
108	大分県	佐伯市城下西町2-60	吉田歯科医院
109	大分県	佐伯市鶴岡西町2丁目266番地	西田病院

#### 令和4年度油症検診実施状況調査

議跡調査班 関東以北    要認者数	・ 令和4年9月7日 (水) ・ 令和4年9月13日 (火 ・ 令和4年9月13日 (火 ・ 令和4年9月14日 (水 全日8:30~12:00 無 集団	テーションクリニック ・令和4年10月19日(水) 13:30~15:00	検診センター ・ 令和4年8月25日 (木) 13:30~15:30 ・ 令和4年8月26日 (金)	馬取大子医子部们麻病院 ・令和4年10月14日(金) 8:30~12:00 無 集団	広島県  44人  34人  10人  公益財団法人広島原爆障害対策 協議会  ・令和4年10月6日 (木) 13:00~17:00 ・令和4年10月20日 (木) 13:00~17:00 ・令和4年10月27日 (木) 13:00~17:00  無  集団  ・土日に実施してほしい	6人 6人 0人 0人 0人	· 令和4年10月18日(火) 13:30~	高知県  8人  7人  1人  1人  高知県・高知市病院企業団立高知医療センター  ・令和4年10月17日 (月) ・令和4年10月18日 (火) ・令和4年10月20日 (木) 全日10:00~  無  個別	・令和4年8月20日(土) 8:30~13:00	福岡県  59人  35人  24人  北九州市立夜間・休日急患 センター  ・令和4年8月25日 (木) 8:30~13:00 ・令和4年9月7日 (水) 8:30~13:00	30人 18人 12人 久留米シティブラザ - 令和4年8月10日 (水) 8:30~13:00 無 集団	25人 11人 14人 五島市福江総合保健セン ター ・令和4年7月10日(日) 9:30~12:00	34人 19人 15人 五島市奈留保健センター	### 44人 37人 7人 7人 五島市国民健康保険玉之浦 診療所 ・ 令和4年7月11日 (月) 9:30~13:00 無 集団	51人 17人 34人 長崎県西被保健所 ・令和4年8月25日 (木) 13:30~16:30	中止
	(水) ・ 令和 4 年 9月6日 (火)・ 令和 4 年 9月1日 (水)・ 令和 4 年 9月1日 (水)・ 令和 4 年 9月1日 (水・ 全日8:30~12:00 無 集団	18人  15人  中 医療法人尚仁会 名古屋ステーションクリニック  ・令和4年10月19日(水) 13:30~15:00 ・令和4年10月20日(木) 13:30~15:00  無 集団  ・家族(全員認定患者)で同じ検診を受診したい	26人 21人 21人 ス 大阪府結核予防会大阪総合検診センター ・ 令和4年8月25日 (木) 13:30~15:30 ・ 令和4年8月26日 (金) 13:30~15:30 ・ 令和4年10月17日 (月) 14:00~15:30 無 集団	1人 0人 6 6 6 6 6 7 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	34人  10人  公益財団法人広島原爆障害対策協議会  ・令和4年10月6日 (木) 13:00~17:00 ・令和4年10月20日 (木) 13:00~17:00 ・令和4年10月27日 (木) 13:00~17:00	6人  0人  0人  1  山口大学医学部附属病院  • 令和4年10月27日 (木) 8:30~11:30  • 令和4年10月28日 (金) 8:30~11:30	4人  0人  公益財団法人愛媛県総合保健協会  ・令和4年10月18日(火) 13:30~ ・令和4年10月25日(火) 13:30~	7人  1人  高知県・高知市病院企業団立高知医療センター  ・令和4年10月17日 (月)・令和4年10月18日 (火)・令和4年10月20日 (木) 全日10:00~	55人 49人 福岡市中央区保健福祉セン ター ・令和4年8月20日(土) 8:30~13:00 ・令和4年9月3日(土) 8:30~13:00	35人 24人 北九州市立夜間・休日急患 センター ・令和4年8月25日 (木) 8:30~13:00 ・令和4年9月7日 (水) 8:30~13:00	18人 12人 久留米シティブラザ ・令和4年8月10日 (水) 8:30~13:00	11人 14人 五島市福江総合保健セン ター ・ 令和4年7月10日 (日) 9:30~12:00	19人 15人 五島市奈留保健センター ・令和4年7月12日 (火) 9:30~12:00	37人 7人 五島市園民健康保険玉之浦 診療所 ・令和4年7月11日 (月) 9:30~13:00	17人 34人 長崎県西彼保健所 ・令和4年8月25日(木) 13:30~16:30	中止
つち認定患者 (受診時)   9人     つちま認定者 (受診時)   10人     学校法人北里研究所北     学病院     ・ 令和4年10月19日 ( 8:30~11:30	(水) ・ 令和 4 年 9月6日 (火)・ 令和 4 年 9月1日 (水)・ 令和 4 年 9月1日 (水)・ 令和 4 年 9月1日 (水・ 全日8:30~12:00 無 集団	18人  15人  中 医療法人尚仁会 名古屋ステーションクリニック  ・令和4年10月19日(水) 13:30~15:00 ・令和4年10月20日(木) 13:30~15:00  無 集団  ・家族(全員認定患者)で同じ検診を受診したい	26人 21人 21人 ス 大阪府結核予防会大阪総合検診センター ・ 令和4年8月25日 (木) 13:30~15:30 ・ 令和4年8月26日 (金) 13:30~15:30 ・ 令和4年10月17日 (月) 14:00~15:30 無 集団	1人 0人 6 6 6 6 6 7 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	34人  10人  公益財団法人広島原爆障害対策協議会  ・令和4年10月6日 (木) 13:00~17:00 ・令和4年10月20日 (木) 13:00~17:00 ・令和4年10月27日 (木) 13:00~17:00	6人  0人  0人  1  山口大学医学部附属病院  ・令和4年10月27日 (木) 8:30~11:30  ・令和4年10月28日 (金) 8:30~11:30	4人  0人  公益財団法人愛媛県総合保健協会  ・令和4年10月18日(火) 13:30~ ・令和4年10月25日(火) 13:30~	7人  1人  高知県・高知市病院企業団立高知医療センター  ・令和4年10月17日 (月)・令和4年10月18日 (火)・令和4年10月20日 (木) 全日10:00~	55人 49人 福岡市中央区保健福祉セン ター ・令和4年8月20日(土) 8:30~13:00 ・令和4年9月3日(土) 8:30~13:00	35人 24人 北九州市立夜間・休日急患 センター ・令和4年8月25日 (木) 8:30~13:00 ・令和4年9月7日 (水) 8:30~13:00	18人 12人 久留米シティブラザ ・令和4年8月10日 (水) 8:30~13:00	11人 14人 五島市福江総合保健セン ター ・ 令和4年7月10日 (日) 9:30~12:00	19人 15人 五島市奈留保健センター ・令和4年7月12日 (火) 9:30~12:00	37人 7人 五島市園民健康保険玉之浦 診療所 ・令和4年7月11日 (月) 9:30~13:00	17人 34人 長崎県西彼保健所 ・令和4年8月25日(木) 13:30~16:30	中止
うち末認定者 (受診時)	(水) ・ 令和 4 年9月6日 (火) ・ 令和 4 年9月7日 (水) ・ 令和 4 年9月7日 (水) ・ 令和 4 年9月13日 (火・ 令和 4 年9月14日 (水 全日8:30~12:00 無 集団	15人  中 医療法人尚仁会 名古屋ステーションクリニック  ・令和4年10月19日(水) 13:30~15:00 ・令和4年10月20日(木) 13:30~15:00  無 集団 ・家族(全員認定患者)で同じ検診を受診したい	21人  ス 大阪府結核予防会大阪総合 検診センター  ・ 令和4年8月25日 (木) 13:30~15:30 ・ 令和4年8月26日 金) 13:30~15:30 ・ 令和4年10月17日 (月) 14:00~15:30	0人	10人  公益財団法人広島原爆障害対策協議会  ・令和4年10月6日 (木) 13:00~17:00 ・令和4年10月20日 (木) 13:00~17:00 ・令和4年10月27日 (木) 13:00~17:00	0人  Li 山口大学医学部附属病院  - 令和4年10月27日 (木) 8:30~11:30  - 令和4年10月28日 (金) 8:30~11:30	0人     公益財団法人愛媛県総合保健協会     令和4年10月18日(火) 13:30~     令和4年10月25日(火) 13:30~	1人 高知県・高知市病院企業団 立高知医療センター ・令和4年10月17日 (月) ・令和4年10月18日 (火) ・令和4年10月20日 (木) 全日10:00~	49人 福岡市中央区保健福祉センター ・令和4年8月20日(土) 8:30~13:00 ・令和4年9月3日(土) 8:30~13:00	24人 北九州市立夜間・休日急患 センター ・令和4年8月25日 (木) 8:30~13:00 ・令和4年9月7日 (水) 8:30~13:00	12人 久留米シティブラザ ・令和4年8月10日 (水) 8:30~13:00	14人 五島市福江総合保健セン ター ・令和4年7月10日(日) 9:30~12:00	15人 五島市奈留保健センター ・令和4年7月12日 (火) 9:30~12:00	7人 五島市園民健康保険玉之浦 診療所 ・令和4年7月11日 (月) 9:30~13:00 無	34人 長崎県西被保健所 ・令和4年8月25日 (木) 13:30~16:30	中止
学校法人北里研究所北    学校法人北里研究所北    学務院	(水) ・ 令和 4 年9月6日 (火) ・ 令和 4 年9月7日 (水) ・ 令和 4 年9月13日 (火) ・ 令和 4 年9月13日 (火) ・ 令和 4 年9月14日 (水全日8:30~12:00 無集団	中 医療法人尚仁会 名古屋ス テーションクリニック ・令和4年10月19日(水) 13:30~15:00 ・令和4年10月20日(木) 13:30~15:00  無 集団 ・家族(全員認定患者)で同じ検診を受診したい	ス 大阪府結核予防会大阪総合 検診センター  ・令和4年8月25日 (木) 13:30~15:30 ・令和4年8月26日 (金) 13:30~15:30 ・令和4年10月17日 (月) 14:00~15:30	。 島取大学医学部付護病院 ・令和4年10月14日(金) 8:30~12:00 無 集団	公益財団法人広島原爆障害対策 協議会  ・令和4年10月6日 (木) 13:00~17:00 ・令和4年10月20日 (木) 13:00~17:00 ・令和4年10月27日 (木) 13:00~17:00	· 令和4年10月27日 (木) 8:30~11:30 · 令和4年10月28日 (金) 8:30~11:30	公益財団法人愛媛県総合保 健協会  ・令和4年10月18日 (火) 13:30~ ・令和4年10月25日 (火) 13:30~	高知県・高知市病院企業団立高知医療センター ・令和4年10月17日 (月)・令和4年10月18日 (火)・令和4年10月20日 (木) 全日10:00~	福岡市中央区保健福祉センター ・令和4年8月20日(土) 8:30~13:00 ・令和4年9月3日(土) 8:30~13:00	北九州市立夜間・休日急患 センター ・ 令和4年8月25日 (木) 8:30~13:00 ・ 令和4年9月7日 (水) 8:30~13:00	久留米シティブラザ ・令和4年8月10日 (水) 8:30~13:00	五島市福江総合保健セン ター ・令和4年7月10日(日) 9:30~12:00	五島市奈留保健センター ・令和4年7月12日 (火) 9:30~12:00	五島市園民健康保険玉之浦 診療所  ・令和4年7月11日 (月) 9:30~13:00	長崎県西被保健所  ・令和4年8月25日 (木) 13:30~16:30	中止
・	・ 会和 4 年9月6日 (火) ・ 令和 4 年9月7日 (水) ・ 令和 4 年9月13日 (火 ・ 令和 4 年9月13日 (火 ・ 令和 4 年9月14日 (水 全日8:30~12:00 無 集団	テーションクリニック ・ 令和4年10月19日(水) 13:30~15:00 ・ 令和4年10月20日(木) 13:30~15:00  無 集団 ・家族(全員認定患者)で同じ検診を受診したい	検診センター  ・ 令和4年8月25日 (木) 13:30~15:30 ・ 令和4年8月26日 (金) 13:30~15:30 ・ 令和4年10月17日 (月) 14:00~15:30  無 集団	馬取大子医子部们麻病院 ・令和4年10月14日(金) 8:30~12:00 無 集団	・令和4年10月6日(木) 13:00~17:00 ・令和4年10月20日(木) 13:00~17:00 ・令和4年10月27日(木) 13:00~17:00 無 集団	・令和4年10月27日(木) 8:30~11:30 ・令和4年10月28日(金) 8:30~11:30	・令和4年10月18日 (火) 13:30~ ・令和4年10月25日 (火) 13:30~	・令和4年10月17日 (月) ・令和4年10月18日 (火) ・令和4年10月20日 (木) 全日10:00~	・令和4年8月20日(土) 8:30~13:00 ・令和4年9月3日(土) 8:30~13:00	・令和4年8月25日(木) 8:30~13:00 ・令和4年9月7日(水) 8:30~13:00	・令和4年8月10日 (水) 8:30~13:00 無	ター ・令和4年7月10日 (日) 9:30~12:00 有	・令和4年7月12日(火) 9:30~12:00 無	・令和4年7月11日(月) 9:30~13:00 無	· 令和4年8月25日(木) 13:30~16:30 無	中止
### ### ### ### ### ### #### #########	(水) ・ 令和4年9月7日 (水) ・ 令和4年9月13日 (火 ・ 令和4年9月14日 (水 全日8:30~12:00 無 集団	13:30~15:00 ・令和4年10月20日(木) 13:30~15:00 無 集団 ・家族(全員認定患者)で同じ検診を受診したい	13:30~15:30 - 令和4年8月26日(金) 13:30~15:30 - 令和4年10月17日(月) 14:00~15:30 無 集団	8:30~12:00 無 集団	13:00~17:00 · 令和4年10月20日(木) 13:00~17:00 · 令和4年10月27日(木) 13:00~17:00 無 集団	8:30~11:30 • 令和4年10月28日(金) 8:30~11:30	13:30~ ・令和4年10月25日(火) 13:30~	・令和4年10月18日 (火) ・令和4年10月20日 (木) 全日10:00~ 無	8:30~13:00 • 令和4年9月3日(土) 8:30~13:00	8:30~13:00 • 令和4年9月7日 (水) 8:30~13:00	8:30~13:00 無	9:30~12:00	9:30~12:00	9:30~13:00 無	13:30~16:30 ##	中止
集団検診が個別検診か 集団  ・ 待機時間を縮減して い (集合時間の分散・ (自由配戦) → 来年度に引継ぎ検討 こととする  (一般的検査項目)	集団 (ほし 等) 特になし	集団 ・家族(全員認定患者)で同じ検診を受診したい	集団	集団	集団											
・ 待機時間を縮減して ・ 待機時間を縮減して い (集合時間の分散・	にほし 等) 特になし,	・家族(全員認定患者)で同じ検診を受診したい	ē			集団	集団	個別	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	
<ul> <li>開催に際して寄せられた要望と対応</li> <li>(自由記載)</li> <li>→来年度に引継ぎ検討 こととする</li> <li>(一般的検査項目)</li> <li>問診 血圧測定 原能         <ul> <li>小</li> <li>原産</li> <li>×</li> <li>原検査</li> <li>×</li> <li>血液検査</li> </ul> </li> </ul>	等) 特になし	同じ検診を受診したい	で		・土日に実施してほしい											
同診		10/11/20/20/20		特になし	⇒検診機関の受入が困難なため 難しい旨を回答	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	
血圧剤定 ○																
胸部レントゲン検査 × 尿検査 × 血液検査 ○	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
床検査 × 血液検査 ○	O x	0	×	0	0	0	O x	O x	O x	O x	O x	O ×	O ×	O x	O ×	
血液検査	×	0	×	0	0	0	×	0	0	0	0	0	, î	0	0	
<b>晉密度检查</b>	ő	Ö	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	×	×	×	0	×	0	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
身体測定	0	0	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
腹囲測定 × 視力検査 ×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	0	0	0	
視力検査 × 聴力検査 ×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
心電回検査 ×	×	^	×	^	1 ô	0	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
腹部工コー検査 ×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
その他検査(自由記載) -	-	-	-	-	-	-	-	-				-	-	-	-	
特徴的な検査など(自由記載) -	-	-	-	-	-	-	-	-				-	-	-	-	
(個別の診療科目)																
内科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
婦人科 ×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
皮膚科	×	×	×	0	0	0	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
眼科 ○ 歯科 ×	×	×	×	0	×	0	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
歯科 × 小児科 ×	×	×	x x	O x	×	O x	X X	x x	X ()	× 0	×	×	×	×	×	
整形外科 ×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
その他受診科目(自由記載) -														,,	-	1
特徴的な検査など(自由記載) -	× -	-	-	_	-	-	-	-				-	-	-		

## 森永ヒ素ミルク中毒事件に関する行政協力について

## 1. 概 要

昭和30年6月頃から、主に西日本を中心として、人工栄養の乳幼児の間に原因不明の発熱、頑固な下痢、皮膚の異常などを主症状とした疾病が続発。

森永乳業株式会社徳島工場の製造によるドライミルクに、ヒ素等の有害物質が混入したことによる食中毒事件(被害者数令和4年11月30日現在 13,460名)。

昭和49年に、被害者救済のため「財団法人ひかり協会」が設立され、被害者の健康管理や生活保障援助等の事業を実施(費用は森永乳業が負担)。

## 2. 三者会談

昭和48年12月に開催された第5回目の三者会談で、以後の被害者に対する救済対策等について、旧厚生省、被害者とその家族で構成される守る会、森永乳業による3者間で確認書が取り交わされた。後にひかり協会も参加。

これまで、三者会談を計55回、三者会談を円滑に運営するための三者会談救済対策推進委員会を計184回開催してきたところ。

## 3. 行政協力

国は、確認書に基づき、被害者の恒久救済のため、ひかり協会が行う事業等に対し、各都道府県市と連携し、保健、医療、福祉、労働など幅広い分野で、行政協力を行っているところ。

## 森永ひ素ミルク事件に関する行政協力(お願い)

(公財) ひかり協会は、昭和30年に発生した森永ひ素ミルク中毒事件の被害者の救済を目的として、「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」、森永乳業株式会社及び厚生省(当時)の三者の合意に基づいて、昭和49年4月に設立されたもので、厚生労働省としては、従来からひかり協会の事業の円滑な推進のために積極的に取り組んできたところです。

被害者のニーズは、被害者自身の加齢、保護者の高齢化等が相まって変化しており、介護のためのホームヘルパー等を必要とする重度な被害者から就職及び生活訓練の場を希望する被害者まで多種多様です。

各々の被害者のニーズに応えるためには、被害者の障害や症状に応じた的確な判断が必要なことから、医療、保健、障害福祉、介護保険等を所管する部局や保健所、福祉事務所等の関係機関や市町村、都道府県労働局等と連携しつつ、積極的に対応されるようお願いします。

特に、ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力については、次に掲げる 5 点をお願いします。

- ① 窓口担当部局において、保健医療、障害福祉、高齢福祉等を担当する部局のほか、都道府県労働局、市町村、保健所等の関係行政機関との連絡調整を図るための会議を定期的に開催すること。
- ② (公財)ひかり協会が開催する関係者間の連絡調整を図るための会議(地域救済対策委員会等)に対する出席の要請を受けたときは、可能な限り対応すること。
- ③ 「森永ミルク中毒事件全国担当係長会議」等を通じた厚生労働省から都道府県等への伝達の内容については、関係部局及び管下市町村 等に対する周知を徹底すること。
- ④ 市町村に対し、森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿の写しを、個人情報の取り扱いに留意し、交付すること。
- ⑤ 平成31年1月10日付事務連絡「(公財)ひかり協会による障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者への適切なサービス提供に向けた取組に対する協力について(依頼)」に基づき、市町村において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づく介護給付費等を支給する場合の基準を設けている場合であっても、当該基準によって一律に判断するのではなく、障害保健福祉部局と介護保険部局とが連携し、介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、障害者総合支援法に基づく介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努めることとし、障害のある被害者への支援の必要性や本人の意向を踏まえて、個々の実態に即した支給決定がなされるよう、市町村等の関係行政機関と緊密な連絡調整を図るとともに、管内市町村あて周知徹底いただくこと。

衛食第91号平成3年7月8日 (平成8年9月19日改正 衛食第240号) (平成16年7月30日改正 食安企発第0730001号) (平成18年11月15日改正 食安企発第1115001号) (平成21年4月1日改正 食安企発第0401001号) (平成25年2月27日改正 食安企発0227第1号)

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生省生活衛生局食品保健課長

(公財)ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)

(財)ひかり協会の行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業(以下「協会事業」という。)についてはかねてより御配慮を煩わしているところであるが、森永ひ素ミルク中毒被害者も30歳代半ばに達し、親の高齢化、社会情勢の変化等に伴い、協会事業は一層重要性を増していることにかんがみ、貴職におかれましても、下記事項に留意の上、協会事業の推進に御協力をお願いする。

-平成 8 年 9 月 1 9 日衛食第 2 4 0 号前文

標記については、「三者会談確認書(昭和48年12月23日)」に基づき、「(財)ひかり協会の行う事業に対する協力について」(平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知。以下「衛食第91号通知」という。)により御協力をお願いしているところであるが、森永ひ素ミルク中毒被害者も40歳代に達するとともに、福祉関係八法改正、地域保健法の制定等に伴い、保健福祉分野における市町村の役割の重要性が増大してきていること等にかんがみ、衛食第91号通知の一部を下記のとおり改正することとしたので、ご留意の上、協会事業への一層の御協力をお願いする。

なお、本件については、大臣官房障害保健福祉部障害福祉課・精神保健福祉課、健康政策局計画課、老人保健福祉局老人保健課と協議済みであることを念のため申し添える。

平成16年7月30日食安企発第0730001号前文

標記については、「三者会談確認書(昭和48年12月23日)」に基づき、「(財)ひかり協会の行う事業に対する協力について」(平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知。以下「衛食第91号通知」という。)により御協力をお願いしているところですが、森永ひ素ミルク中毒被害者も50歳代に差し掛かるとともに、介護保険制度、支援費制度、健康増進法の施行等に伴い、保健福祉分野における市町村の役割の重要性が一層増大してきていること等にかんがみ、衛食第91号通知の一部を下記のとおり改正することとしましたので、御留意の上、協会事業への一層の御協力をお願いします。

なお、本件については、健康局総務課保健指導室・地域保健室、職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課・精神保健福祉課、老健局介護保険課・老人保健課と協議 一済みであることを念のため申し添えます。 平成18年11月15日食安企発第1115001号前文

標記については、「三者会談確認書(昭和48年12月23日)」に基づき、「(財)ひかり協会の行う事業に対する協力について」(平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知。以下「衛食第91号通知」という。)により御協力をお願いしているところですが、森永ひ素ミルク中毒被害者も50歳代に差し掛かるとともに、障害者自立支援法の施行等に伴い、保健福祉分野における市町村の役割の重要性が一層増大してきていること等にかんがみ、衛食第91号通知の一部を下記のとおり改正することとしましたので、御留意の上、ひかり協会事業への一層の御協力をお願いします。

なお、本件については、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課と協議 済みであることを念のため申し添えます。

#### 平成21年4月1日食安企発第0401001号前文

なお、本件については、健康局総務課がん対策推進室、生活習慣病対策 室及び疾病対策課肝炎対策推進室、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉 課、老健局老人保健課並びに保険局総務課医療費適正化対策推進室及び国 民健康保険課と協議済みであることを念のため申し添えます。

#### 平成25年2月27日食安企発0227第1号前文

標記については、「三者会談確認書(昭和48年12月23日)」に基づき、「(財)ひかり協会の行う事業に対する協力について」(平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知。以下「衛食第91号通知」という。)により御協力をお願いしているところですが、今後、森永ひ素ミルク中毒被害者も60歳代を迎え、従来から御協力いただいてきた障害福祉のみならず、高齢福祉の分野での取組が重要となってきたこと等にかんがみ、本通知の一部を下記のとおり改正することとしましたので、御留意の上、協会事業への一層の御協力をお願いします。

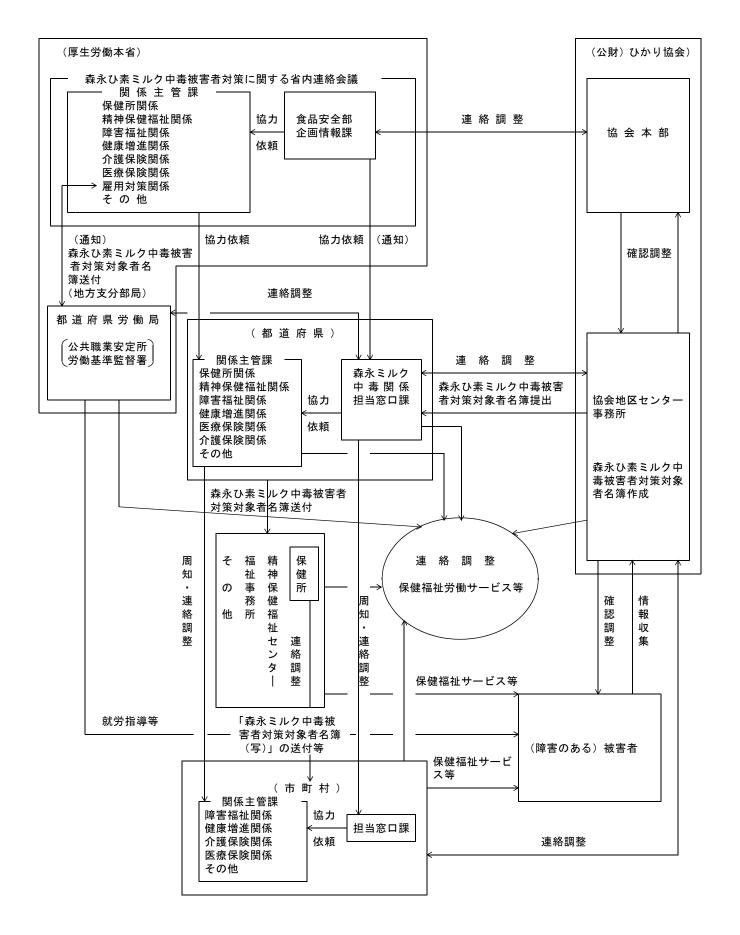
なお、本件については、健康局がん対策健康増進課及び疾病対策課肝炎対策推進室、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課、振興課及び老人保健課並びに保険局総務課医療費適正化対策推進室及び国民健康保険課と協議済みであることを念のため申し添えます。

記

1 (公財) ひかり協会現地事務所から現在障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿の提出があったときは、当該名簿に記載された者について、個人情報の保護に留意するとともに、関係主管部局等と緊密な連携の下、障害のある被害者等が適切な保健福祉サービス等を受けられるよう配慮を願いたいこと。

- 2 当該名簿の保管管理は、適切な保健指導等を実施するうえにおいて、保健所が行うことが望ましいと考えるが、関係主管部局等と緊密な連携を図り、当該名簿の保管管理及びその活用について調整を願いたいこと。また、市町村に対し、当該市町村に居住する者(個人情報の取扱について問題の無いものに限る。)に係る当該名簿の写しを交付していただきたいこと。
- 3 障害のある被害者等の救済は、森永ひ素ミルク中毒事件関係担当窓口課の みならず、医療、保健、障害福祉、高齢福祉及び雇用対策等の都道府県関係 主管部局、都道府県労働局、市町村並びに保健所等極めて広範囲の行政機関 に関係しているので、(公財) ひかり協会及び関係行政機関と十分な連絡調 整が図られるよう配慮を願いたいこと。
- 4 3の連絡調整については、健康増進法に基づくがん検診等の健康増進事業の実施、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び特定保健指導、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の施行等に伴い、保健福祉分野における市町村役割の重要性が一層増大してきていること等にかんがみ、市町村において(公財)ひかり協会及び協会事業について理解が得られるよう周知を図るとともに、協会から要請がある場合には市町村と十分な連絡調整が図れるよう配慮を願いたいこと。

#### 森永ひ素ミルク中毒被害者対策



#### (参考2)

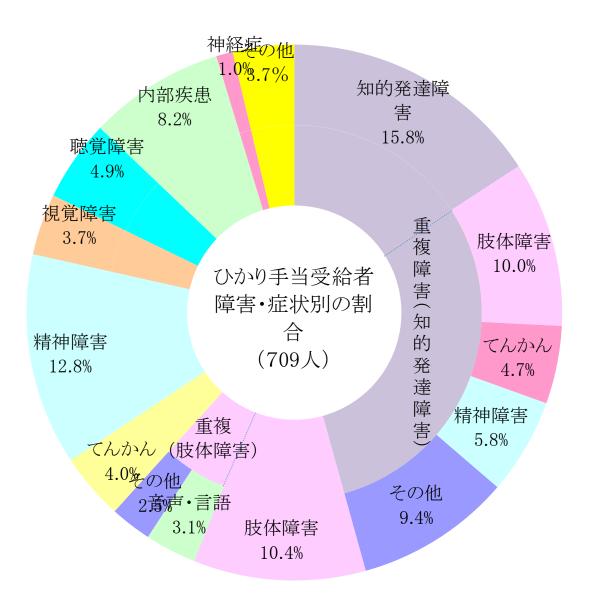
(公財)ひかり協会が障害のある被害者等に対する保健福祉労働サービスとして要望している事項

- 1 保健所に対する要望
  - ① 保健師、精神保健福祉相談員、栄養士、歯科衛生士等による定期・随時の訪問指導等
  - ② デイケア、健康教室、患者会、家族会の紹介等の情報提供と利用支援
- 2 福祉事務所に対する要望
  - ① ケースワーカーによる定期・随時の訪問等
- 3 公共職業安定所に対する要望
  - ① 職業相談
  - ② 職業訓練
  - ③ 職業紹介
  - ④ 職業指導
- 4 市町村に対する要望
  - ① 保健師、精神保健福祉相談員、栄養士、歯科衛生士等による定期・随時の訪問指導等
  - ② 健康増進法に基づく保健事業やがん検診に関する情報提供等
  - ③ 特定健康診査・特定保健指導に関する情報提供等
  - ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び介護保険法・ 老人福祉法によるホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイ等の情報 提供と利用支援
  - ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による訓練施設の 通所などの利用支援
  - ⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び介護保険法・ 老人福祉法による施設・グループホーム等の紹介と利用支援等
- 5 1から4の関係機関に対する共通要望
  - ① 保健所や福祉事務所、公共職業安定所、市町村、主治医、相談支援事業者、居宅 介護支援事業者等との連絡調整による支援ネットワークづくり
  - ② 関係機関による連絡調整会議の開催、参加等

#### 障害のある被害者の障害の状況

森永ひ素ミルク中毒被害者のうち障害のある被害者には、(公財)ひかり協会から生活援助の手当を支給しているが、この手当の支給対象者の障害の内容は下図のとおりである。

図 ひかり手当受給者の障害・症状別の状況(2012年3月現在)



((公財)ひかり協会調べ)

### 三者会談確認書

#### 確認響

厚生省、森永ミルク中毒のこどもを守る会(以下「守る会」という。)及び森永乳業株式会社(以下「森永」という。)は、昭和30年に発生した森永ミルク中毒事件の全被害者を恒久的に救済するため、昭和48年10月12日を第1回として5回にわたり、三者による会談(以下「三者会談」という。)を続けてきたところ、今日までに下記の条項について、互いに合意に達したので、ここにそのことを明らかにするためにこの確認書を作成する。

記

- 1. 「森永」は森永ミルク中毒事件について、企業の責任を全面的に認め心から謝罪するとと もに、今後、 被害者救済のために一切の義務を負担することを確約する。
- 2. 「森永」は被害者の対策について、「守る会」の提唱する、森永ミルク中毒被害者の恒久的 救済に関する対策案 (以下「恒久対策案」という。) を尊重し、すべての対策について同案 に基づいて設置される救済対策委員会の判断並びに決定に従うことを確約する。
- 3. 「森永」は前二項の立場にたって救済対策委員会の指示を忠実に実行するとともに同委員会が必要とする費用の一切を負担することを確約する。
- 4. 厚生省は被害者対策について「守る会」の提唱する「恒久対策案」の実現のために積極的 に援助し、かつ、救済対策委員会が行政上の措置を依頼した時はこれに協力することを確約 する。
- 5. この確認書は、被害救済のための第一歩であって、今後、厚生省、「守る会」及び「森永」は、それぞれの立場と責任において、被害救済のために協力することを確認し、問題が全面的に解決するまで「三者会談」を継続し、「恒久対策案」実現のために努力することを確約する。なお、このための必要な措置として「三者会談」の中に、「救済対策推進委員会」を設置する。

昭和48年12月23日

厚 臣 45 大 斎 臙 邦 吉 臼 罂 名 月 祝 森永ミルク中毒のこど 岩 署 [1] 森永乳業株式会社社長 大 野 顛 署名 [1]

食安企発第 0122001号 障 障 発 0122001号 平成19年1月22日

(平成21年4月14日改正 食安企発第0414001号及び障障発第0414001号)(平成25年2月27日改正食安企発0227第2号及び障障発0227第2号)

各都道府県 衛生主管部(局)長 障害保健福祉主管部(局)長

厚生労働省医薬食品局 食品安全部企画情報課長

厚生労働省社会·援護局 障害保健福祉部障害福祉課長

(公財)ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について(依頼)

(公財)ひかり協会の行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業については、「三者会談確認書(昭和48年12月23日)」に基づき、「(公財)ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)」(平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知)により御協力をお願いしているところでありますが、介護を担ってきた者の高齢化等に伴い、障害のある在宅被害者の生活の場の確保が重要な課題となっております。

このため、現在、(公財) ひかり協会においては、障害のある在宅被害者の施設への入所、グループホームへの入居等の希望状況の把握を進めており、その上で個々の対象者ごとに、該当する地方自治体等に相談するなど、将来の円滑な施設入所、グループホーム入居等に向けた取組を行うこととしております。

つきましては、在宅被害者等又は(公財)ひかり協会から、円滑な施設への入所、 グループホームへの入居等に向けた相談があった場合には、被害者への支援の必要性 を踏まえて、市町村等の関係行政機関と緊密な連携を図り、被害者の施設入所、グル ープホーム入居及びそのための事前対策(相談や入所、入居等の準備)のための取組 が促進されるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

#### (参考)

三者会談確認書(昭和48年12月23日)

食安企発0227第3号 老高発0227第1号 老振発0227第1号 老 発 発 0 2 2 7 第 2 号 平成 2 5 年 2 月 2 7 日

衛生主管部 (局) 長 各都道府県 介護保険主管部(局)長

殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部 企 画 情 報 課 長

厚生労働省老健局 高齢者支援課長

振 興 課 長

老人保健課長

(公財) ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の 介護サービスの利用等に関する相談への協力について(依頼)

(公財)ひかり協会の行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業については、「三者会談確認書(昭和48年12月23日)」に基づき、「(公財)ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)」(平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知)により御協力をお願いしているところでありますが、事件発生から57年の歳月が経過し、被害者の方の高齢化が進んでいます。

このため、現在、(公財) ひかり協会においては、在宅被害者の施設への入所、在宅の介護サービス等の希望状況の把握を進めており、その上で個々の対象者ごとに該当する地方自治体等に相談するなど、将来の円滑な施設入所、介護在宅サービスの利用等に向けた取組を行うこととしています。

つきましては、在宅被害者等又は(公財)ひかり協会から、施設への入所、 在宅の介護サービスの利用等に向けた相談があった場合には、被害者への支援 の必要性を踏まえて、市町村において適切な対応が行われるよう、管内市町村 あて周知をお願いします。

#### (参考)

三者会談確認書(昭和48年12月23日)

事 務 連 絡 平成28年9月26日

各都道府県

衛生主管部(局) 障害保健福祉主管部(局) 介護保険主管部(局)

御中

厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部 企 画 情 報 課

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課

厚生労働省老健局

総 務 課 高 齢 者 支 援 課 振 興 課 老 人 保 健 課

(公財)ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の施設入所等の取組に対する協力について(依頼)

(公財)ひかり協会が行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業のうち、施設入所等の 取組に関する支援については、別添のとおり協力を依頼するとともに、関係主管課長会 議等において周知しているところです。

森永ひ素ミルク中毒被害者も60歳代を迎え、高齢化に伴う心身機能の低下等により、障害福祉制度、介護保険制度によるものを問わず、今後の生活の場を確保する必要がますます高まっています。例えば、既に施設に入所している被害者において、医療機関での入院治療等のため、施設を退所せざるを得なくなった場合に、治療等の内容によっては、退院後に施設に再度入所することができず、やむなく転院による入院を継続することとなり、結果として、安定した生活の場を失う事例が生じています。

つきましては、このような事例の解消のためにも、被害者等又は(公財)ひかり協会から相談があった場合には、被害者への支援の必要性や本人の意向を踏まえて、施設入所等及びそのための事前対策に関する取組が促進されるよう、以下の取組例もご参考の上、引き続き、特段のご配慮をお願いするとともに、市町村においても適切な対応が行われるよう、別添の「(公財)ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について(依頼)」及び「(公財)ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービス利用等に関する相談への協力について(依頼)」と併せて管内市町村あて周知をお願いします。

#### (取組例)

- 1 関係部局、市町村等の関係行政機関が、緊密な連携の下、施設入所等の必要性が生じた被害者等から求めがあった場合には、被害者本人の置かれた状況を速やかに把握するとともに、施設事業者等とも必要に応じて連絡を取り合いながら、適切な制度やサービスの利用がなされるよう支援する。
- 2 施設入所が実現する等、被害者が安定した生活の場を確保するまでの間、前項の取 組を継続するよう努める。

食安企発第 0122001号 障 障 発 0122001号 平成19年1月22日

(平成21年4月14日改正 食安企発第0414001号及び障障発第0414001号)(平成25年2月27日改正食安企発0227第2号及び障障発0227第2号)

各都道府県<br/>
衛生主管部(局)長<br/>
際害保健福祉主管部(局)長

厚生労働省医薬食品局 食品安全部企画情報課長

厚生労働省社会·援護局 障害保健福祉部障害福祉課長

(公財)ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について(依頼)

(公財)ひかり協会の行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業については、「三者会談確認書(昭和48年12月23日)」に基づき、「(公財)ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)」(平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知)により御協力をお願いしているところでありますが、介護を担ってきた者の高齢化等に伴い、障害のある在宅被害者の生活の場の確保が重要な課題となっております。

このため、現在、(公財) ひかり協会においては、障害のある在宅被害者の施設への入所、グループホームへの入居等の希望状況の把握を進めており、その上で個々の対象者ごとに、該当する地方自治体等に相談するなど、将来の円滑な施設入所、グループホーム入居等に向けた取組を行うこととしております。

つきましては、在宅被害者等又は(公財)ひかり協会から、円滑な施設への入所、 グループホームへの入居等に向けた相談があった場合には、被害者への支援の必要性 を踏まえて、市町村等の関係行政機関と緊密な連携を図り、被害者の施設入所、グル ープホーム入居及びそのための事前対策(相談や入所、入居等の準備)のための取組 が促進されるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

#### (参考)

三者会談確認書(昭和48年12月23日)

# 三者会談確認書

#### 確 認 書

厚生省、森永ミルク中毒のこどもを守る会(以下「守る会」という。)及び森永乳業株式会社(以下「森永」という。)は、昭和30年に発生した森永ミルク中毒事件の全被害者を恒久的に救済するため、昭和48年10月12日を第1回として5回にわたり、三者による会談(以下「三者会談」という。)を続けてきたところ、今日までに下記の条項について、互いに合意に達したので、ここにそのことを明らかにするためにこの確認書を作成する。

記

- 1. 「森永」は森永ミルク中毒事件について、企業の責任を全面的に認め心から謝罪するとともに、今後、 被害者救済のために一切の義務を負担することを確約する。
- 2. 「森永」は被害者の対策について、「守る会」の提唱する、森永ミルク中毒被害者の恒久的 救済に関する対策案(以下「恒久対策案」という。)を尊重し、すべての対策について同案 に基づいて設置される救済対策委員会の判断並びに決定に従うことを確約する。
- 3. 「森永」は前二項の立場にたって救済対策委員会の指示を忠実に実行するとともに同委員会が必要とする費用の一切を負担することを確約する。
- 4. 厚生省は被害者対策について「守る会」の提唱する「恒久対策案」の実現のために積極的 に援助し、かつ、救済対策委員会が行政上の措置を依頼した時はこれに協力することを確約 する。
- 5. この確認書は、被害救済のための第一歩であって、今後、厚生省、「守る会」及び「森永」は、それぞれの立場と責任において、被害救済のために協力することを確認し、問題が全面的に解決するまで「三者会談」を継続し、「恒久対策案」実現のために努力することを確約する。なお、このための必要な措置として「三者会談」の中に、「救済対策推進委員会」を設置する。

昭和48年12月23日

 厚
 生
 大
 臣
 斎
 藤
 邦
 吉

 ・
 署
 名
 印

 ・
 おかりのでする会理事長
 岩
 月
 祝
 一

 ・
 審
 名
 印

 ・
 森永乳業株式会社社長
 大
 野
 勇

 ・
 日
 日
 日



食安企発0227第2号 障障発0227第2号 平成25年2月27日

各都道府県

衛生主管部 (局)長

障害保健福祉主管部(局)長

殿

厚生労働省医薬食品局 食品安全部企画情報課



厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長



「(財)ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について(依頼)」の一部改正について

(公財)ひかり協会の行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業については、「三者会 談確認書(昭和48年12月23日)」に基づき、「(公財)ひかり協会の行う事業に 対する協力について(依頼)」(平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食 品保健課長通知)により御協力をお願いしているところであります。

今般、「(財) ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について(依頼)」 (平成19年1月22日食安企発第0122001号、障障発第0122001号) を、地方自治体の業務の体制を踏まえて、別添新旧対照表のとおり改正することとい たしましたので、御留意の上、(公財) ひかり、協会の事業への一層の御協力をお願い します。

# 2 1 年改正時の通知との新旧対照 平成

(財)ひかり協会の行う森永ひ素ミルク中毒被害者較済事業については、「三者会談確認書(昭和48年12月23日)」に基づき、「財)ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)」(平成3年7月8日衛食第91号厚生省50分子が、介護を担ってきた者の高齢化等に伴い、障害のある在宅被害者の生活のよが、介護を担ってきた者の高齢化等に伴い、障害のある在宅被害者の生活のこのため、現在、(財)ひかり協会においては、障害のある在宅被害者の血活ので、このため、現在、(財)ひかり協会においては、障害のある在宅被害者の施す。 またの入所、グループホームへの入居等においては、障害のある在宅被害者の施力・その上で個々の対象者ごとに、該当する保健所、福祉事務所等に相談するなど、将来の日滑な施設入所、グループホームへの入居等に向けた相談があった場合には、保健所や福祉、所、グループホームへの入居等に向けた相談があった場合には、保健所や福祉、所、グループホームへの入居等に向けた相談があった場合には、保健所や福祉・一本入居及びそのための事前対策(相談や入所、入居等の準備)のための取組が促進されるよう。特段の御園園を発展いいたします。 食安企発第 0122001号障 障 発 第 0122001号平成 1 9年 1 月 2 2 日号及び障障発第0414001号) (依頼) 品保健課長通知] 害福祉課長 強力についた 屖 協会の行う施設入所等の取組に対する協力について 黙 報 生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障 食品后面 まず。 :対する[ 安企発第0414001号/ 施設入所の取組に 8 8 号厚生省生活 **渔**金 礟 ● 安 啦 冥 半品 က 田 定食 Ø **運** 恒 Щ 恒 哐  $\alpha$ 缸 貧 Įū # 段王 恕 障害保健福祉主  $\infty$ Ŝ 迦其 4 存金 ш (昭和, # 4 ひならり #늢 ተ 逦 4, 談確認 တ 財)ひかり # <u>金</u> 2 各都道府県 (参兆) 川帯公計 长 H (公財)ひかり協会の行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業については、「三 者会談確認書(昭和48年12月23日)」に基づき、「(公財)ひかり協会の者当 省生活衛生局食品保健課長通知)により御協力をお願いしているところであり 生活ますが、介護を担ってきた者の高齢化等に伴い、障害のある在宅被害者の生活 切場の確保が重要な課題となっております。このため、現在、(公財)ひかり協会においては、障害のある在宅被害者の上で協定への入所、グループホームへの入居等においては、障害のある在宅被害者のこれでは、成当する地方自治体等に相談するなど、将来の円 清な施設入所、グループホーム入居等に向けた取組を行うこととしております。 入所、グループホーム入居等に向けた取組を行うこととしております。 大阪の必要性を踏まえて、市町村等の関係行政機関と緊密な連携を図り、被害 所、老の施設入所、グループホーム入民等はは、公財)ひかり協会から、円滑な施設への方面、グループホーム人民等に向けた相談があった場合には、被害者への方所、グループホーム人民等に向けた相談があった場合には、被害者への方式、グループホーム人民等に向けた相談があった場合には、被害者への方式、方に、グループホーム人民場に向けた相談があった場合には、被害者への下がでから取り関係行政機関と緊密な連携を図り、被害者の施設人所、グループホーム入居及びそのための事前対策(相談や入所、入 上野がやの取組が促進されるよう、特段の御配慮をおりにして 食安企発第 0122001号 障 障 発 第 0122001号 平成 1 9年 1 月 2 2 日 号及び障障発第0414001号) 2号及び障障発第027第2号) 障害保健福祉部障害福祉課長 う施設入所等の取組に対する協力について 報 哑 ・援護原 떕 公画 食安企発第0414001号及0 改正食安企発0227第2号] € ·働省医薬1 |安全部企 厚生労働省社会 殿 ш шX. 展 氷品 ന 生食 掩 () 2 Щ 厑 Ø 郶 障害保健福祉主管 Ш ₩ 誔 安 2 7 1 Ö 靊 4 шщ (公財)ひかり協会の行 詽 4 S 上年 ₩ டும் 談確認書 倕 40 年成 F 7 都道府県 41 (平成) 新 入支者居す 今

A Company

食安企発0227第3号 老 高 発0227第1号 老 振 発0227第1号 老 老 発0227第2号 平成25年2月27日

各都道府県

衛生主管部 (局) 長

介護保険主管部(局)長

殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部 企 画 情 報 課

厚生労働省老健局
高齢者支援課

振 興 課

老人保健課

(公財) ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の 介護サービスの利用等に関する相談への協力について(依頼)

(公財)ひかり協会の行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業については、「三者会談確認書(昭和48年12月23日)」に基づき、「(公財)ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)」(平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知)により御協力をお願いしているところでありますが、事件発生から57年の歳月が経過し、被害者の方の高齢化が進んでいます。

このため、現在、(公財) ひかり協会においては、在宅被害者の施設への入所、在宅の介護サービス等の希望状況の把握を進めており、その上で個々の対象者ごとに該当する地方自治体等に相談するなど、将来の円滑な施設入所、介護在宅サービスの利用等に向けた取組を行うこととしています。

つきましては、在宅被害者等又は(公財)ひかり協会から、施設への入所、 在宅の介護サービスの利用等に向けた相談があった場合には、被害者への支援 の必要性を踏まえて、市町村において適切な対応が行われるよう、管内市町村 あて周知をお願いします。

#### (参考)

三者会談確認書(昭和48年12月23日)

# 三者会談確認書

#### 確認 書

厚生省、森永ミルク中毒のこどもを守る会(以下「守る会」という。)及び森永乳業株式会社(以下「森永」という。)は、昭和30年に発生した森永ミルク中毒事件の全被害者を恒久的に救済するため、昭和48年10月12日を第1回として5回にわたり、三者による会談(以下「三者会談」という。)を続けてきたところ、今日までに下記の条項について、互いに合意に達したので、ここにそのことを明らかにするためにこの確認書を作成する。

記

- 1. 「森永」は森永ミルク中毒事件について、企業の責任を全面的に認め心から謝罪するとともに、今後、 被害者救済のために一切の義務を負担することを確約する。
- 2. 「森永」は被害者の対策について、「守る会」の提唱する、森永ミルク中毒被害者の恒久的 救済に関する対策案(以下「恒久対策案」という。)を尊重し、すべての対策について同案 に基づいて設置される救済対策委員会の判断並びに決定に従うことを確約する。
- 3. 「森永」は前二項の立場にたって救済対策委員会の指示を忠実に実行するとともに同委員会が必要とする費用の一切を負担することを確約する。
- 4. 厚生省は被害者対策について「守る会」の提唱する「恒久対策案」の実現のために積極的に援助し、かつ、救済対策委員会が行政上の措置を依頼した時はこれに協力することを確約する。
- 5. この確認書は、被害救済のための第一歩であって、今後、厚生省、「守る会」及び「森永」は、それぞれの立場と責任において、被害救済のために協力することを確認し、問題が全面的に解決するまで「三者会談」を継続し、「恒久対策案」実現のために努力することを確約する。なお、このための必要な措置として「三者会談」の中に、「救済対策推進委員会」を設置する。

昭和48年12月23日

 厚
 生
 大
 臣
 斎
 藤
 邦
 吉

 審水ミルク中毒のこどもを守る会理事長
 岩
 月
 祝
 一

 審水乳業株式会社社長
 大
 野
 勇

 審永乳業株式会社社長
 大
 野
 勇

食安企発0828第2号 平成26年8月28日 (平成27年11月27日改正 生食企発1127第1号)

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局 食品安全部企画情報課長 (公印省略)

ひかり協会が「自立奨励金」の見直しにより創設した「健康管理手当」の周知と 同手当の生活保護制度における取扱いについて

公益財団法人ひかり協会が行う救済事業の実施に当たり、常日頃より、各種の行政協力をいただいておりますことを、心より感謝申し上げます。

さて、ひかり協会においては、今般、平成 26 年 7 月 27 日に開催した第 178 回理事会において、従来、同協会が、生活保護受給者に必要に応じて支給してきた「自立奨励金」について、受給者の高齢化に伴い給付の性格を自立奨励から健康管理に見直すとともに額の適正化を行ったうえで「健康管理手当」に見直すことを決定いたしました。

これに伴い、同協会において「健康管理手当」支給実施要綱(別添1)が策定されましたので、各種行政協力等を行うに際しての参考としていただきますよう、お願い申し上げます。

また、今般、制度の見直しにより創設された「健康管理手当」については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される健康管理手当等と同様に、保健上の特別な出費に充てられる給付金であると認められるため、収入として認定しない取扱いとなる旨を、同協会に対して別添2のとおり通知していますので、あわせて情報提供いたします。

これらの情報については、都道府県及び管下市区町村の生活保護担当部局などの 関係部局に対しても周知していただき、生活保護に関する事務を含めた必要な事務 が適切かつ円滑に進められるよう、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、本件については、当省社会・援護局保護課と協議済みであることを申し添えます。

ひかり手当及び健康管理費対象者が属する世帯が生活保護を受給した場合の 「健康管理手当」支給実施要綱

#### 1.「健康管理手当」支給の目的

「ひかり手当支給基準」では、公的制度の活用を優先する立場から「被害者の属する世帯の収入額と該当するひかり手当(生活手当・調整手当)の額との合算額が生活保護基準を下回るとき、ひかり手当は支給しない(生活保護制度の活用を図る)」としている。ただ、救済事業の趣旨から、健康面への課題に対応するとともに、本人の自立を奨励するため、生活保護受給者には必要に応じて別途「自立奨励金」を支給してきた。

また、健康管理費対象者(慢性的疾患またはこれに準じる慢性症状を有する者)については、生活保護を受給した場合も、生活保護費とは金銭的性格が重ならないため「健康管理費」として継続して支給してきた。

しかしながら、事件から約 60 年が過ぎ、高齢期を迎えるため、就労を最終的な目標とする自立の見込みは低くなる一方、ひかり手当及び健康管理費対象者には、健康課題に対する援助が重要になってきている。特に知的障害や精神障害のある被害者の糖尿病など生活習慣病対策や、脳性まひなど肢体障害のある被害者の二次障害対策は急を要する課題である。森永ひ素ミルク中毒事件の被害者は、事件の影響もあり、これらの健康問題によって ADL (日常生活動作)や QOL (生活の質)の低下が起こり、これまでの生活維持が困難になる場合も生じている。

これらの被害者の現状から、生活保護受給者の自立を奨励するための「自立 奨励金」は役割を終えたものとし、今後ひかり手当及び健康管理費特1級対象 者が、生活保護を受給した場合には「健康管理手当1級・2級」を支給する。 併せて、現在の自立奨励に相当する部分については見直しを図る。健康管理費 1・2級対象者に対しても、生活保護を受給した場合には「健康管理手当3級」 を支給する。なお、「健康管理手当」については、被害者の QOL (生活の質) の維持向上を図り、ひいては被害者の健康被害の回復に資することを目的とし ている。

#### 2.「健康管理手当」の支給基準

#### (1) 支給要件・支給内容など

	支給対象	支給要件	支給の趣旨	支給内容
健	生活保護	①障害が重度のため、通常	入通院雑費の	①支給額
康	を受給し	の就業が極めて困難な者	ほか、重度の	30,000 円~45,000 円
管	た生活手	②障害基礎年金を受給す	障害のために	
理	当相当の	る程度の障害のある者	必要となる身	②上記の範囲で、理事長が
手	対象者	③多くの健康課題を有し、	体的な負担を	認めた額
当		健康維持に伴う特別な経	軽減するため	
1		費を要する者	の出費に充て	
級			る。	
健	生活保護	①障害のため、就業の定着	入通院雑費の	①支給額
康	を受給し	や家庭生活の維持などに	ほか、障害の	20,000 円~30,000 円
管	た調整手	困難が長期に持続してい	ために必要と	
理	当相当及	る者	なる負担を軽	②上記の範囲で、理事長が
手	び健康管	②一定の健康課題を有し、	減するための	認めた額
当	理費特1	健康維持に伴う特別な経	出費に充て	
2	級相当の	費を要する者	る。	
級	対象者			
健	生活保護	①慢性的疾患またはこれ	慢性的疾患等	①支給額
康	を受給し	に準じる慢性症状を有す	のため、日常	ア. 20,000円
管	た健康管	るため、長期にわたって就	十分に健康上	(健康管理費 1 級相当の
理	理費 1・2	業または家庭生活に何ら	の注意を行う	対象者)
手	級相当の	かの制限を受けた者	必要があり、	イ. 10,000円
当	対象者	②主治医から計画的・継続	そのために必	(健康管理費 2 級相当の
3		的に日常の健康管理の指	要な出費に充	対象者)
級		導・訓練を要する者	てる。	

## (2) 支給期間

ひかり手当・健康管理費の支給期間と一致させる。また、支給期間中に生活保護を受給しなくなった場合は、ひかり手当・健康管理費の支給に切り替える。

#### (3) 支給額の改定

原則として改定はしない。ただし健康状態が大きく変化した場合には、地 区センター長判断で本部申請を行い、「健康管理手当」支給基準に基づき支給 額の改定を行う。

食安企発0828第1号 平成26年8月28日

公益財団法人ひかり協会 理事長 遠藤 明 殿

> 厚生労働省医薬食品局 食品安全部企画情報課長

「自立奨励金」の見直しにより創設した「健康管理手当」の周知と 同手当の生活保護制度における取扱いについて【回答】

平成 26 年 8 月 28 日ひかり本部第 38 号によりご依頼・ご照会のありました標記について、下記のとおり、ご回答いたします。

記

- 1 「健康管理手当」の生活保護制度上の取扱いについて
  - (1) 生活保護制度においては、受給者の収入は原則として保護費と調整することとしていますが、被保護世帯に対する金銭給付の全てを収入として認定したのでは、法の目的である自立助長や社会通念上の観点から適当でない場合があるため、個別に当該金銭の性質や支給方法、使われ方等を総合的に判断して、特定の金銭については収入として認定しない取扱いをしています。
  - (2) 今般、貴協会が支給することとしている「健康管理手当」については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される健康管理手当等と同様に、保健上の特別な出費に充てられる給付金であると認められるため、収入として認定しない取扱いとなります。
  - (3) なお、本件については、社会・援護局保護課と協議済みであることを申し添えます。
- 2 「健康管理手当」の趣旨・内容等に係る周知について

「健康管理手当」の趣旨・内容について、及び、その生活保護制度上の取扱いについて、別紙により、関係都道府県に対して周知いたしましたので、お知らせします。

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局 食品安全部企画情報課長

森永ひ素ミルク中毒被害者の住所不明者の情報提供について(依頼)

公益財団法人ひかり協会(以下「ひかり協会」という。)が行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済 事業(以下「救済事業」という。)の実施にあたり、常日頃より、各種の行政協力をいただいており ますことを、心より感謝申しあげます。

さて、ひかり協会においては、これまで、約 6,000 人の被害者の方々のため様々な救済事業等を行っているところであり、これらの救済事業等を実施するためには被害者の方々の住所などの連絡先の把握が必要となります。このため、被害者が転居等をされた場合には、ひかり協会に連絡を入れていただくよう、ひかり協会から被害者の方々に周知しているところですが、ごくまれに、その連絡が漏れてしまい、ひかり協会が当該被害者の住所などの連絡先を把握できないケースが生じていると聞いています。

この場合には、<u>ひかり協会から都道府県を通じて各市区町村に対して、被害者の転居先情報の照会</u>を行っており、これに対して、<u>多くの市区町村においては</u>、各区市町村の個人情報保護に関する条例に基づき、

- (1) 当該被害者の転居先の市区町村に対し、
  - ① 当該市区町村に転居した当該被害者に係る<u>転居先情報をひかり協会に提供することにつ</u> いて当該被害者の同意を得られるよう依頼するとともに、
  - ② 当該同意を得られた場合には、ひかり協会に当該被害者の転居先情報を提供する、
- (2) 被害者のための救済事業等を行っているひかり協会に転居先情報を提供することは、<u>明らかに当該被害者の利益になるとの判断のもとに、ひかり協会に当該被害者の転居先情報を</u>提供する、

といった対応を取っていただいているところです。

しかしながら、各市区町村における個人情報保護に係る制度や運用によっては、<u>ごくまれに、</u> ひかり協会に対して、被害者の転居先情報を提供できない旨の回答をされる市区町村もあると 聞いております。

このような実情を踏まえ、個人情報保護制度の厳格な運用の重要性については十分承知しつつも、ひかり協会が行っている各種の公益事業の重要性に鑑み、管下市区町村にひかり協会から被害者の転居先情報に関する照会があったときには、上記のような運用が可能であることも十分に勘案していただいたうえで、各都道府県におかれましては、ひかり協会への協力が得られるよう、管下市区町村に対して周知するとともに、必要な調整等を行っていただくことにつき、特段のご高配を賜りますよう、お願い申し上げます。

#### 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

(利用及び提供の制限)

- 第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、<u>行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、</u> 又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
  - 一本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
  - 二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を 内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて 相当な理由のあるとき。
  - 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に 保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、 法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利 用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
  - 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3・4 (略)

事 務 連 絡 平成31年1月10日

各都道府県

衛 生 主 管 部 ( 局 ) 障害保健福祉主管部(局) 介 護 保 険 主 管 部 (局)

御中

厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全企画課

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 企 画 課 障害福祉課

厚生労働省老健局介護保険計画課

(公財) ひかり協会による障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者への適切なサービス提供に向けた取組に対する協力について(依頼)

(公財) ひかり協会が行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業については、「三者会談確認書(昭和48年12月23日)」に基づき、「(公財) ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)」(平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知)により御協力をお願いしているところではありますが、事件発生から63年の歳月が経過し、被害者の高齢化が進むなか、適切なサービスが65歳以降にも提供されるかという点について、多くの被害者が不安を抱えております。

このため、現在、(公財)ひかり協会においては、障害のある被害者に対して、これまで障害福祉サービスを利用していた被害者が65歳以降も量・内容ともに同様のサービスを受けられるよう関連する通知の周知や要介護認定等申請を促すなどの相談活動を行っているところです。

一方で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等については、その運用に関して個々の実態に即したものとなっていない等の声も寄せられています。

障企発第0328002号 障障発第0328002号 平成19年3月28日 一 部 改 正 障企発0928第2号 障障発0928第2号 平成23年9月28日 一 部 改 正 障企発 0 3 3 0 第 4 号 障障発0330第11号 平成24年3月30日 一 部 改 正 障企発0329第5号 障障発0329第9号 平成 2 5 年 3 月 2 9 日 一 部 改 正 障企発 0 3 3 1 第 2 号 障障発0331第2号 平成 2 6 年 3 月 3 1 日 一 部 改 正 障企発0331第1号 障障発0331第5号 平成27年3月31日 一 部 改 正

各 都道府県 障害保健福祉主管部 (局) 長 殿

厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部 企 画 課 長 障害福祉課長 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について

障害者自立支援法(平成17年法律第123号。平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。)に基づく自立支援給付(以下「自立支援給付」という。)については、法第7条の他の法令による給付又は事業との調整規定に基づき、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による保険給付又は地域支援事業が優先されることとなる。このうち、介護給付費等(法第19条第1項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。)の支給決定及び補装具費の支給に係る認定を行う際の介護保険制度との適用関係等についての考え方は次のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体及び関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

本通知の施行に伴い、平成12 年 3 月 24 日障企第16 号・障障第 8 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、障害福祉課長連名通知「介護保険制度と障害者施策との適用関係等について」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22 年法律第67 号)第245 条の4第1項 の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

- 1. 自立支援給付と介護保険制度との適用関係等の基本的な考え方について
  - (1) 介護保険の被保険者とならない者について

障害者についても、65 歳以上の者及び40 歳以上65 歳未満の医療保険 加入者は、原則として介護保険の被保険者となる。

ただし、次の①及び②に掲げる者並びに③~⑪の施設に入所又は入院している者については、①~⑪に掲げる施設(以下「介護保険適用除外施設」という。)から介護保険法の規定によるサービス(以下「介護保険サービス」という。)に相当する介護サービスが提供されていること、当該施設に長期に継続して入所又は入院している実態があること等の理由から、介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第11条及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第170条の規定により、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされている。

なお、介護保険適用除外施設を退所又は退院すれば介護保険の被保険者となり、介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定(以下「要介護認定等」という。)を受ければ、これに応じた介護保険施設に入所(要介護認定を受けた場合に限る。)し、又は在宅で介護保険サービスを利用することができる。

- ① 法第19 条第1項の規定による支給決定(以下「支給決定」という。) (法第5条第7項に規定する生活介護(以下「生活介護」という。)及 び同条第11項に規定する施設入所支援(以下「施設入所支援」という。) に係るものに限る。)を受けて同法第29条第1項に規定する指定障害 者支援施設(以下「指定障害者支援施設」という。)に入所している身 体障害者
- ② 身体障害者福祉法(昭和24 年法律第283 号)第18 条第2項の規定により法第5条第12項に規定する障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。以下「障害者支援施設」という。)に入所している身体障害者
- ③ 児童福祉法(昭和22 年法律第164 号)第42 条第2号に規定する医療型障害児入所施設
- ④ 児童福祉法第6条の2第3項の厚生労働大臣が指定する医療機関(当 該指定に係る治療等を行う病床に限る。)
- ⑤ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14 年法

律第167号) 第11 条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害 者総合施設のぞみの園が設置する施設

- ⑥ 国立及び国立以外のハンセン病療養所
- ⑦ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項第1号に規定する救 護施設
- ⑧ 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第29条第1項第2号に 規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係 る施設(同法に基づく年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅に おいて介護を受けることが困難な者を入所させ、当該者に対し必要な介 護を提供するものに限る。)
- ⑨ 障害者支援施設(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第16条第 1項第2号の規定により入所している知的障害者に係るものに限る。)
- ⑩ 指定障害者支援施設(支給決定(生活介護及び施設入所支援に係るものに限る。)を受けて入所している知的障害者及び精神障害者に係るものに限る。)
- ① 法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者であって、障害者自立 支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第2条の3に規定する 施設(法第5条第6項に規定する療養介護を行うものに限る。)
- (2) 介護給付費等と介護保険制度との適用関係

介護保険の被保険者である65歳以上の障害者が要介護状態又は要支援 状態となった場合(40歳以上65歳未満の者の場合は、その要介護状態又は 要支援状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心 身上の変化に起因する特定疾病によって生じた場合)には、要介護認定等 を受け、介護保険法の規定による保険給付を受けることができる。また、 一定の条件を満たした場合には、地域支援事業を利用することができる。

その際、自立支援給付については、法第7条の他の法令による給付又は 事業との調整規定に基づき、介護保険法の規定による保険給付又は地域支援事業が優先されることとなるが、介護給付費等の支給決定を行う際の介護保険制度との適用関係の基本的な考え方は以下のとおりであるので、市町村は、介護保険の被保険者(受給者)である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、申請に 係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業を受け、又は利用することが可能か否か等について、介護保険担当課や当該受給者の居宅介護支援を行う居宅介護支援事業者等とも必要に応じて連携した上で把握し、適切に支給決定すること。

#### ① 優先される介護保険サービス

自立支援給付に優先する介護保険法の規定による保険給付又は地域支援事業は、介護給付、予防給付及び市町村特別給付並びに第一号事業とされている(障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第2条)。したがって、これらの給付対象となる介護保険サービスが利用できる場合は、当該介護保険サービスの利用が優先される。

#### ② 介護保険サービス優先の捉え方

ア サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業を優先して受け、又は利用することとなる。しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。

したがって、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容(利用意向)を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断すること。

なお、その際には、従前のサービスに加え、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスについても、その実施の有無、当該障害者の利用の可否等について確認するよう留意する必要がある。

イ サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの(同行援護、行動援

護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援等)については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給する。

#### ③ 具体的な運用

②により、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的には介護給付費等を支給することはできないが、以下のとおり、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない又は地域支援事業が利用することができない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能である。

- ア 在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市町村 において適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに相当する介 護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業の居宅介護サービ ス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上にお いて介護保険サービスのみによって確保することができないものと 認められる場合。
- イ 利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、 あっても利用定員に空きがないなど、当該障害者が実際に申請に係る 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困 難と市町村が認める場合(当該事情が解消するまでの間に限る。)。
- ウ 介護保険サービスによる支援が可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合など、当該介護保険サービスを利用できない場合であって、なお申請に係る障害福祉サービスによる支援が必要と市町村が認める場合(介護給付費に係るサービスについては、必要な障害支援区分が認定された場合に限る。)。

#### (3) 補装具費と介護保険制度との適用関係

補装具費の支給認定を行う際の介護保険制度との適用関係についても、 基本的な考え方は(2)の①及び②と同様であるが、具体的には以下のと おりである。介護保険で貸与される福祉用具としては、補装具と同様の品 目(車いす、歩行器、歩行補助つえ)が含まれているところであり、それ らの品目は介護保険法に規定する保険給付が優先される。ただし、車いす 等保険給付として貸与されるこれらの品目は標準的な既製品の中から選択することになるため、医師や身体障害者更生相談所等により障害者の身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者については、これらの品目については、法に基づく補装具費として支給して差し支えない。

#### 2. その他

- (1)介護保険サービスが利用可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認 定等を申請していない場合等は、介護保険サービスの利用が優先される旨 を説明し、申請を行うよう、周知徹底を図られたい。
- (2) 平成18年3月31日以前の身体障害者福祉法等による日常生活用具の給付・貸与事業において、介護保険による福祉用具の対象となる品目については、介護保険法の規定による貸与や購入費の支給を優先して行うこととされていたところであるが、法における地域生活支援事業については自立支援給付とは異なり、地域の実情に応じて行われるものであり、法令上、給付調整に関する規定は適用がないものである。しかしながら、日常生活用具に係る従来の取り扱いや本通知の趣旨を踏まえ、地域生活支援事業に係る補助金の効率的な執行の観点も考慮しつつ、その適切な運用に努められたい。

事 務 連 絡 平成 27 年 2 月 18 日

都道府県 各 指定都市 障害保健福祉部(局) 御中 中 核 市

> 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企 画 課 障害福祉課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等に ついて

標記については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」(平成19年3月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知。以下「適用関係通知」という。)でお示しするとともに、障害保健福祉関係主管課長会議において適切な運用に努めていただくよう周知しているところである。

しかしながら、その運用に関して障害者の個々の実態に即したものとなっていない等の声も寄せられていることを踏まえ、各市町村における具体的な運用等についての実態調査を実施したところである。

本調査結果は別添のとおりであるが、自立支援給付と介護保険制度との適用関係に係る留意事項を下記のとおりまとめたので、御了知の上、管内市町村、関係機関に周知徹底いただくとともに、その運用に遺漏なきようお願いしたい。

なお、本事務連絡については、老健局とも協議済みであることを念のため申し添える。介護保険担当課室へも本事務連絡を情報提供し、適宜、連携を図るようお願いしたい。

#### 1. 介護給付費等と介護保険制度との適用関係について

(1) 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの特定について

適用関係通知において、市町村は、介護保険の被保険者である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か等について、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容(利用意向)を聴き取りにより把握した上で、適切に判断することとしているが、改めて各市町村においては、適切な運用をお願いしたい。

#### (2) 具体的な運用について

申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合であっても、当該サービスの利用について介護保険法(平成9年法律第 123 号)の規定による保険給付が受けられない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能であることとしている。市町村においては、当該介護給付費等を支給する場合の基準を設けている場合であっても、当該基準によって一律に判断するのではなく、介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努められたい。

また、障害福祉サービス利用者が要介護認定等を受けた結果、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の範囲内では、利用可能なサービス量が減少することも考えられる。しかし、介護保険利用前に必要とされていたサービス量が、介護保険利用開始前後で大きく変化することは一般的には考えにくいことから、個々の実態に即した適切な運用をお願いしたい。

#### 2. 介護保険制度の円滑な利用に当たっての留意点

(1) 障害福祉サービス利用者への介護保険制度の案内について

要介護認定等の申請は、申請に係る者の状態について大きな変更が 生ずることが見込まれないということから、65 歳到達日(誕生日の前 日)、特定疾病に該当する者の 40 歳到達日(誕生日の前日)又は適用 除外施設退所日(以下「65 歳到達日等」という。)の3か月前以内に 要介護認定等申請を受理し、65 歳到達日等に認定することを運用上の対応として可能としている。

そのため、障害福祉サービス利用者の介護保険制度の円滑な利用に向け、要介護認定等の申請から認定結果通知にかかる期間を考慮して65歳到達日等前の適切な時期から要介護認定等に係る申請の案内を行うこと。

その際には、単に案内を郵送するだけでなく、市町村職員から、又は、(3)にお示しする相談支援専門員から直接、介護保険制度について説明を行うことが望ましい。

(2)障害福祉サービス利用者等に対する介護保険制度との併給が可能な旨の案内について

介護保険法の規定による保険給付が優先されることが、あたかも介護保険のみの利用に制限されるという誤解を障害福祉サービス利用者に与えることのないよう、適用関係通知(2)②の場合や③の場合については介護給付費等の支給が可能な旨、利用者及び関係者へ適切に案内を行うこと。

(3) 指定特定相談支援事業者と指定居宅介護支援事業者等との連携について

障害福祉サービス利用者が介護保険サービスを利用するに当たって は、障害者が適切なサービスを受けられるよう

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)における指定特定相談支援事業所の相談支援専 門員がモニタリングを通じて、必要な介護保険サービスを円滑に利用 できるよう利用者に対し、介護保険制度に関する案内を行うことや、 介護保険サービスの利用に際しては、本人に了解の上、利用する指定 居宅介護支援事業所等に対し、利用者の状態や障害福祉サービスの利 用状況等サービス等利用計画に記載されている情報を提供するよう適 切に引継ぎを行うこと
- ・介護保険サービス利用開始後も引き続き障害福祉サービスを利用する 場合は、サービス担当者会議等を活用して相談支援専門員と介護支援 専門員が随時情報共有を図ること
- 等必要な案内や連携を行うこと等の周知をお願いしたい。
- ※なお、ここでいう「指定居宅介護支援事業者等」とは、小規模多機 能型居宅介護や介護老人福祉施設のように、人員配置基準において

介護支援専門員の配置が義務づけられている事業者を含むものである。

#### 3. 要介護認定等の申請について

介護保険の被保険者である障害者については、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る介護保険給付を受けることが可能か否か等について判断するためにも、障害者の生活に急激な変化が生じないよう配慮しつつ、まずは、要介護認定等申請を行っていただいた上で介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当である。

したがって、要介護認定等の申請を行わない障害者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけること。

#### 4. 指定障害者支援施設等入所者の要介護認定等について

介護保険適用除外施設である指定障害者支援施設等入所者は、介護保険サービスに相当する介護サービスが提供されていること等の理由から、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされている。一方で、個々の事情に応じて介護保険適用除外施設を退所又は退院することもあり得るが、その場合には介護保険の被保険者となり、介護保険法に基づく要介護認定等を受けることにより、これに応じた介護保険サービスを利用することが可能となる。

この点、例えば、介護保険適用除外施設からの退所者が介護老人福祉施設等へ入所しようとする場合には、通常、一定の期間を要することから、指定障害者支援施設等の退所日と要介護認定申請の時期の兼ね合いで必要な手続きや調整が円滑に行われないという指摘があるが、介護保険サービスの利用を円滑に進めるために、関係者間での密な情報共有や連携を図ることにより、柔軟に対応願いたい。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等についての 運用等実態調査結果

平成 27 年 2 月

厚生労働省 社会·援護局 障害保健福祉部 障害福祉課

#### 調査の概要

#### 【調査の目的】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、その基本的な考え方、優先される介護保険サービス、介護保険サービス優先の捉え方、具体的な運用等について「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」(平成 19 年 3 月 28 日障企発第0328002 号 障障発第0328002 号)にて市町村へ通知しているところであるが、その運用等の実態を把握することを目的とする。

#### 【調査内容】

- ・65 歳以上で介護保険サービスと障害福祉サービスの併給をしている者、障害福祉サービスのみを利用している者の割合
- ・65歳に到達する障害福祉サービス利用者の介護保険制度利用にあたっての運用について
- ・介護保険被保険者に対する障害福祉サービスの支給決定について 等

#### 【調査対象・調査数】

対象	調査方法	調査対象数	抽出方法
全指定都市			都道府県ごとに下記方法により市町村を抽出
(20)、			・各都道府県内の市(特別区を含む)から人口規
全中核市(43)	及び	285	模の大きい順に2市を抽出(指定都市、中核市
及び			を除く)
右記抽出方法	右記抽出方法 質問紙による調査		・各都道府県内の町から人口規模の大きい順に2
にて抽出された			町を抽出
市区町村			・各都道府県内で人口規模が最も大きい村を1抽
(222)			出(村のない場合を除く)

#### 【調査実施時期】

平成 26 年 8 月

#### 【回答状況】

回答数:計259(内訳:政令市20・中核市34・その他市区町村205)

回答率:90.9%

#### 【その他】

構成割合(%)は、小数点第2位を四捨五入しているため、内訳の合計値が100%に合わない場合がある。

#### 調査結果

#### 1. サービス利用状況等実態

#### (1)65歳以上の者についてのサービス利用状況

区分	人数	構成割合
障害福祉サービス利用人数(65歳未満も含む全体)	350, 205	_
障害福祉サービス利用人数(65歳以上)	34, 400 <del>*</del> 1	9. 8%
併給(介護保険・障害福祉)人数	12, 198	[35. 7%] <b>**</b>
介護保険サービスに係る保険給付の居宅介護サービス費等区		
分支給限度基準額の制約から障害福祉サービスを上乗せして		
いる人数	5, 575	_
障害福祉サービスのみ利用人数	21, 953 <b>**</b> 2	[64. 3%] <b>**</b> 4
要介護認定等の結果非該当となったため	1, 374	_
介護保険サービスでは適切な支援は困難と判断したため	1, 705	_
障害福祉サービス固有のもの(行動援護、同行援護、自立訓練		
(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援) であるため	6, 514	_
要介護認定等の申請をしていない等その他の理由*3	11, 291	_

- ※<sup>1</sup> 「障害福祉サービス利用人数 (65歳以上)」欄の記載はあるが、そのうちの「併給 (介護保険・障害福祉) 人数」や「障害福祉サービスのみ利用人数」について不明としている自治体があることにより、「併給 (介護保険・障害福祉) 人数」欄と「障害福祉サービスのみ利用人数」欄を合算した数値が「障害福祉サービス利用人数 (65歳以上)」欄の人数と一致しない。
- ※<sup>2</sup> 「障害福祉サービスのみ利用人数」欄の記載はあるが、その理由ごとの内訳人数が不明と回答している自治体があるなどにより、「要介護認定等の結果非該当」欄から「要介護認定等の申請をしていない等その他の理由」欄までを合算した数値が「障害福祉サービスのみ利用人数」欄の人数と一致しない。
- ※3 「介護保険被保険適用除外施設(障害者支援施設等)入所中」の場合等。
- ※<sup>4</sup> 「併給(介護保険・障害福祉)人数」欄と「障害福祉サービスのみ利用人数」欄の人数を合算した数値を基にした場合の構成割合

#### (2) 65 歳以上の併給者(介護保険・障害福祉)のサービス併用状況

	区分	人数	構成割合
併給	(介護保険・障害福祉)人数	12, 198	100. 0%
	併給者のうち居宅介護(障害福祉)を利用している者の人数	5, 297	43. 4%
	居宅介護(障害福祉)と併用している介護保険サービスが訪問		
	介護のみとなっている者の人数	1, 297	[24. 5%]
	居宅介護(障害福祉)と併用している介護保険サービスが訪問		
	介護及び訪問介護以外のサービスとなっている者の人数	3, 476	[65. 6%]
	居宅介護(障害福祉)と併用している介護保険サービスが訪問		
	介護以外のサービスとなっている者の人数	524	[ 9.9%]
	併給者のうち重度訪問介護(障害福祉)を利用している者の人数	1, 351	11. 1%
	重度訪問介護(障害福祉)と併用している介護保険サービスが		
	訪問介護のみとなっている者の人数	161	[11. 9%]
	重度訪問介護(障害福祉)と併用している介護保険サービスが		
	訪問介護及び訪問介護以外のサービスとなっている者の人数	1, 136	[84. 1%]
	重度訪問介護(障害福祉)と併用している介護保険サービスが		
	訪問介護以外のサービスとなっている者の人数	54	[ 4.0%]

<sup>※</sup> 併給人数の回答のみでその内訳人数が不明としている自治体があるため、「併給人数」から「併給者のうち居宅介護を利用している者の人数」及び「併給者のうち重度訪問介護を利用している者の人数」を除いた人数が、居宅介護と重度訪問介護以外の障害福祉サービスを利用している併給者の人数となるわけではない。

# (3) 障害程度区分認定者の要介護状態区分等

障害程度	区分認定	者の要介護物	<b>状態区分等</b>	*					
障害程 度区分	人数	要介護状 態区分等	人数	構成割合	障害程 度区分	人数	要介護状 態区分等	人数	構成割合
		要介護5	336	72. 9%			要介護 5	11	1. 2%
		要介護 4	74	16. 1%			要介護 4	29	3. 1%
		要介護3	25	5. 4%			要介護3	82	8.8%
区分 6	461	要介護 2	15	3.3%	区分3	934	要介護 2	218	23. 3%
四方で	401	要介護 1	7	1. 5%	<b>上</b> 力 3	934	要介護 1	208	22. 3%
		要支援2	2	0. 4%			要支援2	183	19.6%
		要支援 1	2	0. 4%			要支援 1	136	14. 6%
		自 立	0	0.0%			自 立	67	7. 2%
	341	要介護 5	74	21. 7%		1, 129	要介護 5	12	1. 1%
		要介護4	108	31. 7%			要介護 4	18	1.6%
		要介護3	71	20.8%	区分 2		要介護3	29	2. 6%
区分 5		要介護 2	51	15.0%			要介護 2	121	10. 7%
区がら		要介護 1	14	4. 1%	<b>应</b> 万 2		要介護 1	232	20. 5%
		要支援2	18	5. 3%			要支援2	291	25. 8%
		要支援 1	5	1. 5%			要支援 1	283	25. 1%
		自 立	0	0.0%			自 立	143	12. 7%
		要介護 5	20	4. 5%			要介護5	4	1.0%
		要介護4	52	11. 8%			要介護4	1	0. 3%
		要介護3	95	21.5%			要介護3	7	1.8%
区分 4	442	要介護 2	118	26. 7%	区分 1	387	要介護2	17	4. 4%
四刀 4	444	要介護 1	93	21.0%	四刀	307	要介護 1	48	12. 4%
		要支援2	37	8. 4%			要支援2	63	16. 3%
		要支援1	16	3.6%			要支援 1	133	34. 4%
		自 立	11	2. 5%			自 立	114	29. 5%

<sup>※</sup> 平成25年度中に65歳に到達した障害福祉サービス利用者が対象。

#### 2. 市町村の制度運用

#### (1)65歳到達による介護保険移行について

#### ア. 介護保険制度への移行の案内を行っているか

		自治体数	構成割合
ŕ	うっている	225	86. 9%
	65歳の6ヶ月前までに案内	17	[ 7.6%]
	65歳の5ヶ月前までに案内	0	[ 0.0%]
	65歳の4ヶ月前までに案内	6	[ 2. 7%]
	65歳の3ヶ月前までに案内	44	[19. 6%]
	65歳の2か月前までに案内	51	[22. 7%]
	65歳の1か月前までに案内	38	[16. 9%]
	案内を行っているが、上記以外	69	[30. 7%]
ŕ	うっていない	34	13. 1%
4	計	259	100. 0%

<sup>※ 「</sup>行っていない」との回答の中には、「介護保険制度の対象者がいないため」、「介護保険適用除外施設入所者若しくは 障害福祉固有のサービスの利用者であるため」、「障害福祉サービスの支給決定の更新時に説明しているため」等も含 む。

#### イ. 介護保険制度への移行の案内はどのような方法で行っているか

	自治体数 (複数回答可)
電話で説明	100
お知らせの送付	89
自治体窓口や利用者宅訪問等により直接説明	129
その他	32

# ウ. 介護保険サービスと障害福祉サービスの併給が可能な旨を障害福祉サービス利用者へ事前案内 しているか

	自治体数	構成割合
している	101	39.0%
事例によってはしている	108	41. 7%
していない	20	7. 7%
未回答	30	11.6%
合計	259	100.0%

#### エ. 介護保険サービスと障害福祉サービスの併給が可能な旨を住民へ周知しているか

		自治体数	構成割合
L	している		18. 9%
	広報誌で案内	3	[ 6. 1%]
	ホームページで案内	9	[18. 4%]
	その他の方法で案内	37	[75. 5%]
L	ていない	209	80. 7%
未	回答	1	0. 4%
合	合計		100. 0%

#### オ. 65 歳に到達する者の障害福祉サービス支給決定の有効期限の設定について

	自治体数	構成割合
65 歳に到達する者についてもそれ以外の者と同じ取扱としており、介護		
保険移行を考慮した期限の設定はしていない	105	40. 5%
65 歳到達月 (誕生日月) の月末までの期限としている	85	32. 8%
65 歳到達月 (誕生日月) の翌月末までの期限としている	6	2. 3%
65 歳到達月 (誕生日月) の翌々月末までの期限としている	5	1. 9%
65 歳到達月 (誕生日月) の3ヶ月後の月末までの期限としている	6	2. 3%
その他	48	18. 5%
未回答	4	1.5%
合計	259	100.0%

## (2) 申請勧奨に応じず、要介護認定等を申請していないケースの有無

		自治体数	構成割合
ある(	复数回答可)	94	36. 3%
	自己負担の発生	60	_
	馴染みの支援者を希望	38	_
	現に受けられたサービスが受けられない可能性があるため	40	_
	介護保険優先適用の考え方が理解不能	44	_
	その他	10	1
ない		163	62. 9%
未回答		2	0. 8%
合計		259	100.0%

# (3) 要介護認定等の申請勧奨に応じないまま、65 歳到達後も継続して障害福祉サービスの利用申請があった場合どのように対応しているか

	自治体数	構成割合
障害福祉サービスの支給決定を行い、引き続き申請勧奨を行う	63	67. 0%
障害福祉サービスの支給決定期限を通常より短くして決定し、引き続き申		
請勧奨を行う	15	16. 0%
障害福祉サービスの利用申請を却下する	6	6. 4%
申請勧奨に応じず障害福祉サービスの利用申請を行うまでに至ったケー		
スはない	5	5. 3%
その他	5	5. 3%
合計	94	100. 0%

<sup>※ 2.(2)</sup>において、「申請勧奨に応じず、要介護認定等を申請していないケース」が「ある」と回答した自治体を対象と した質問

#### (4) 介護保険被保険者に対する障害福祉サービスの上乗せ支給について

#### ア. 障害福祉サービスの上乗せ利用の要件

	自治体数	構成割合
通知 1-(2)-③-アを要件としている*1	176	68.0%
上記に加えて要件を追加している**2	74	28.6%
未回答	9	3. 5%
合計	259	100.0%

- ※1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」(平成19年3月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号) 1-(2)-(3)-7は以下の通り。
  - ・在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る保険給付の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合。

#### ※2 上乗せ要件追加例

- 要介護4ないし5以上であること。
- ・身体障害者(両上下肢機能障害など)であること。
- ・訪問系サービスの上乗せについては、介護保険サービスの訪問介護を居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の5 割以上利用していること。

#### イ、上乗せ利用の要件を満たさない場合であっても個別の状況に応じて上乗せ支給を行っているか

	自治体数	構成割合
行っている	23	31. 1%
行っていない	51	68. 9%
合計	74	100.0%

- ※ 2. (4) 7. において、「通知 1-(2)-③-7の要件に加えて要件を追加している」と回答した自治体を対象とした質問
- ※ 「行っていない」と回答している場合には、支給申請事例がなかった場合や、②障害福祉サービスの上乗せ利用の要件に「個別の状況に応じて検討する」ことを盛り込んでいる場合等が含まれている。

# (5) 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの特定について 障害福祉サービスの利用者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可 能か否かについてどのように判断しているか

	自治体数	構成割合
全てのケースで具体的な意向を聴き取り、判断している	128	49. 4%
判断が困難なケースで具体的な意向を聴き取り、判断している	96	37. 1%
具体的な意向は聴き取らずサービス内容、機能のみで判断している	24	9. 3%
その他	8	3. 1%
未回答	3	1. 2%
合計	259	100.0%

# (6)移動支援(地域生活支援事業)について介護保険給付との併給調整の対象とし、給付調整を行っているか

	自治体数	構成割合
行っている	95	36. 7%
行っていない	162	62. 5%
未回答	2	0.8%
合計	259	100.0%

### 3. 不服審査及び訴訟

#### (1) 障害福祉サービスに関する審査請求件数

(対象期間:平成24年度以降、平成26年8月1日現在まで)

総件数	84	総件数のうち、65 歳以上の者が請求した 件数	15
総件数のうち、相談支援専門員がサービス 等利用計画を作成していた件数	12	左の件数のうち、請求時に 65 歳以上だった件数	1
総件数のうち、セルフプランを作成してい た件数	5	左の件数のうち、請求時に 65 歳以上だった件数	0

### (2) 介護保険給付と併給調整規定に基づく障害福祉サービスに係る支給決定処分に対する審査請求件 数等(対象期間: 平成24年度以降、平成26年8月1日現在まで)

年度	審査請求件数	
24	3	
25	5	
26	3	

審査請求における論点	件数
介護保険移行による利用者負担の増加	3
介護保険サービスで適切な支援を受けられるかどうかについての市町村の運用	6
その他	5

<sup>※ 1</sup>件の審査請求について複数の論点があると回答した自治体がある

### (3) 介護保険給付との併給調整規定に基づく障害福祉サービスに係る支給決定処分に対する訴訟件数 (対象期間: 平成24年度以降、平成26年8月1日現在まで)

年度	訴訟件数	
24	0	
25	1	
26	0	

訴訟における論点	件数
介護保険移行による利用者負担の増加	1

### 4. 自治体意見

### 自治体からの主な意見 (全体 96 件)

意見	件数	構成割合
介護保険移行に伴う利用者負担の発生及び増大が理解を得にくい	33	34. 4%
介護保険との併給について国が一定の指針や明確な基準を示してほしい	33	34. 4%
介護保険対象者に対する居宅介護の国庫負担基準を設定してほしい	13	13. 5%

事 務 連 絡 平成 29 年 7 月 12 日

都道府県 各 指定都市 中 核 市

障害保健福祉部 (局) 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく自立支援給付と介護保険法に基づく介護予防・日常生 活支援総合事業の適用関係に係る留意事項について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17年法律第 123 号)に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」(平成19年3月28日障企発第 0328002号・障障発第 0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知。以下「適用関係通知」という。)及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」(平成27年2月18日付け事務連絡)でお示しするとともに、障害保健福祉関係主管課長会議等において適切な運用に努めていただくよう周知しているところです。

この度、介護保険法(平成9年法律第 123 号)に基づく介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)について、実施の猶予期間が本年3月で終了し、4月より全ての市町村で実施されることになったことを受け、標記について下記のとおりまとめたので、御了知の上、管内市町村、関係機関に周知徹底いただくとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。なお、本事務連絡については、老健局とも協議済みであることを念のため申し添えます。

#### 1. 利用意向の聴き取りについて

市町村は、介護保険の被保険者である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業により適切な支援を受けることが可能か否か等について、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容(利用意向)を聴き取りにより把握した上で、適切に判断するようお願いしているところ。

障害福祉サービスと総合事業との適用関係の具体的な運用についても、 これまで同様、利用意向を把握した上で、利用者が適切な支援を受けるこ とが可能か否かについて、適切な判断を行うこと。

### 2. 障害福祉サービスと総合事業の適用関係について

障害福祉サービスのうち、居宅介護、重度訪問介護等に係る指定障害福祉サービスの職務に従事する者については、当該事業を行う事業所ごとに指定居宅介護等の提供に当たる者を置くよう定められており、また、その他の障害福祉サービスについても、事業を行う事業所ごとに一定の要件を満たす従業者を置くよう定められているところ¹。

総合事業の訪問型サービス及び通所型サービスのうち、旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護(以下「旧介護予防訪問介護等」という。)に相当するサービスの職務に従事する者については、「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)で示されているとおり、旧介護予防訪問介護等に係る基準の例により、市町村が定める基準によることとされているところ<sup>2</sup>。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 18 年厚生 労働省令第 171 号)及び「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定める もの」(平成 18 年厚生労働省告示第 538 号)の規定による。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 「介護保険法施行規則」(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 63 の 6 第 1 号イに 規定する「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」(平成 27 年厚生労働省令第 4 号)附則第 2 条第 3 号の規定によりなおその効力を有するものとされた「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成 18 年厚生労働省令第 35 号)の規定による。

一方、旧介護予防訪問介護等に相当するサービス以外のサービスの職務 に従事する者については、地域の実情に応じて市町村が定める基準による こととしており、ボランティア等が支援に当たることも想定されていると ころ。

これまでもお示ししているとおり、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能である場合は、原則として、当該介護保険サービスの利用が優先されることとなる。しかしながら、ボランティアのみ配置されている等一定の要件を満たす者が事業所に置かれておらず、利用者が適切な支援を受けることができないと判断される場合は、原則として、その事業所において障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを受けられるものとはいえない。障害福祉サービスに相当する介護保険サービスによる適切な支援を受けることができるか否か等の判断に当たっては、この点にも十分留意すること。

# 令和4年度 リスクコミュニケーション等実績一覧

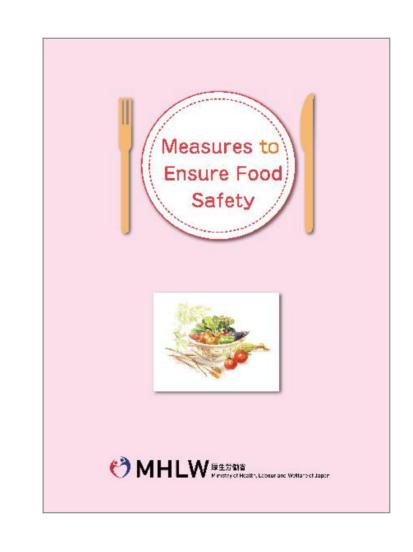
●意見交換会等 令和5年2月末現在

開催日		テーマ	対象者	主催等	開催地
7 月	13日	食品に関するリスクコミュニケーション「食品中の放射性物質のこれからを考 える」	大学生	主催:食品関係4府省庁 共催:大学·経済産業省	福岡県
10 月	23日	学研キッズフェス2022秋	小学生、保護者	主催:企業 出展:食品関係4府省庁	オンライン
11 月	/I <b>–</b>	食品に関するリスクコミュニケーション「食品中の放射性物質のこれからを考える」	大学生	主催:食品関係4府省庁 共催:大学·経済産業省	滋賀県
		大津市食の安全・安心シンポジウム「健康食品との賢い付き合い方 健康食品で不健康にならないために」	一般消費者	主催:大津市 共催:大学、厚生労働省、消費者庁	オンライン
		食品に関するリスクコミュニケーション「食品中の放射性物質のこれからを考 える」	大学生	主催:食品関係4府省庁 共催:大学·経済産業省	東京都
	12, 13日	Farm Love with ファーマーズ&キッズフェスタ2022	小学生、保護者	主催:公益社団法人 出展:食品関係4府省庁	東京都
	16日	令和4年度食品の安全・安心シンポジウム「健康食品」	一般消費者	主催:岐阜県・岐阜市 共催:厚生労働省、消費者庁	岐阜県 (オンライン配信も併用)
	/× <b>–</b>	食品に関するリスクコミュニケーション「食品中の放射性物質のこれからを考える」	一般消費者	主催:食品関係4府省 共催:経済産業省、後援:東京都	東京都 (オンライン配信も併用)
12 月		食品に関するリスクコミュニケーション「食品中の放射性物質のこれからを考える」	一般消費者	主催:食品関係4府省 共催:経済産業省、大阪府	大阪府 (オンライン配信も併用)
1 月	<i>//</i> / <b>H</b>	食品に関するリスクコミュニケーション「食品中の放射性物質のこれからを考 える」	大学生	主催:食品関係4府省庁 共催:大学·経済産業省	福島県
	~ I H	食品に関するリスクコミュニケーション「輸入食品の安全性確保に関する意見 交換会」	一般消費者	厚生労働省	東京都
2 月	· · · · · ·	食品に関するリスクコミュニケーション「輸入食品の安全性確保に関する意見 交換会」	一般消費者	厚生労働省	大阪府

# ●啓発資材の作成

## 〇食品の安全確保に向けた取り組み(改訂版) 日本語版/英語版 (パンフレット)

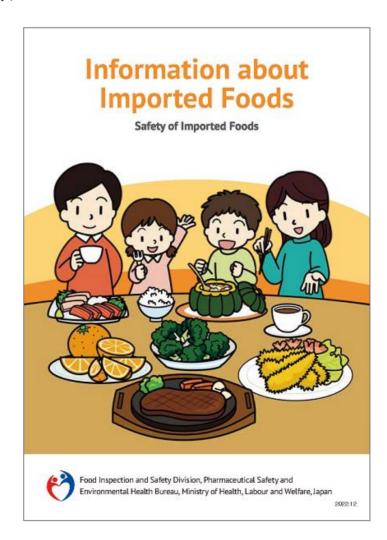




# 〇知りたい輸入食品~輸入食品の安全確保~(改訂版) 日本語版/英語版

(パンフレット)





# ○家庭でできる食中毒の6つのポイント(改訂版)

(アニメーション動画)



### 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案の概要

### 改正の趣旨

生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、食品衛生法による食品衛生基準に関する権限を厚生労働大臣から内閣総理大臣に、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するとともに、関係審議会の新設及び所掌事務の見直しを行う。

### 改正の概要

### 1. 食品衛生基準行政の機能強化 [食品衛生法]

- ① 食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する事務について、科学的知見に基づきつつ、食品の安全性の確保を図る 上で必要な環境の総合的な整備に関する事項の総合調整等に係る事務と一体的に行う観点から、厚生労働大臣から内閣総理大臣(消費 者庁)に移管する。
- ② 薬事・食品衛生審議会の調査審議事項のうち、食品衛生法の規定によりその権限に属せられた事項であって厚生労働大臣が引き続き事務を行うもの(食品衛生監視行政)に関しては、厚生科学審議会に移管する。

### 2. 水道整備・管理行政の機能強化 [水道法、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、社会資本整備重点計画法]

- ① 水道に関する水質基準の策定その他の水道整備・管理行政であって水質又は衛生に関する事務について、環境の保全としての公衆衛生の向上及び増進に関する専門的な知見等を活用する観点から、厚生労働大臣から環境大臣に移管する。
- ② 水道整備・管理行政であって①に掲げる事務以外の事務について、社会資本の整合的な整備に関する知見等の活用による水道の基盤の強化等の観点から、厚生労働大臣から国土交通大臣に移管するとともに、当該事務の一部を国土交通省地方整備局長又は北海道開発局長に委任できることとする。
- ③ 災害対応の強化や他の社会資本と一体となった効率的かつ計画的な整備等を促進するため、水道を、公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法及び社会資本整備重点計画法の対象施設に加える。

### 3. 所掌事務等の見直し【厚生労働省設置法、国土交通省設置法、環境省設置法、消費者庁及び消費者委員会設置法】

- ① 厚生労働省、国土交通省、環境省及び消費者庁の所掌事務並びに関係審議会の調査審議事項に係る規定について所要の見直しを行う。
- ② 国土交通省地方整備局及び北海道開発局の業務規定の整備を行う。
- ③ 食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する事務の調査審議を行う審議会(食品衛生基準審議会)を消費者庁に設置する。

### 施行期日

### 食品衛生基準行政の機能強化 ①

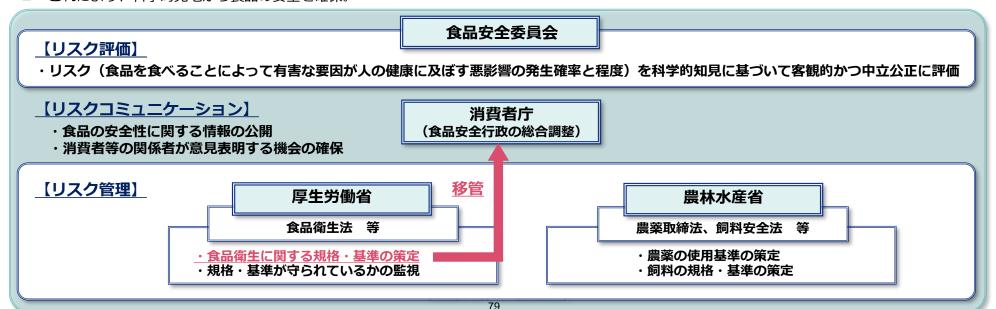
### 改正の背景

- **食品安全行政の司令塔機能を担う消費者庁に、厚生労働省が所管している食品衛生に関する規格基準の策定等(食品衛生基準行政)を移管**することで、食品衛生についての科学的な安全を確保し、消費者利益の更なる増進を図る。
- これにより、①科学的知見に裏打ちされた食品安全に関する啓発の推進、②販売現場におけるニーズや消費者行動等を規格・基準策定の議論にタイムリーに反映させること、③国際食品基準(コーデックス)における国際的な議論に消費者庁が一体的に参画することが可能となる。

  ※こうした方針は、新型コロナウイルス感染症対策本部決定(令和4年9月2日)で示されている。

#### 【食品の安全を守る仕組み】

- 平成15年に制定された食品安全基本法に基づき 「リスク分析」の手法を導入。
- ⇒ 食品安全委員会による「リスク評価」を踏まえ、厚生労働省等(※)のリスク管理機関が「リスク管理」と「リスクコミュニケーション」を実施。
- 消費者庁は、食品安全行政の総合調整を担う位置付け。
- これにより、科学的見地から食品の安全を確保。



※ 厚生労働省のほか、農林水産省、環境省等

### 食品衛生基準行政の機能強化 ②

### 改正の内容

### ① 食品衛生法等の改正

- (1) 厚生労働大臣の権限に属する事項のうち、食品衛生基準行政に係るものを、内閣総理大臣の権限とする。
- (2) 薬事・食品衛生審議会(厚生労働省)への意見聴取事項のうち、食品衛生基準行政に係るものは、消費者庁に設置する食品衛生基準審議会への意見聴取事項とするとともに、食品衛生監視行政に係るものは、厚生労働省の厚生科学審議会への意見聴取事項とする。
- (3) 食品衛生基準行政を担う内閣総理大臣と、食品衛生監視行政を担う厚生労働大臣の連携規定を設ける。

### ② 厚生労働省設置法、消費者庁及び消費者委員会設置法の改正

○ 厚生労働省及び消費者庁の所掌事務、関係審議会の調査審議事項に関する規定について、 ①の改正に伴う所要の整備を行う。

赤字:改正事項

	がJ:WEF		
	食品衛生基準行政	食品衛生監視行政	
事務の具体例	<ul><li>■食品添加物の指定や、成分、製造方法等の規格基準の策定</li><li>■残留農薬、放射性物質等の食品の規格基準の策定</li></ul>	<ul><li>■不衛生食品等の販売等の禁止</li><li>■規格基準に違反する食品等の取締り</li><li>■営業施設の衛生管理等の規制・監視指導</li></ul>	
<ul><li>「現行】厚生労働大臣</li><li>一→【改正後】内閣総理大臣(消費者庁)</li><li>【現行】薬事・食品衛生審議会(厚生労働省)</li><li>一→【改正後】食品衛生基準審議会(消費者庁に設置)(※2)</li></ul>		厚生労働大臣(※1) 【現行】薬事・食品衛生審議会(厚生労働省)  ➡【改正後】厚生科学審議会(厚生労働省)(※3)	
食品衛生行政の 円滑な実施 厚生労働大臣と 内閣総理大臣の連携	<ul><li>■厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、飲食に起因する衛生上の危害の発生防止のため、相互の密接な連携の確保に努める。</li><li>・厚生労働大臣は特定の食品の販売の禁止等に当たり、内閣総理大臣に協議しなければならない。</li><li>・内閣総理大臣は食品等の規格基準等の策定に当たり、厚生労働大臣に協議しなければならない。</li><li>・厚生労働大臣は内閣総理大臣に対し、食品等の規格基準等の策定を求めることができる。</li></ul>		

※1 食品衛生監視行政については、不衛生食品等の販売等の取締りや営業施設の衛生管理等の規制・監視指導、食中毒発生時の原因究明・更なる健康被害の発生の防止等を 担うものであり、引き続き、感染症対策や健康危機管理対策を所掌する厚生労働省において、これらと一体的に対応する。

・内閣総理大臣は厚生労働大臣に対し、特定の食品の販売の禁止等を求めることができる。

- ※2 食品衛生基準行政に関する調査審議は、消費者庁に設置される食品衛生基準審議会に移管し、移管後も引き続き、科学的知見に裏打ちされた規格基準の設定等の担保を 図る。なお、薬事・食品衛生審議会については、薬事審議会に改組する。
- ※3 食品衛生監視行政に関する調査審議は、厚生科学審議会に移管し、健康危機管理対策との一体的な対応をより一層推進する。

### 水道整備・管理行政の機能強化 ①

### 改正の背景

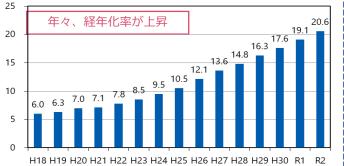
- 近年の水道整備・管理行政では、人口減少社会の到来に伴う水道事業者の経営環境の悪化、水道施設の老朽化(※1)や耐震化(※2)への対応、災害発生時の断水(※3)への迅速な対応等の課題に取り組むことが強く求められるようになっている。
- 社会資本整備や災害対応に関する専門的な能力・知見を有する国土交通省に、厚生労働省が所管している水道整備・管理行政を移管し、 国土交通省が、層の厚い地方支分部局を活用しつつ、下水道等の他の社会資本と一体的な整備等を進めることにより、水道整備・管理行政 の機能強化を図る。
- また、**水質基準の策定等については**、河川等の環境中の水質に関する専門的な能力・知見を有する環境省に移管することにより、水質管 理に関する調査・研究の充実等、水質や衛生の面でも機能強化を図る。

※こうした方針は、新型コロナウイルス感染症対策本部決定(令和4年9月2日)で示されている。

### ※1 水道の管路の経年化率・更新率の推移

#### ■ 管路経年化率(%)

法定耐用年数を超えた管路延長÷管路総延長×100

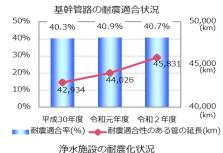


#### ■ 管路更新率(%)

更新された管路延長÷管路総延長×100



#### ※2 水道施設の耐震化率







#### ※3 近年の自然災害による水道の被害状況

主な地震による被害

ł	土は地震による攸吉	Ī				
į	地震名等	発生日	最大震度	地震規模(M)	断水戸数	断水継続期間
ŧ	阪神・淡路大震災	平成7年1月17日	7	7.3	約 130 万戸	約3ヶ月
t	新潟県中越地震	平成16年10月23日	7	6.8	約 13 万戸	約1ヶ月
ł	新潟県中越沖地震	平成19年7月16日	6強	6.8	約 5.9 万戸	20日
ł	岩手·宮城内陸地震	平成20年6月14日	6強	7.2	約 5.6 千戸	18日
H	東日本大震災	平成23年3月11日	7	9.0	約 256.7 万戸	約5ヶ月
H	長野県神城断層地震	平成26年11月22日	6弱	6.7	約 1.3 千戸	25日
Ĥ	熊本地震	平成28年4月14-16日	7	7.3	約 44.6 万戸	約3ヶ月半
Ì	鳥取県中部地震	平成28年10月21日	6弱	6.6	約 1.6 万戸	4日
į	大阪府北部を震源とする地震	平成30年6月18日	6弱	6.1	約 9.4 万戸	2日
į	北海道胆振東部地震	平成30年9月6日	7	6.7	約 6.8 万戸	34日
į	福島県沖の地震	令和3年2月13日	6強	7.3	約 2.7 万戸	6日
į	福島県沖の地震	令和4年3月16日	6強	7.4	約 7.0 万戸	7日
и						

#### 主な大雨等による被害

時期	災害名等・地域	断水戸数	断水継続期間
平成30年1~2月	1月22日からの大雪等、2月4日からの大雪等(北陸地方、中国四国地方)	約 3.6 万戸	12日
平成30年7月	豪雨(広島県、愛媛県、岡山県等)	約 26.3 万戸	38日
平成30年9月	台風第21号(京都府、大阪府等) 台風第24号(静岡県、宮崎県等)	約 1.6 万戸 約 2.0 万戸	12日 19日
令和元年9月	房総半島台風(千葉県、東京都、静岡県)	約 14.0 万戸	17日
令和元年10月	東日本台風(宮城県、福島県、茨城県、栃木県等)	約 16.8 万戸	33日
令和2年7月	豪雨(熊本県、大分県、長野県、岐阜県、山形県等)	約 3.8 万戸	56日
令和3年1月	1月7日からの大雪等(西日本等)	約 1.6 万戸	8日
令和4年8月	令和4年8月3日からの大雨等(秋田県、山形県、新潟県、福井県等)	約 1.4 万戸	18日
令和4年9月	台風第14号(熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県等) 台風第15号(静岡県)	約 1.3 万戸 約 7.6 万戸	9日 13日

#### 水道整備・管理行政の機能強化 (2)

### 改正の内容

- ① 水道法、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、社会資本整備重点計画 法等の改正
  - (1) 水道に関する水質基準の策定等、水質又は衛生に関する水道行政に係る事務について、厚生労働大臣から環境大臣(※1)に移管する。
  - (2) (1)以外の水道行政に係る事務について、厚牛労働大臣から国土交通大臣に移管する(※2)とともに、当該事務の一部を国土交通省地方整備 局長又は北海道開発局長に委任できることとする。
  - (3) 水道整備・管理行政について、国土交通大臣と環境大臣の連携規定を設ける。
  - (4) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(※3)及び社会資本整備重点計画法の対象施設に水道を加える。
- ② 厚生労働省設置法、国土交通省設置法及び環境省設置法の改正
  - 厚牛労働省、国十交通省及び環境省の所掌事務に関する規定について、①の改正に伴う所要の整備を行う。
- 環境大臣は、環境基本法に基づき河川・湖畔・海域等の水質汚濁に関する環境基準を科学的知見に基づき策定するなど、水環境の保全に向けた総合的な施策を担っている。
- これにより、施設整備や下水道運営、災害対応に関する国土交通省の知見等を活かすことが可能となる。
- これにより、水道が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律による財政援助の対象にもなる。

赤字:改正事項

	水道整備・管理行政(右記以外)	水質又は衛生に関する水道行政
事務の具体例  ■ 水道基盤の強化のための基本方針の策定  ■ 水道事業等の認可、改善指示、報告徴収・立入検査		<ul><li>■水質基準の策定</li><li>■水道事業者が実施する水質検査の方法の策定</li></ul>
所管	【現行】厚生労働大臣 →【改正後】国土交通大臣(※) ※地方整備局長又は北海道開発局長への委任が可能	【現行】厚生労働大臣 →【改正後】環境大臣

# 水道整備・管理

行政の円滑な実施 国土交通大臣と

環境大臣の連携

- ■国土交通大臣及び環境大臣は、水道に起因する衛生上の危害の発生防止のため、相互の密接な連携の確保に努める。
  - ・国土交通大臣は国土交通省令の制定等に当たり、環境大臣の意見を聴かなければならない。
  - ・環境大臣は環境省令の制定等に当たり、国土交通大臣の意見を聴かなければならない。
  - ・国土交通大臣は環境大臣に対し、環境省令の制定等を求めることができる。
  - ・環境大臣は国土交通大臣に対し、国土交通省令の制定等を求めることができる。
  - ・国土交通大臣は環境大臣に対し、水道事業者等からの届出の内容を通知するものとする。

### (参考)関連する政府の決定

- 新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性(令和4年6月17日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)(抄)
- I 次の感染症危機に対応する政府の司令塔機能の強化

(具体的事項)

平時

- ・ <u>厚生労働省における平時からの感染症対応能力を強化するため</u>、各局にまたがる感染症対応・危機管理に関係する課室を統合した新たな組織 として「感染症対策部(仮称)」を設ける。新設する「日本版CDC」(後述)を「感染症対策部」が管理することとし、平時から日本版CDC や関係自治体等と一体的に連携する。あわせて、生活衛生関係の組織について、一部業務の他府省庁への移管を含めた所要の見直しを行う。
- 新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策(令和4年9月2日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)(抄)
- 4. 感染症対応能力を強化するための厚生労働省の組織の見直し
- (3) 生活衛生関係組織の一部業務の移管

上記の感染症対応能力の強化とあわせて、厚生労働省から、食品衛生基準行政及び水道整備・管理行政をそれぞれ以下のとおり移管する。

① 食品衛生基準行政の消費者庁への移管

食品安全行政の司令塔機能を担う消費者庁が、食品衛生に関する規格・基準の策定(これまで厚生労働省が所管)を所管することで、食品衛生についての科学的な安全を確保し、消費者利益の更なる増進を図る。

これにより、科学的知見に裏打ちされた食品安全に関する啓発の推進や、販売現場におけるニーズ等の規格・基準策定に係る議論へのタイム リーな反映が可能となるほか、国際食品基準(コーデックス)における国際的な議論について、消費者庁が一体的に参画することが可能となる。

② 水道整備・管理行政の国土交通省及び環境省への移管

水道整備・管理行政における現下の課題である、水道事業の経営基盤強化、老朽化や耐震化への対応、災害発生時における早急な復旧支援、 渇水への対応等に対し、国土交通省が、施設整備や下水道運営、災害対応に関する能力・知見や、層の厚い地方組織を活用し、水道整備・管理 行政を一元的に担当することで、そのパフォーマンスの一層の向上を図る。

さらに、環境省が、安全・安心に関する専門的な能力・知見に基づき、水質基準の策定を担うほか、水質・衛生にかかわる一部の業務について、国土交通省の協議に応じるなど、必要な協力を行うことで、国民の水道に対する安全・安心をより高める。

(4)上記(1) $\sim$ <u>(3)については、次期通常国会に必要な法律案を提出し</u>、(1)<u>(3)については令和6年度の施行</u>、(2)については令和7年度以降の設置<u>を目指す</u>(感染症等に関する科学的知見の基盤整備は、感染症法等の改正も反映させつつ早期に取り組む。)。

### コーデックス委員会

### 令和4年度 開催済み会合(当省関連会合)

開催予定日	会合名 (開催場所)
令和 4 年 5 月 9 日 ~ 5 月 24 日	第 15 回食品汚染物質部会(ウェブ形式)
7月 4日 ~ 7月 13日	第 53 回残留農薬部会(ウェブ形式)
10月12日~10月18日	第22回アジア地域調整部会(ウェブ形式)
11月21日~12月13日	第 45 回コーデックス総会(イタリア)
11月29日~12月8日	第53回食品衛生部会(米国)

### 今後の開催予定会合(当省関連会合)

開催年月日	会合名 (開催場所)
令和5年2月13日~2月17日	第26回食品残留動物用医薬品部会(米国)
3月 6日 ~ 3月 15日	第 43 回栄養・特殊用途食品部会(ドイツ)
3月27日~3月31日	第53回食品添加物部会(中国)
4月 17日 ~ 4月 21日	第 16 回食品汚染物質部会(オランダ)
5月 1日 ~ 5月 5日	第26回食品輸出入検査・認証制度部会(オーストラリア)
6月 12日 ~ 6月 16日	第 42 回分析・サンプリング法部会(未定)
6月 26日 ~ 7月 1日	第 54 回食品残留農薬部会(未定)
10月 2日 ~10月 6日	第 33 回一般原則部会(フランス)
11月27日~12月2日	第 46 回コーデックス総会(未定)

※ 最新情報はコーデックス委員会のウェブサイトをご確認下さい。

https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/en/

### コーデックス委員会組織図

